

岡山県立記録資料館
紀要

第18号

【論文】

地方寺院資料にみる戦国期備前国旭川下流地域の社会構成
—備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名の翻刻と分析—

畑 和良……………1

明治期の水害対応に関する基礎的考察

—明治二十五年水害を通して— 久野 洋……………21

【展示紹介】

犬養毅没後九〇年連携展示によせて 石川 由希……………35

【研究ノート】

近世の村方文書作成における文章表現

—「腐っても鯛」をめぐる— 山下 香織……………37

近世・近代転換期岡山地域の「墮胎・庄殺・棄児院」をめぐる議論

沢山美果子……………43

明治初期備中地域の啓蒙社における教科書の調達について

近藤 萌美……………55

【随想】

知られざる社会運動家九津見房子の真実

—ソ連のスパイではなかったことなど— 斎藤 恵子……………63

【資料紹介】

江川三郎八と県庁技師が設計した建築の記録について

山崎真由美……………65

岡山県における国際交流事業のはじまり

—県費留学生と海外技術研修員の受入れ事業— 片岡 進……………71

『岡山県立記録資料館 紀要』第18号において、次のとおり誤記がありました。
謹んでお詫び申上げ、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。

6頁下段16～19行目加筆

〔誤〕

のほとんどは朱筆。生者が没後の安穩を祈り自らのため戒名に「同」「同村」とのみ注記されたものが非常に多いが、この「同」「同村」が一段上の戒名に付された注記と同じという意味なのか、または左右いずれかの戒名に付された注記に同じという意味なのか、わかりにくい。

〔正〕

のほとんどは朱筆。生者が没後の安穩を祈り自らのために喜捨する逆修供養の場合は、戒名の代わりに俗名諱が大きく書かれ、右肩にその人物の苗字と通称・官途名などが注記されている。戒名に「同」「同村」とのみ注記されたものが非常に多いが、この「同」「同村」が一段上の戒名に付された注記と同じという意味なのか、または左右いずれかの戒名に付された注記に同じという意味なのか、わかりにくい。

地方寺院資料にみる戦国期備前国旭川下流地域の社会構成

— 備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名の翻刻と分析 —

畑 和 良

はじめに

戦国期の地方寺社は武家に匹敵する経済力や武力を保持する領主であったが、同時に信仰圏というかたちであらゆる階層・職業の人々を巻き込んで荘園や郷村、郡を越えた一つの地域社会を形成していたとされる。近江国の事例をもとにこうした戦国期の社会形成のあり方を検討した宮島敬一氏は、地域の土豪・地侍たちが地方寺社を中核として形成された社会秩序の表現である祭礼・年中行事・造営に関与することにより、地域社会の秩序維持者として自らの立場を正統化し、存在意義を地域社会に認めさせていたと評価する^①。こうした地方寺社を核とする社会秩序の存在と拡がりを知るための史料の一つとして、寺社の造営に出銭した人々をまとめた奉加帳が有効だが、備前国にはほとんど知られていない奉加関係史料「備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名」(以下「交名」と略記)が存在する。

この「交名」は、岡山市中区国富の真言宗寺院瓶井山禅光寺の本坊安住院に伝来した史料で、昭和三十八年(一九六三)岡山市から文化財指定を受け、「当時の上道郡西部に住む国人・小領主層の分かる史料である」「奉加人の氏名の中には当時、竜操平野一帯を支配した竜ノ口山城主楯所氏一族の氏名も見られ興味深いものがある」と紹介されている^②。しかし、指定以来約六〇年もの間、「交名」は翻刻紹介されることもなく、中世史・地方史研究に活用される機会のないまま忘却されていた。筆者は平成十九年(二〇〇七)七月に安住院にお邪魔して「交名」を実見・撮影させていた

だき、令和三年(二〇二一)に調査成果の一部を『浦上玉堂関係叢書』に反映させたが、「交名」の全体像を紹介する機会を逸していた。近年、岡山県地域においては一次史料に基づく中世・戦国時代史研究が深化し、武家領主の政治・軍事的動向が精緻に復元されつつあるが、領主を地域社会秩序の中において捉えた研究、地方寺社の影響力に視座を置き社会形成のあり方を検討した成果はそれほど公表されていないように見受けられる。

そこで、本稿では「交名」を全文翻刻(稿末に掲載)すると共に、「交名」の成立過程・成立年代を明らかにし、禅光寺に対する信仰を核として形成された地域社会の構成要素を把握したい。なお、行論過程で禅光寺の所在する旭川河口地域の在地領主について述べた拙稿「備前国における戦国期在地「国侍」層の存在形態——平井右兵衛尉関係資料」の翻刻と解説^③」(『岡山県立記録資料館紀要』第二号、二〇〇七年)の内容や掲出史料を頻繁に引用するため、以下この論考を「拙稿A」と略称する。

一 瓶井山禅光寺について

「瓶井の赤門」で知られる瓶井山禅光寺は、俗に「瓶井寺」と称され、本坊である「安住院」の名称で呼ばれることが多い。寺の縁起・地域伝承では報恩大師が天平勝宝元年(七四九)に開基したとされ、「備前四十八ヶ寺」の一つに数えられている。戦国時代初期の文明十一年(一四七九)成立の勧進状や近世の「上道郡瓶井山禅光寺安住院縁起」^④は、禅光寺の本

尊千手観音像について、報恩が「千手千眼済度衆生」の文字が記された「補陀落世界の霊木」を備前国上道郡平井の沖合海上で拾得し、手ずから彫刻したものとしている。延喜七年（九〇七）には醍醐寺の聖宝がこの地に巡錫し禅光寺を中興したと伝わるが、その後禅光寺がどのような歴史をたどったのかは、史料が少なく不明な点が多い。ただ、室町時代前期から中期にかけ、弘法大師の再来と謳われた讃岐国出身の名僧増咩僧正（一三六六～一四五二年）が、禅光寺の経営に関与したことをうかがわせる書状二通が安住院に残されており、寺の縁起も増咩を中興の祖と仰いでいる。

戦国時代初頭の文明十年（一四七八）三月、禅光寺は火災に見舞われ本堂をはじめ堂宇の多くを失った。間もなく寺の関係者が再興を目指して活動を開始し、同年八月備前国薬神寺（現 岡山市東区大多羅町。近世初期に廃寺）の本堂を買い取り、その部材を用いて再建が始まった。これに伴い、屋根の上葺を実施するため翌年七月から喜捨を募る勧進を始めた。翌年三月には当寺の住持増瑜が神仏混淆の寺に付属する八幡宮再建のための勧進を始め、作州豊楽寺（現 岡山市北区建部町）の境内地から木材取り寄せを企図した^①。こうして焼失した堂舎は順次再建されていったようである。

中世段階で禅光寺の寺領がどの程度存在したか不明だが、天文二十二年（一五五三）に備前国上道郡宇治郷に本領をもつ平井朝能（右兵衛尉）が作成した所領目録に、「寺分」として他の所領と区別された田畠が記されており、「みかる寺分」の肩書がなされている^②。瓶井寺こと禅光寺は、自身が直接経営する田畠以外に、平井氏のような在地武士やその他様々な身分・職業の人たちが保有し経営する所領の年貢取得権を寄進・売買などのかたちで集積し、寺領を形成していたものであろう。しかし、文禄年間に宇喜多秀家による分国内寺院の大規模な再編成が実施された際、備前国内の諸寺院はそれまで保持していた寺領を大きく削減され^③、禅光寺も国富村内の田畠屋敷地八〇石のみを宇喜多氏からの再寄進というかたちで寺領として認められた（稿末の「屏風装本の付随文書」^④ 1）。関ヶ原合戦により

滅亡した宇喜多氏に代わって岡山藩主となった小早川氏・池田氏から保護を受けた禅光寺では、本堂の修造（慶長六年＝一六〇一）や後楽園の借景として名高い多宝塔の建造（寛延四年＝一七五二）が行われた^⑤。その過程で領地の加増も行われ、寛永十一年（一六三四）までに一五四石三斗九升まで寺領が回復し（稿末の「屏風装本の付随文書」^⑥ 2）、明治四年（一八七一）段階でも一五二石四斗一升五合の寺領を保有していたことが岡山藩の記録によって確かめられる。

二 史料の概要と成立事情・作成年代

前節のような歴史的経緯をもつ禅光寺安住院に伝わった「備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名」の書誌的概要については、『岡山県文化財総合調査報告』二七（岡山県教育委員会、一九九〇年）に的確な説明があり、これを参考にしつつ筆者の見解を交えながら以下にまとめておきたい。

本史料は、交名（人名を列記したもの）の記された野線引きの紙幅二枚（第一紙・第二紙）と、三十番神が描かれた本尊一幅の計三枚の紙幅から成り立っている。野線引きの紙幅二枚には、仏僧・領主・商業者・職人・楽人など多様な属性をもつ男女総計八九三人分の戒名（または俗名）が列記され、壮観である（写真1）。第二紙の交名最上部には日月を表現したものと考えられる金と銀の円が描かれている。第一紙の交名左右には当史料の成立事情について触れた次の文章が記述されている。

備前州上道郡宇治郷瓶井山禅光寺如法経中懸之、右旨趣者、当山為二王堂造営扣十方檀門欲勸奉加、而披志之人々注法名尽未来際可弔此結衆之由也、仍而尊勝陀羅尼三遍光明真言廿一遍、無闕如可被唱之、将又於此位牌、聊不可有棄捨、有破損者可加修理者也、衆儀所定若斯
康正二季丙子六月十八日始之

意識すると「禅光寺で執行される如法経転読の際、この掛け物を懸ける

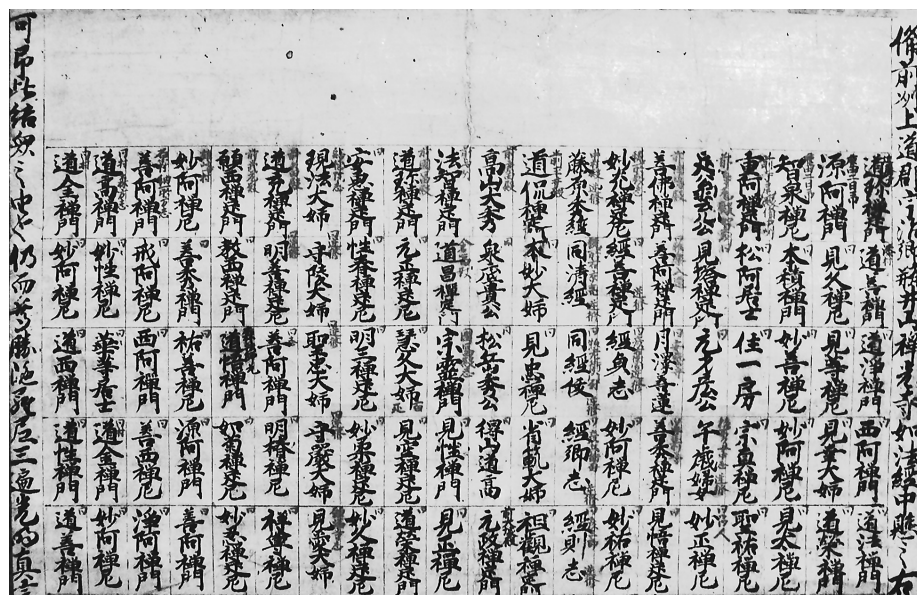


写真1 備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名 (第一紙最上段部分)

罫線引きの紙面に記された交名、左右に分割された趣意書の状況を示す

こととする。その意趣は、禅光寺仁王堂造営のため諸方の檀家を訪ねて奉加を募ろうと考えている。そして寄付者の法名を注記し永遠に仏に結縁した人々を弔わんとするものである。よって尊勝陀羅尼三遍・光明真言二一遍を欠けることなく唱え、この位牌をいささかも捨て置くようなことはない。もし破損したら修補を加えるものである」という意味になる。すなわち、禅光寺の呼びかけに応じ仁王堂建立資金を寄付した人々の安穩・冥福を祈る目的で、「交名」は作成されたのである。

「此位牌」と表現されているように、寄進者にとって「交名」は事実上の位牌だった。菩提寺を持つ在地領主層はともかく、墓地すら明瞭でない庶民にとって、この意味は重い。寄進者からすれば、寺の造営事業に参加する見返りとして、寺内の永遠に祈禱の対象となる場所に自身の位牌を設置してもらう意義があった。寺側もこれをアピ―

ル材料として喜捨の促進を図ったのであろう。

事情は不明だが、本史料は同一内容(ただし細部に異同あり)のものが二セット存在する。一方は三幅の軸に仕立てられており、良好な状態で保存されている。もう一方は二曲一隻の屏風に貼付されている。前者の収納函・後者の三十番神絵像貼付の押紙には、次の記述がみられる。

此過去帖曼荼羅安住院所所有也列記其檀越名姓法号税所家累代之名姓録在此中起康正二年乙亥及明治廿六年癸巳四百三十八年経星霜之久也、表装爛残殆不可観洵為可惜矣、余乃受修治焉新製函深寓保存之意

明治廿六年十二月念五 從三位勲二等子爵税所篤敬誌

この記述から、明治二十六年(一八九三)時点で当該史料が安住院に保管されていたこと、もと薩摩藩士税所篤(一八二七―一九一〇年)が修理し収納箱を新製の上納めたこと、「過去帖曼荼羅」とも呼ばれていたことがわかる。「交名」には税所姓の人物が多数記されており、篤がこれを知って自主的に修補したか、寺側が税所姓ゆかりの史料であることを篤に知らせ修補について助力を依頼したのか、いずれかであろう。税所篤による修補の二年後、明治二十八年に作成された安住院所蔵の宝物目録、書画の部に「如法経戒名曼荼羅紙地 康正二年丙子六月十八日当山住僧兌尊筆」とあるのが、本史料を指していると考えられる。

軸装本と屏風装本の関係だが、次に示すような差異が認められる。

I 軸装本と屏風装本とで戒名の順番が違う箇所がある(軸装本第二紙の上から六段目、右から九番目にみえる道秀禅門が、屏風装本では同じ段の左から三番目、見秀禅尼と妙金禅尼の間に記入されている)

II 軸装本・屏風装本の双方において部分的に注記朱字の脱落が確認できる(Iで指摘した第二紙の道秀禅門、同じ段の左から二番目にみえる見秀禅尼の肩書が軸装本では脱落している。第一紙の下から五段目、左から十番目の妙聖禅尼とその直下の妙心禅尼、下から三段目左端の妙玄禅門の肩書は、軸装本にのみ注記があり屏風装本にはない)

III 文字の異同(第二紙上から十一段目、右から十一番目の自幸禅尼II屏風

装本では白幸禅尼)

『岡山県文化財総合調査報告』二七は屏風装本を軸装本の「精巧なミニチュア」とするが、双方に脱漏がある点を考慮するならば、各々が一つの祖本(例えば過去帳的な史料)を元に作成された可能性もあると思量される。本稿では軸装本を底本とし、破損等で読み取りが難しい箇所について屏風装本を参照して翻刻を行い、屏風装本にしかみえない注記を補った上、異同箇所を傍線を付しておいた。なお、屏風装本が貼られた屏風には、本史料のほか織豊期〜江戸時代にかけての禅光寺関係古文書と共に、吉田禎二に関する資料(同人宛書簡など)が貼付されている。永山卯三郎『寺院資料(上道郡)』所収「瓶井山禅光寺史料」(注12所引)によると、吉田禎二は国富村の名主出身で上道郡役所書記を務め、安住院檀家総代の立場にあった「物識」な人物とのことなので、屏風装本は檀家の有力者吉田禎二が関与するかたちで現在の姿に仕立てられたものと推定される。

さて、本史料は「康正二季丙子六月十八日始之」と記されることから、康正二年(一四五六)の成立とされているが、原本の筆跡は同筆で記された大半の箇所(以下①とする)とは別に、紙幅下部に異なる筆跡(以下②)がみられる。最初に①が同一人物によって記された後、別人によって下部に②が書き継がれたものと理解できる。この点については『岡山県文化財総合調査報告』二七も「第一幅は下二段、第二幅は下三段が紙・野とも後補で、筆勢も上とは異り後から追記したもの」としており、従うべきであろう(写真2)。本稿の翻刻でも後補部分との境に点線を入れて区別した。

大部分を占める①の範囲から、康正二年に生存していた奉加者を割り出すことは史料の制約もあって難しい。よって、内容から康正二年の起筆を証明することは困難である。ただし、「重職」なる人物が播磨・備前・美作守護赤松満祐(性具大禅定門 赤松大膳大夫殿、第二紙上から三段目)を追善する目的で奉加に参加している点は、成立年代を考証する上で重要と思われる。赤松満祐は嘉吉元年(一四四一)に將軍足利義教を謀殺し(嘉吉の乱)、幕府軍の追討をうけて同年のうちに播磨国城山城で自害する。

この事件のため赤松氏は断絶し、家臣団も潜伏を余儀なくされたが、長禄二年(一四五八)に赤松氏は將軍弑殺の罪を赦免され、お家再興が認められた¹⁴。赤松家再興が成った長禄二年は、「交名」作成の契機となる奉加が開始されたという康正二年(一四五六)の二年後に当たる。赤松氏関係者「重職」が、赤松家再興を契機に当時禅光寺が催行していた奉加に参加し、旧主赤松満祐の菩提を弔った可能性は十分考えられる。よって、康正二年から禅光寺仁王堂造営の奉加勸進と参加者名の「交名」への注記が開始されたとする記文は、信用しておきたい。

ただし、あくまでも康正二年は奉加勸進と「交名」注記の開始年次であって、この年を本史料全体の成立年代とすることはできない。なぜならば、①の筆跡中に「経郷志 同(穢所) 彦兵衛尉逆修」(第一紙上から八段目)とあり、穢所経郷による生前供養の奉加が認められるからである。

【史料1】 穢所経郷書状

今度牢々御届段御祝着之由、政宗被仰出候、然者御同名与三右衛門殿跡職豊前守折紙被進候処、彼人可有忠儀由被申付候而、殿より貴所へ

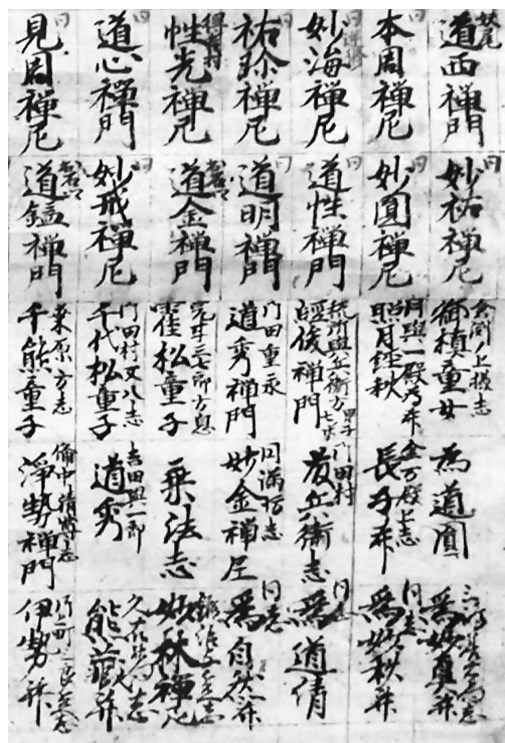


写真2 「交名」第二紙の下三段
上二段とそれより下の筆跡の違いに注意

為替地御一行、如此御出候、又御抱分光信地頭領家御正税之事、与一兵衛・与一合力申候へと申候間、不可有別候、兩人一行之義、重而調可進候、少も御不審有間敷候、為御心得以折紙申入候、恐々謹言

税所信濃守

十月廿八日

経郷（花押）

平井右兵衛殿

御宿所

【史料2】 浦上政宗判物¹⁵⁾

同名与三右衛門尉事、別而可抽忠儀由候条、先可達本意依所存、令領掌候、今度父子三人牢々相届段、不可存忘候、此砌候之条、於堪忍者弥可為大忠候、仍吉岡南方之内惣堂寺分事相計訖、然上者、猶以忠節肝要候也、仍状如件

天文廿二

十月廿六日 政宗（花押3）

平位右兵衛殿

天文二十二年（一五五三）十月二十六日、浦上政宗は平井右兵衛尉朝能知行する予定だった同族与三右衛門尉跡職に問題が生じたため、替地を給与する旨の判物を朝能に与え、その辛勞をねぎらった（史料2）。【史料1】は「今度牢々御届段御祝着之由、政宗被仰出候」「殿より貴所へ為替地御一行、如此御出候」とあることから、【史料2】を平井朝能に取り次ぐ目的で書かれていることが明らかであり、天文二十二年十月のものと判定できる。つまり、穢所経郷は禅光寺仁王堂造営奉加が開始された康正二年（一四五六）から約百年も後の天文二十年代（一五五〇年代）の人物である。また、【史料1】にて経郷は「税所信濃守」を名乗っているが、禅光寺の奉加に参加した時点では未だ受領名を名乗らず「彦兵衛尉」を称している。穢所経郷が禅光寺の奉加に参加し、その名を「交名」に注されたのは、天文二十二年より幾年か前のことということになる。

つまり、仁王堂造営のための奉加を募る活動と参加者の注記は、康正二

年の開始後、百年近い長期間にわたって継続し、穢所経郷が活動していた天文年間に入って康正二年の開始時以来の奉加者がまとめて清書され、その結果、同筆で記された交名の中に一五世紀半ばと一六世紀半ばの奉加者名が混在する①が成立したものと考えられる。よって、「交名」の第一次的な成立年代は、一六世紀第二四半期、天文年間前半と推定される。

紙幅下部の異筆による後補箇所②は、当然天文年間の清書後の成立と考えられる。②の範囲に注記された奉加者の中には、岡新五兵衛（第一紙の下から二段目）、羽原一右衛門（第二紙下から二段目）のように慶長期の宇喜多氏分限帳に登載された人物名がみえ、第二紙最下段の「片上町三郎兵衛」のごとく岡山城下町の住人も混じっていることが確認できる。第二紙の下から二段目にて御宮童女を供養する目的で奉加に参加している池田三丞についても、次のような史料が残る。

【史料3】 宇喜多秀家書状¹⁶⁾

「上包ウツ書」

羽柴八郎

秀家

就鳥取庄御公用之儀、御書并織色沓端忝致頂戴候、当年之儀旱天候条、一円雖難相調候、銀子拾枚致運上候、可然様御披露所仰候、恐々謹言

八月四日

秀家（花押）

【史料4】 池田秀範副状¹⁷⁾

「上包」

池田三丞

秀範

尚々、雖輕微之至候、太刀代百疋令進上候、寔緩怠至極候へ共、御祝儀計候、猶期後喜候、以上
御直書畏而致頂戴候、就鳥取庄御供用之義「^{（擦消抹消）}」被成御下候、当年者無其隠干天一円難相調由被申候へ共、色々申調、如毎年進納仕候、随而從 御本所様織色沓端被下候、忝次第可然様御取成所仰候、恐々謹言

八月四日

秀範（花押）

【史料3・4】によって、池田三丞の実名が「秀範」であること、宇喜多秀家が「八郎」を名乗っていた天正十年代前半（二五八二～八六年）、宇喜多氏重臣として皇室御料所備前国鳥取庄（現 赤磐市南部、旧 山陽町全域と旧 赤坂町南部を含む一帯）の公用納付に関わる取次事務などを担当していたことがわかる。池田秀範は天正九年二月十五日、岡山寺にも涅槃図の寄進を行っており、²¹天正年間に宇喜多氏本拠が岡山城に定着して以降、岡山周縁部の寺院と関わりを持ったことが知られる。こうした奉加人の活動年代から、後補部分²²については天文年間以降、天正・文禄・慶長期にかけての奉加者を一括して書き足したものと考えることができよう。

以上のように、現在みられる「交名」は、①が康正二年の奉加開始から天文年間前葉にかけての奉加者²³が天文年間から近世初期の奉加者から構成され、二度の作業を経て成立したものと考えられるのである。

三 地域社会を構成する村・寺社・武家・都市

「交名」は二つの紙幅に分けてまとめられている。筆跡①にて一紙につき横二〇行縦二〇名の奉加者を列挙し、各紙四〇〇名分ずつ、計八〇〇名分がまとめられている。また、後年の追加分²⁴は第一紙では横二〇行に縦二列四〇名分、第二紙では横二〇行に縦三列半分五三名分、総計九三名分がまとめられている。康正二年の奉加開始から約一四〇年間の、八九三口分の奉加が銘記して留められていることになる。

宮島敬一氏は注（1）論文で、寺院に対する奉加者名は「本来、寺社造営の一定の期間、板などに書かれて掲示・告示され」地域社会における奉加者の地位が客観的に示されたと評価している。軸装されて寺内の法要の場に掲げられる禅光寺「交名」もそうした意識をもとに作成されていると思しく、「交名」のまとめ方には奉加者の地位や禅光寺との関係性を反映した大まかな法則性が認められる。例えば第二紙では最上段から三段のほとんどが仏僧の戒名で埋められており、その最上段中央に禅光寺中興・増

畔僧正の名が記入される。その右隣にみえる「前摩尼珠院増恵」とある摩尼珠院は、応永三十二年（一四二五）以降に増畔が住持を務めた讃岐国の金花山摩尼珠院妙成就寺（現 高照院、香川県坂出市西庄町）のことで、増恵は増畔の師である。²²また、一五世紀後半の安住院住持とみられる「故安住院良祐律師」、²³慶長六年本堂再建棟札によって禅光寺の塔頭子院とわかる普門院・円福院・岩本坊・奥泉坊・実相坊の肩書を持つ僧侶名も、最上段から三段目にわたって記載されている。先に指摘した播備作守護赤松満祐の戒名もこの一群の中（三段目）に含まれている。このことから、本「交名」の上部には禅光寺と特に関係が深い人々、禅光寺が重要視する人々が意識的にまとめられている可能性が高いと考えられる。すなわち、本「交名」を分析することにより、禅光寺の影響圏内における奉加者の社会的な立場をある程度明らかにすることが可能となるはずである。

供養対象として「交名」に記入された戒名の右肩には、その人物の住所を示す地名、生前の名前・所属など、またはその戒名の人物の冥福を祈る目的で禅光寺に喜捨を納めた人物の名前が注記されている（これらの注記のほとんどは朱筆）。生者が没後の安穩を祈り自らのため戒名に「同」「同村」とのみ注記されたものが非常に多いが、この「同」「同村」が一段上の戒名に付された注記と同じという意味なのか、または左右いずれかの戒名に付された注記に同じという意なのか、わかりにくい。

「交名」に記された戒名に、その人物、または施入者の在所名が注記されていることを指摘したが、その地名を抽出し近世前期の村名と現在地を示したものが表1であり、その分布を地図上に示したものが図1である。

本「交名」に関与した人物のほとんどが、旭川下流域の両岸、上道郡西部と御野郡を在所としていたことがはっきりわかる。莊郷名でいえば、上道郡宇治郷、御野郡鹿田庄・三野新庄に関連する村々が顕著にみえ、宇治郷については同郷に属するほとんどの村名が「交名」に登場している。この分布傾向は、そのまま中世後期から織豊期段階の禅光寺の檀家の分布、信仰圏の広がりとして捉えることができよう。下段追記部分には備中国窪屋

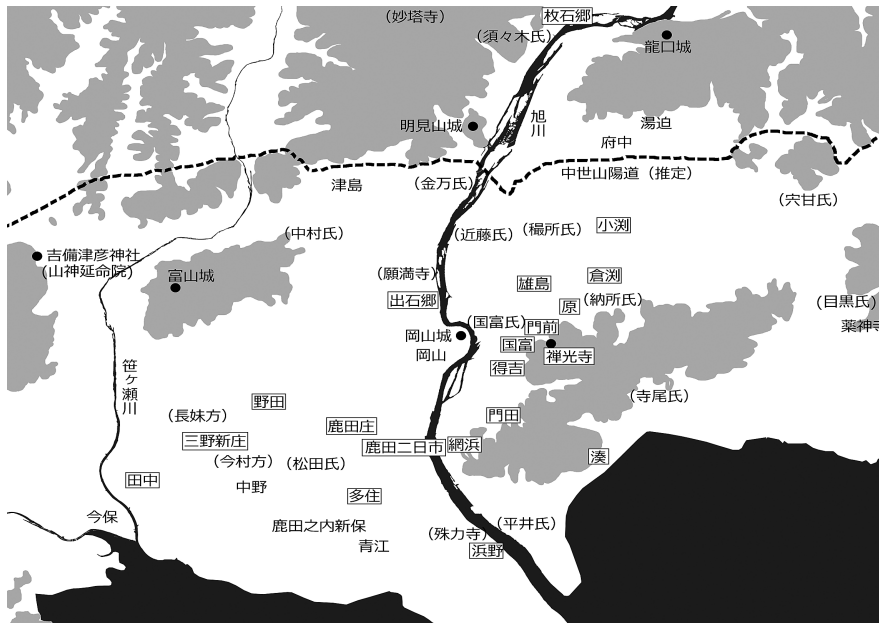


図1 「交名」にみえる地名・寺社名・領主名の分布図（枠囲いが「交名」記載地名、丸カッコ囲いが「交名」記載寺社名・領主名。その他は参考）

郡西岡、同郡西庄平田（現 倉敷市西岡・平田）の地名がみえる。森脇崇文氏によれば、これらの地域は天正十三年（一五八五）に成立した「中国国分」によって新たに宇喜多領に組み込まれ蔵入地として新田開発が推進された場所であった（注9論文）。支配者である宇喜多氏の分国拡張が契機となり、禅光寺の影響力が備中国南部の新開地に伸びたものであろう。「交名」には増畔関係寺院や禅光寺の塔頭子院とは別の寺社名がいくつかみられる。第二紙第二段の中央、増畔僧正の真下に記載される増円法師の所属「山神延命院」は、備前国一宮吉備津彦神社の南隣に位置する山神地区にあった一宮の神宮寺「山神山神力寺」に関係する寺院と推測される。第二紙四段目には吉備津宮左楽頭伶人の肩書をもつ妙浄禅門の名もみえ、禅光寺仁王堂造営に一宮関係者が協力していたことが窺える。同じ第二紙第三段の右から三番目にみえる

表1 「交名」にみえる地名一覧

交名の地名	荘郷保名／江戸時代の所属郡村名	現在地（推定含む）
雄嶋村	宇治郷／上道郡雄嶋村	岡山市中区原尾島の一部
原村	宇治郷／上道郡原村	岡山市中区原尾島の一部
国富村	宇治郷／上道郡国富村	岡山市中区国富、古京町、森下町の各一部
網浜村	宇治郷／上道郡網浜村	岡山市中区網浜、旭東町、赤坂本町、御幸町、新京橋、門田屋敷、桜橋、赤坂南新町を含む一帯
門田村	宇治郷／上道郡門田村	岡山市中区門田本町、東山、御成町、門田屋敷、奥市、門田文化町を含む一帯
得吉村	宇治郷／上道郡門田村の内徳吉	岡山市中区徳吉町
倉渚村	宇治郷／上道郡原村の内倉渚	岡山市中区藤原西町付近
門前	宇治郷／上道郡瓶井門前村	岡山市中区国富の一部 ※禅光寺所在地
湊村	宇治郷または幡多郷／上道郡湊村	岡山市中区湊、門田本町の各一部
小渚	幡多郷／上道郡清水村の内小渚	岡山市中区清水一丁目字城ノ内付近
鹿田二日市	鹿田庄／御野郡二日市村	岡山市北区旭本町、七日市西町および岡南町の一部
多住村	鹿田庄／御野郡田住村	岡山市北区奥田、奥田南町および奥田本町、奥田西町、東古松、岡南町の各一部
浜野	鹿田庄／御野郡浜野村	岡山市北区浜野、豊浜町、富浜町、新福
田中村	正野田庄または宮野保／御野郡田中村	岡山市北区田中
野田	野田保／御野郡野田村	岡山市北区野田、西古松西町、大元上町、西島田町、北長瀬本町を含む一帯
三野新庄	三野新庄／御野郡市久村・長瀬村・上中野村・下中野村・今村・西市村・京殿村	岡山市北区北長瀬、北長瀬本町、北長瀬表町、西長瀬、日吉町、今、上中野、下中野、西市付近
出石郷	出石郷／御野郡出石本村・下村・川原村・東川原村・浜村	岡山市北区出石町、中区西川原、東川原、浜
枚石郷	枚石郷／御野郡三野村・宮本村・畑村・鮎尾村・原村・宿村	岡山市北区三野本町、三野、半田町、法界院、宿本町、宿、原、玉柏、金山寺を含む一帯
都町	岡山城下町古京町か	岡山市中区古京町、森下町
片上町	岡山城下町上片上町・下片上町	岡山市中区中納言町の一部
児島	児島郡	玉野市全域および岡山市南区・倉敷市の一部
妹尾	妹尾庄／備中国都宇郡妹尾村	岡山市北区妹尾
備中西岡	子位庄／備中国窪屋郡西岡村	倉敷市西岡
同西庄平田	万寿庄／備中国窪屋郡平田村	倉敷市平田

※荘郷保の所属郡村名には異説もあり、現在の地名による推定範囲は大きな目安として示した。

「珠力寺」は、浜野村（現 岡山市南区浜野）にあって寛文六年（一六六六）に廃寺とされた殊力寺を指す可能性がある²⁵。浜野殊力寺は廃寺時点で日蓮宗寺院だったが、「交名」には浜野村在住者からの喜捨が数筆みえ、本来は彼らが地元で信仰する非日蓮宗寺院だった可能性はあろう。第一紙五段目の願満寺も、瓶井山禅光寺の山号をとって「瓶井寺」と称すること

く日蓮宗瑞雲寺（現 岡山市北区番町）の前身である願満山成就寺を「願満寺」と称したものではなからうか。これらの記述から、禅光寺は寺内の塔頭子院による下支えのみでなく、旭川下流沿岸地域の諸寺院と結びつきを保つことで堂舎の維持造営などを実現し得たことがうかがえる。戦国初期に行われた禅光寺本堂再建の際、建物自体を同じ上道郡内の薬神寺から買い受けたこと（一参照）などは、そうした地域寺院間の相互扶助が金銭的な支援に留まらず、建物部材の提供にまで及んでいたことをうかがわせる。

次に、本「交名」に記載された武家領主についてみてみよう。第一紙には最上段の二〇行のうち一五行分を使って、〇〇殿・〇〇方の肩書を持つ武家領主十二家の家名がまとめられている。その各家の具体像を以下に示し、彼らの位置づけを考えてみたい。

【近藤方】御野郡西川原村

「近藤方道珍禅定門」の名が「交名」第一紙最上段にみえる。『備前記』⁽²⁶⁾武・御野郡西川原村の項に「村ノ内ニ古屋敷有之近藤因幡守、同因幡守、同丹後守三代居住ト云、領分ハ西河原村、東河原村、竹田村、南方村、中村中市、御野村、平瀬七ヶ村ト云、子孫森家臣近藤善左衛門也ト云」とある。JR西川原駅の北隣地に「城跡」の小字があり、ここにあった「古屋敷」は西川原構を本拠とする武家領主として伝承される氏族である。

【前寺尾殿】上道郡円山村

「交名」第一紙最上段に「前寺尾殿備中州重阿禅定門」（寺尾備中守）「前寺尾殿賀州足翁充公」（寺尾加賀守）が並記される。『和氣絹』中・上道郡に「寺尾屋敷。丸山村八幡宮の乾の方の小山也。今見る所城跡の如し。宇喜多家臣寺尾作左衛門屋敷也」とあり、丸山村を根拠とする寺尾氏の存在が近世伝承にみえる。「金山寺文書」長享三年卯月須々木行景ほか七名連署掟書に寺尾永能（右京進）が署名しており、戦国前期の旭川下流地域にて寺尾氏の実在が確認できる。

【前津島殿】上道郡湯迫村、または御野郡津島村か

第一紙最上段の「前津島殿善仏禅定門」を筆頭に、「同雅楽入道善阿禅定門」「同安芸守月沢善連」「同豊前守善秀禅定門」の名が縦列に記載される。津島氏は宇喜多家臣団の中にみえる。天正五十八年ごろ勤修寺家の家司井家豊家が宇喜多氏家臣の池田三丞秀範（前掲史料4の発給者）に鳥取庄の公用納付を督促する書状を送っているが、その宛所表記に「池田三丞」「対馬三丞」が混用されており、池田秀範が津島氏（対馬は同音の当て字）を名乗っていたことが判明する。同族として宇喜多秀家から茶葉を傷めずに送るよう指示された津島七右衛門尉の確認できるが、氏族としての地盤や実態は全くわからない。近世前期の寛永十二年乙亥三月吉祥日浄土寺棟札に同寺再建に関与した地域有力者として「津島九兵衛」「湯迫津島七三郎」の名がみえる⁽²⁷⁾。もっとも、御野郡に津島村があり、単純にこちらを苗字の地とする在地領主である可能性もある。

【礫所殿】上道郡礫村（礫所村）

礫所氏は禅光寺の北方五・五キロメートルに所在する備前国上道郡龍口城（現 岡山市中区祇園）城主として知られ、「国中」と呼ばれる旭川下流府中地域の武家領主群と連携し、浦上氏との結びつきを背景に彼らを軍事的に統轄する立場を得て、知行宛行権・裁判権を行使した当該地域屈指の有力領主である（拙稿A）。太田亮『姓氏家系大辞典』第三卷（礫部甲陽堂、一九四三年）の礫所氏の項目には、「備前上道郡龍の口城主税所氏は、同郡宇治郷税所村に據りたるものにて、其の先は備前の国の守介となりて、国府に下向せし藤原家の末葉と云ひ傳ふ（中略）家紋は藤の丸、替紋木瓜なり」「税所氏は備前の介守となりて国府に下向せし藤原氏が、財田氏の家に子なきが故に之を継ぎ、上道郡宇治郷税所村に居る、因って氏とす。亦嗣なくして吉備津宮社務大藤内より養子す」という具合に、礫所氏の遠祖や家紋に関する伝承が吉田禎二の言として引用されている。吉田が関与するかたちで成立した「交名」の屏風装本には、右の家伝に沿った内容を持つ礫所氏とその遠祖・類縁者の家紋をまとめた図が「交名」と共に貼り込まれている（写真3）。こうした伝承がどこまで真実を伝えている



写真3 家紋書付 (上段右から：財田氏の紋、大森弥八郎の紋、藤原家古代の紋。下段右から：龍ノ口城主税所氏の紋、大森内家の紋、税所吉田氏の紋)

るのか未詳だが、王藤内家^{おうとうない}からの養子配偶の件は「備前国一品吉備津大明神神主略系」にも「男 中郡榎所家ニ入」とみえる⁽³³⁾。国衙至近地を本貫としその役所名を家名とすることも含め、在庁官人の系譜を引き備前国一宮神主家とも繋がりを持つ古くからの有力者と推定される。

第一紙最上段はその榎所氏が「妙光禅定尼」追善のため奉加に参加したことを示すものだが、その直下の縦数段、および左隣の「中村殿藤原秀経」の下段から縦七段にわたって、「榎所右京亮清経」「惣左衛門尉経俊」「彦兵衛尉経郷」「彦三郎経則」「彦七」「三郎太郎」「彦四郎基経」「彦右衛門尉経貞」の名が列挙されている。第一紙十段目には「弥要童女」(榎所惣左衛門方子)の名も確認できる。備前国の中世後期の領主家で、ここまで個々の人物の実名(諱)がわかる事例は他になく、貴重な史料と言える。

榎所一族が俗名で記されるのは、注記にある通り逆修によるもので、榎所氏一門が生前から禅光寺を篤く信仰し供養を依頼していた事実を物語る。また、一族の全員が実名に「経」の一字字を用いている点から、「経」が榎所一族の通字であることを確定できる。

【中村殿】御野郡上伊福村の枝別所

近世地誌『備陽記』⁽³⁴⁾巻第八・御野郡之内古城に「上伊福村之内村中ニ古城跡アリ、中村弥右衛門ト云者居城スト云伝」とある。中村弥右衛門を輩出した中村氏は別に述べる納所氏の一族

とされる。⁽³⁵⁾「交名」は「中村殿藤原秀経」の名を最上段に記すが、その本姓や実名の「経」の一字を勘案すると、むしろ榎所氏との同族関係を想起させられる。

【前平井殿】上道郡宇治郷平井新開(近世の平井村)

第一紙最上段の「前平井殿道侃禅定門」は、拙稿Aで検討した上道郡宇治郷光信名の領主平井氏の当主と考えられる。平井氏は鎌倉時代末期から宇治郷地先の荒野(平井新開)を實力支配する御家人身分を保持する武士で、戦国期に入ると松田鹿田氏や榎所氏に従属し、手作地を含む所領の正税や軍役を彼らに提供することで自領維持に努めている。一で触れたように、天文二十二年に平井朝能が作成した寺分注文によって、平井氏の所領内に禅光寺の寺領が設定されていたことが知られる。恐らく、平井氏が自分の所領の一角に対する正税取得権を禅光寺に寄進した結果、寺領化したものであろう。当然、禅光寺は在地で力を持つ平井氏を通じて寺領からの年貢回収を維持していたはずで、寺から重要視される武家と考えられる。

【前鹿田殿】御野郡鹿田庄

第一紙最上段の「前鹿田殿」は、備前松田氏の一門で旭川右岸の御野郡鹿田庄を地盤とする室町幕府奉公衆松田鹿田氏を指すとみて間違いない。というのも、家名が一致するのみではなく、「交名」に「前鹿田殿」として示される人物の法名「高山大秀」が、榎原雅治氏が明徳・応永年間の松田鹿田氏当主として紹介する松田豊前守明秀の法名(道号高山・戒名道秀⁽³⁶⁾)とほぼ一致しており、「前鹿田殿高山大秀」＝松田明秀である可能性が高いからである。「安住院文書」増許書状(注6所引図録所載)にも「故大秀」が玉井宮の社領二段を寄進したとあり、松田鹿田氏が所領の寄進などを通じて禅光寺や関係神社と接点を持っていたことが知られる。

松田明秀に続けて「同」の肩書を付し縦列に記される泉底貴公、松岳秀公、得山道高も、道号の入った四字の法名で表されていることから有力武家であることが明らかで、松田鹿田氏歴代当主の可能性がある。第二紙の上から三段目に記された「劫外道春居士」(能州太守)は明応二年の史料

にみえる松田能登守、「日田禪定門」(豊州太守)も「豊前守」を歴代の受領名とする松田鹿田家当主である可能性が高い。

【前国富殿】上道郡国富村

国富氏は、禅光寺の所在地上道郡宇治郷国富村を苗字の地とする領主家である。永正十三年(一五一六)に国富重幸は旭川対岸の岡山村を根拠とする金光朝勝と連署して文書発給を行っており、礫所氏の台頭が始まる以前の旭川下流地域において近隣の武家領主と連合して政治的秩序を担う存在だった。「交名」第一紙下半部四段目には、六歳で亡くなった子息の菩提を弔う目的で奉加に参加した「国富左衛門進」の名がみえる。近世地誌『備陽記』巻第八・上道郡之内口分古城跡は、この人物を指すと思われる国富左衛門佐を国富村古城山の城主と伝える。現岡山市中区国富二丁目、法輪寺の北西の小字「城山」所在の小丘が、国富村の古城跡という。⁴⁰⁾

「交名」中には最上段記載の「前国富殿道玠禪定門」や前述の「国富左衛門進」のほか、「国富西方女中」の肩書を持つ「慈泉禪定尼」が第二紙三段目に、「西殿御内志輔女」の肩書を持つ「慈永禪定尼」の名が第一紙下半部一段目にみえる。「西方」「西殿」の表記からは、国富氏に分家が存在し本家の居館の西方に住居を構えて「国富西方」「西殿」と呼ばれていた可能性を見通すことができる。国富村切図をみると先の「城山」とは別地点(現 岡山市中区古京町。県立朝日高校と古京交差点の間付近)に「堀之内」の地名が確認できる。⁴¹⁾慈泉禪定尼は「涅槃施主」と注記されており、この女性が禅光寺に涅槃図を施入し、その功德によって第二紙の上段にその名を記されたものと判断できる。慈永禪定尼の方は、肩書注記により「輔女」の俗名で呼ばれていたことがわかる。中世の地方武家出身の女性の名前がわかること自体珍しく、貴重である。

【前矢田殿】磐梨郡可真郷、または御野郡三野村か

第一紙最上段の「前矢田殿道充禪定門」は、備前国磐梨郡可真郷の田所で嘉吉年間に同郷代官職を務めた矢田太郎左衛門入道道秀と酷似した法名を名乗っており、可真郷の矢田道秀と同一人物または子孫の可能性がある。

矢田氏は王八幡宮の神主として延宝三年(一六七五)まで可真下村にいたことが確認でき、同村に「矢田平」という枝村もあることから(『備前記』)、可真郷生え抜き領主と考えられる。ただし『吉備前秘録』⁴²⁾御野郡古城の事に鑑子釣城(明見山城。現 岡山市北区三野本町)の説明として「矢田安芸守といふ者居る」とある。事実とすれば「前矢田殿」は禅光寺に近い鑑子釣城との関わりで語られる矢田氏に比定できる可能性もある。

【前武元殿】在所未詳(備前国東部か)

第一紙最上段記載の「前武元殿願西禪定門」「同教西禪定門」のほか、第二紙四段目に「武元式部方正元禪定門」の名がみえる。永禄十年(一五六七)二月十六日浦上宗景判物によって、磐梨郡物理保(散田香山分)の前知行主武元長左衛門の存在が知られる。近世後期の文人武元登々庵の遠祖武元与兵衛正高は、宇喜多氏家臣明石氏の婿となり和氣郡吉永村に帰農したという。⁴³⁾前武元殿はこれら備前国東部にみられる同姓者の一族か。

【納所方】上道郡原村

納所氏は戦国末期に宇喜多氏家臣として活躍し、慶長五年の宇喜多氏滅亡後、旧宇喜多氏宿老で備中庭瀬藩主として生き残った戸川氏に再仕官した領主家である。納所氏の本拠は従来明らかでなく、同家の家伝と系譜をまとめた「納所中村家系図」⁴⁴⁾には「備前国上東郡厚村」の領主とあるものの上道郡に「厚村」はなく、不可解な状態のまま置かれていた。ところが、「交名」には「原村納所方」とあり、「厚村」が「原村」の単純な誤植であることが明らかになった。上道郡原村は同郡雄嶋村と合併して現在は岡山市中区原尾島になっている地域であり、本「交名」によって納所氏が旭川下流域左岸を本拠としていたことが判明するに至った。納所は礫所と同様に国衙の租税収納に関わる役所名であり、納所氏もまた国衙所在地近傍に根づく在庁系領主である可能性が高くなったと言えるだろう。

「交名」第一紙最上段に記される納所氏による奉加は、「善阿禪門」の供養を目的としたものである。「納所中村家系図」には納所藏人道教の舅として「国富源右エ門法号善阿弥」の名がみえる。「交名」にいう善阿禪

門が納所氏の妻の父国富善阿弥だとすれば、その供養を目的とする喜捨は十分納得できる。「交名」の記載は、近世の家系伝承にみえる納所・国富氏の縁戚関係が事実であった可能性を示唆している。その他、第一紙下段部一段目に「納所小二郎方明意禪定門」、第二紙四段目に「納所勘解由左衛門尉道高禪定門」「納所七郎兵衛方息女妙西禪尼」の名がみえる。

【森方】上道郡原村

「交名」第一紙最上段に「同村森方志 道高禪門」とあり、三段目に「森法師丸道悟禪門」の名がみえる。「金山寺文書」長享三年卯月須々木行景ほか七名連署提書に森弥次郎の署名がみえ、延宝三年（一六七五）段階の御野郡三野村妙見宮神主も森与三右衛門を名乗っており（注43所引資料）、旭川下流域西岸の三野郷における森氏の実在が確認できる。もっとも、「交名」のいう森方の在所「同村」は上道郡原村のようで、三野郷の森氏と同一視できるか課題が残る。

以上見てきた通り、寺尾・礒所・平井・鹿田・国富・納所・森の七家は、在所名注記の分布から推定した禅光寺の信仰圏内（上道郡西部および御野郡）に本拠を有したことが同時代史料や「交名」の在所名注記にて確定できる領主家である。そのうち地域内の武家で最も家格の高い幕府奉公衆松田鹿田氏の名が「交名」第一紙の最上段中央に配置され、その左右に禅光寺の経済基盤たる寺領の現地支配者平井氏、禅光寺の所在地国富村の領主で分家が涅槃図を寄進した国富氏など、禅光寺の安定的な存続に密接に関わる武家が最上段中央付近に配置される。つまり、「交名」第二紙において禅光寺中興の祖増咩など禅光寺が重要視する仏僧や守護が意識的に最上段へ配置されているのと同様、第一紙最上段には地域における禅光寺の主要な支持基盤、最有力の檀那であった武家領主が意識的に列挙されているものと考えられる。最上段配置の領主群のうち、近藤・津島・中村氏については在所を示す一次史料がなく、近世地誌の採録する伝承や家名によって上道郡西部および御野郡ゆかりの領主であることを推測する他なかった。しかし、右に述べた意識をもって配列された「交名」最上段に名を連ねて

いるという事実をもって、彼らもまた旭川下流沿岸地域の武家領主であり、他氏同様禅光寺を後援する有力な檀家だったものと判定できる。

さて、「交名」第一紙最上段にはここまで具体的にみてきた武家領主に混じって「鹿田二日市」を在所名とする「源阿禪門」と「智泉禪尼」が名を連ねている。鹿田二日市は旭川河口部西岸の鹿田庄に開かれた市と考えられ、岡山市北区内に「二日市町」の地名が残されているが、本「交名」において初めて中世の文字史料上でその名を確認でき、一五世紀中頃から一六世紀中頃の鹿田庄内に二日市が実在したことが事実となった。仏僧や最有力の檀家とみられる地域の武家と同様に「交名」最上段に並べて表記されている点からして、源阿・智泉は二日市で商業的に成功して富を成し、禅光寺の有力な後援者になっていた富豪だった可能性が高い。中世後期の旭川下流域に流通経済の核となる都市的領域が成立し、その経済基盤に拠って立つ富裕層が地域の在地武家と並ぶもう一つの核として成長しつつあったことを知ることができよう。

禅光寺の信仰圏である旭川下流域地域には、二日市以外にも七日市・十日市などの地名が旭川沿いに残されている。ところが、「交名」を見る限り禅光寺の奉加に参加しているのは、二日市の住民のみである。森俊弘氏はこの地域に分布する市について、大炊殿市のごとく特定の武家領主との繋がりを持つ市が存在していたことを指摘する^④。地域内に点在する特定の都市的な場を武家や寺社が自らの経済基盤として取り込んでいく事態を見通すことができ、こうした趨勢の中で禅光寺は何らかの手法によって鹿田庄二日市を自らの影響下に置くことに成功し、その結果として同市のみが「交名」に表れているものと推定する。具体的には、禅光寺の有力な檀那である松田鹿田氏からその支配領域内の市場敷の寄進を受けるなどの事態が予想される。二日市からは第二紙四段目に西坊の「良遵大徳」の奉加もみられ、禅光寺とつながりを持つ寺庵も存在していた模様である。

以上、「交名」にみえる人名や地名からうかがえる諸相について検討を加えたが、注意されるのは松田鹿田氏にせよ鹿田二日市にせよ、旭川西岸

地域の鹿田庄や三野新庄に関わる様々な階層の人々が、東岸の禅光寺と深い関係を有したという点であろう。「交名」に登場する旭川東岸の領主国富氏が西岸の金光氏と連署して活動すること、平井氏が旭川対岸の鹿田庄を支配する「鹿田殿」と主従関係を結んで正税を納付し「川西」にも知行分を保有していたこと（拙稿A）などから知られるように、旭川下流部兩岸の交流は信仰の共有のみに留まるものではなく、武家領主どうしの地域支配や所領管理上の連携といった実益的な面にも及んでいた。旭川は郡境の川だが、同時に鹿田二日市など多くの市場を抱え流通の動脈となっており、こうした旭川の流通上の権益を共有する必要上から、河川兩岸の人々は密接に結びつき、律令的国郡界を基準としない旭川下流地域兩岸にまたがる一つの領域的なまとまりを形成・維持したのではないだろうか。中世後期の領域について考える時、国郡界によってのみ考えるのではなく、実態としての交流からみていくことは重要であろう。その意味では、旭川下流地域から離れた児島・妹尾の住民が奉加に参加している点も見逃すことができない。これらの地域は旭川河口の港・市との経済交流を通じて結びつきを深めていったものと思われ、商用などで当該地域に出入りしていた人々が奉加に参加した可能性を指摘できる。このように、「交名」には地域をめぐる多様な結びつきが反映されているように思われる。

ところで、戦国前期に国富氏と連署して行動していた金光氏も、旭川下流地域の有力者だったことが確かめられる領主である。森俊弘氏は戦国期の備前国の法華信徒名を記録する「妙本寺大堂常什回向帳」二十九日の条に「同州岡山村妙通 金光安芸守内室ノ伯母 十月」とあることを見出し、金光安芸守が岡山村を拠点としていた確証を明らかにしたが、その金光一族の名は「交名」に一切登場しない。金光氏が国富氏と共に一つの政治集団を形成しながら、禅光寺に対する寄附行為に全く関与しないのは、金光氏が法華宗信者であったためと推考できる。そういう視点でみると、「交名」には御野郡浜野村の住民による喜捨がみえる一方、浜野村の領主であり法華信者として知られる能勢氏の名もみえない。

金光・能勢氏のケースとは逆に、奉加に参加している領主家の本拠と考えられる村名が「交名」に確認できない例もある。本「交名」には旭川下流地域東岸の村々のほぼ全てが確認できるにもかかわらず、平井氏の本貫地平井村からの奉加が一筆も確認できない。平井村には禅光寺の末寺極楽寺円福坊が存在したが、中世後期に日典によって日蓮宗妙楽寺に改められたという⁵⁰。平井村を在所とする住民の奉加が確認できないのは、住民に法華宗信仰が浸透し禅光寺の影響力が後退したためである可能性が考えられる。禅光寺の奉加には旭川下流地域の村々や武家領主が多数応じてその名を「交名」に注されているが、信仰上の理由から地域内の全ての村々や武家領主が協力しているわけではないことは注意しておく必要がある。この点は、本「交名」の史料の限界というよりも、戦国期に至って旭川下流地域に日蓮宗の教線が拡大・浸透し、前代以来の禅光寺を中核とする信仰をベースとした地域秩序に変化が生じつつあったことが意図せずして表れたもの、と理解したい。天文年間までに成立した「交名」の筆跡①部分に近世初期までに日蓮宗に改宗した寺院の前身とみられる寺が禅光寺の支援者としてみえるのも、同様の背景を現象したものとして興味深い。

こうした旭川下流地域の社会秩序の変化は、筆跡②で書かれた後補部分の内容に顕著に確認できる。具体的には第二紙の後補箇所「経俊禪定門 税所与兵衛方甲子七廿」の記載があり、その右側に「照月経秋 同与一殿為菩提」とある。この二人は（天文二十二年）十月二十八日付け連署書状に署名する礫所秀経（与一兵衛尉）・礫所職経（与一）と考えられる（秀経の仮名「与一兵衛」は与兵衛と誤記されることが多く、「交名」も字抜けしている可能性が高い）。「交名」の全奉加人中、礫所与兵衛についてのみ命日とみられる年月日「甲子七廿」が特記されている点は注目される。この記述を含む後補部分は天文年間から近世初期のものとは指摘したが、この範囲で「甲子」の干支をもつ年は永禄七年（一五六四）と寛永元年（一六二四）のみで、礫所氏の活動年代を考慮すれば永禄七年に限定できる。実は、龍口城主礫所氏は永禄六年段階から浦上宗景と敵対して交戦状態に

入っており、両者の戦いを示す次の文書が残されている。

【史料5】 宇喜多直家感状⁽³⁵⁾

於符中表、立口面々⁽³⁶⁾与被及合戦、横鍵被疵、無比類働之段、不浅忠節、必恩賞可相計者也、恐々謹言

七月廿日 直家（花押A2）

鴨重兵衛尉殿

【史料6】 浦上宗景感状⁽³⁴⁾

去廿日、於龍口山下及合戦、徑鍵被粉骨段尤神妙、恩賞之事追而可相叶候、恐々謹言

七月廿四日 宗景（花押影）

鴨重兵衛殿

「鴨重兵衛殿 宗景」⁽³⁷⁾

これらの史料から、「立口面々」と称される龍口城衆と浦上宗景配下の宇喜多直家とが「龍口山下」の府中表（現 岡山市中区国府市場付近）で白兵戦を展開し、宇喜多軍が側面攻撃（横鍵）を仕掛けて龍口城衆を敗退させたことがわかる。【史料5】はこの戦いで手柄を立てた鴨重兵衛に宇喜多直家が与えた感状だが、この感状に使用される直家の花押は、横山定氏の分類にいうA2型に相当する⁽³⁸⁾。直家は永禄十一年四月の書状からA3型花押を用いているので、【史料5】の年次は浦上・宇喜多氏と礫所氏の対立が生じた永禄六年以降、同十年までの間に比定できる。また、鴨重兵衛は同じ合戦に関して浦上宗景からも【史料6】の感状を受け取ったが、これによれば府中表合戦が行われた日付は七月二十日とわかる。つまり、府中表合戦は永禄六〇十年のいずれかの年の七月二十日に発生したのだが、この年代幅に含まれる永禄七年に龍口城衆の指揮者礫所与兵衛が亡くなり、その命日は府中表合戦の行われた七月二十日と一致している。

つまり、「交名」と【史料5・6】を併せ考えることで、浦上方宇喜多直家による龍口城攻撃が永禄七年七月二十日に行われ、城外へと撃って出た礫所与兵衛が討死し城兵が敗走したことを確定することが出来そうであ

る。「交名」全体でただ一人礫所与兵衛のみ没年月日が特記されたのは、彼の死去が旭川下流府中地域の在地領主群をまとめる戦国領主であり禅光寺最大の外護者であった礫所氏の滅亡を意味し、これをきっかけに禅光寺を含む地域社会のあり方に変化が生じたため、と理解しておきたい。事実、永禄七年以降同時代史料からは礫所氏を知ることは出来なくなる。

筆跡②で書かれた後補部分にみえる奉加者は国富・門前・原・門田・網浜村といった禅光寺近隣の住人がほとんどで、天文年間以前（筆跡①の時代）に有力檀家として「交名」最上段に掲げられていた武家や市場はみえない。代わって片上町・都町など岡山城下町の住人や宇喜多氏家臣の名がみられるのは、成立年代比定の際に触れた通りである。「交名」にみえる鹿田二日市は岡山城下町南端に位置するが、城下町北端の岡山市北区広瀬町にあった「広瀬之市場」について、近世前期の記録では「先年ハ広瀬之市場と申、月次市立申候由、其後惣町出来申候故、市商絶申候」と記し、市場に祀られていた蛭子神社（現 恵美須宮）も荒廃したと伝える⁽³⁹⁾。中世後期に月次市が立って賑わった旭川沿岸の市場は宇喜多氏の岡山城下整備により出現した「惣町」に飲み込まれ、鹿田二日市・広瀬市は城下町の南北のいずれにその由緒を伝えるのみなった。旭川沿いの市場に河川両岸の寺社や武家が結びつき、信仰と流通動脈を共有するかたちで形成された中世後期の地域社会構造が、宇喜多氏による地域有力武家の討滅と城下町建設・寺社統制によって変容し、禅光寺が城下町周縁寺院へとその性格を変えていく様子が、筆跡①と②の構成分子の違いに表れていると言えよう。

おわりに

最後に、本稿で紹介した「備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名」の史料的人格と意義を再確認しつつ、中世後期の地域社会における寺院の役割について見通しを述べることでまとめたい。

「交名」は禅光寺が堂舎建立の資金調達を目的に、檀徒に対して喜捨を

求め、これに応じた檀徒の名を寺側がまとめることによって成立したものである。ゆえに「交名」は、禅光寺の信仰圏の範囲を表すと同時に、その範囲における富の所在をも表している。すなわち、寺院に私財を寄附し得る経済的余力を持った地域社会の有力な構成分子がどのような人々であったのか、その具体像を知る史料ともなり得ると考えられる。「交名」最上段付近の記述からはそうした主体として、関係寺院、松田鹿田氏・礧所氏・国富氏・平井氏といった領主層、鹿田二日市のような都市の住民を析出することができる。この地域には禅光寺を信仰対象としない人々も存在するから、「交名」によって全てがわかるわけではないが、中世後期の旭川下流域においては領主層・寺院・都市に富が分有されており、禅光寺は永代供養を一つの名目に地域に散在する富の集積を図った、ということになる。寺領の有無に関わらず個別領主の支配関係を越えて広域から富を集める禅光寺は、武家の国衆に匹敵する存在といえ、ゆえに集権化を目指す宇喜多氏による統制・整理の対象の一つとされたものと考えられる。

地域社会は様々な契機に基づくまとまりの重なりによって成立している。「交名」に表現された信仰を契機とする地域的なまとまりは、その結果核である禅光寺の堂舎再興に寄与することになったが、こうしたまとまりはそこに参加する各分子にとっても有用なものであったと考えられる。

戦国時代の中頃（十六世紀前半）、宇治郷に所在する平井氏本領光信名年貢（正税）をめぐって平井朝能と「町守」の間に相論が発生し裁判の場での「対決」が行われた。この相論は「中蔵院使にて澄申候」とあるように中蔵院なる者の助力で解決したように書かれており、礧所氏はこの中蔵院を通じて国富方から平井氏側の証文を借り受け審査したという。^⑧中蔵院という子院名は普遍的なものだが、ここでは『備前記』など近世地誌に禅光寺の塔頭子院として記載のある寺院のこととみなせよう。つまり、平井氏と「町守」との相論に際し、禅光寺関係者が「使」として平井・国富・礧所氏ら関係各所の間で動き、証文の借用など便宜を図っていたことになる。ここで禅光寺関係者が現れるのは、禅光寺がこの相論に関係する武家

領主たちにとって共通の信仰対象かつ中立的な位置にあったためではないかと考えている。このように禅光寺は自身の立ち位置ならではの社会的機能を果たすことで、地域から信仰というかたちでの支持と実質的な援助を得て、寺院そのものの経営と地域社会に対する個別分子を越えた影響力を保っていたものと考えられるのである。

本稿で紹介した資料は、当該地域の秩序が突出した特定の武家領主のみを中心に求心的に形成されたものではなく、武家や寺院といった多様な中心核が相互に作用しつつ地域の安定を保っていたことを如実に示す。今後の地域史解明に役立てていただければ幸いである。

〔注〕

- (1) 宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）。
- (2) 『岡山市の文化財』（岡山市教育委員会、一九七二年）。
- (3) 『浦上玉堂関係叢書』資料編Ⅰ（浦上家史編纂委員会、二〇二〇年）浦上氏編年資料（筆者編著）にて一部を抄出的に紹介し、解説している。
- (4) 『岡山市史』第一（岡山市役所、一九三六年）第十九章所収。
- (5) 『吉備温故秘録』卷之三十弘利四／『吉備群書集成』第八輯（吉備群書集成刊行会、一九三二年）所収。
- (6) 特別展図録『備前四十八ヶ寺』（岡山県立博物館、二〇〇二年）所載。
- (7) 『安住院所蔵文書』文明十一年七月十六日勸進状、文明十二年三月勸進状（『岡山市史』第一、岡山市役所、一九三六年）。
- (8) 『岡山県立記録資料館所蔵平井右兵衛尉関係資料』天文二十二年四月十日寺分田畠坪付之事（拙稿A所収）。
- (9) 森脇崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社領寄進の基礎的考察」（『年報赤松氏研究』第二号、二〇〇九年）、注（6）『備前四十八ヶ寺』解説。
- (10) 『岡山市史』第一（岡山市役所、一九三六年）第十九章。
- (11) 『岡山県立図書館所蔵文書』明治四年正月備前国之内寺領郷村高其外取調帳（岡山デジタル大百科掲載）による。
- (12) 永山卯三郎氏『寺院資料（上道郡）』所収「瓶井山禅光寺史料」（倉敷市立中央図書館玄石文庫所蔵）。
- (13) 屏風貼付文書には井上通泰（歌人・国学者）が禎二の還暦祝いに贈った和歌（吉田禎二翁の還暦賀におきな茶を好めり 松風にひとり心をすませるを千世のすかたとたれか見さらむ）があり、禎二の知的交際の一端が知られる。

- (14) 『岡山県史』第五卷中世Ⅱ（岡山県、一九九二年）。
- (15) 史料1・2はともに「平井家文書」（『長船町史』史料編（上）考古・古代・中世、一九九八年。原本写真や写本により一部翻刻を改めている）。
- (16) 天文二十二年の平井与三右衛門尉跡職をめぐる処置については拙稿Aを参照。
- (17) 備作之史料五『金沢の宇喜多家史料』（備作史料研究会、一九九六年）所収「慶長初年 宇喜多秀家土帳」、「吉備郡史」巻中（吉備郡教育会、一九三八年）所収「備前国主宇喜多中納言秀家卿之着到」など。
- (18) 岡山城下町の町名については倉地克直「岡山古図」をよむ」（『岡山大学文学部紀要』第四十八号、二〇〇七年）を参照。
- (19) 「古文書纂」二十九（『大日本史料』第十一編之十五）。
- (20) 『思文閣古書資料目録』第二百三十一号（二〇一三年）。同書所載の原本は包紙上書を失っているので、「古文書纂」（東京大学史料編纂所影写本）で補う。
- (21) 「黄薇古簡集」後篇・磨屋町観音坊所蔵文書（岡山県地方史料叢書8『黄薇古簡集』岡山県地方史料研究連絡協議会、一九七一年。以下「黄薇古簡集」は同書）。
- (22) 『大内町史』補遺（大内町、二〇〇三年）を参照。
- (23) 『岡山市史』第一（岡山市役所、一九三六年）第十九章「歴代住持」による。
- (24) 慶長六年十二月十八日禅光寺本堂新造立棟札（『岡山市史』第一、岡山市役所、一九三六年、第十九章所収）。
- (25) 永山卯三郎編『岡山県通史』下巻（岡山県、一九三〇年）、s_minaga氏ウェブサイト『がらくた置場』（http://www.tb.biglobe.ne.jp/~s_minaga/index.htm）内の「備前における寛文6年の日蓮宗廃寺一覧」。
- (26) 備作之史料四『備前記』全（備作史料研究会、一九九三年）。以下「備前記」は全て同書に拠る。
- (27) 『岡山市史』政治編（岡山市史編集委員会、一九六四年）。
- (28) 『吉備群書集成』第壹輯（吉備群書集成刊行会、一九三三年）所収。以下「和氣絹」は全て同書に拠る。
- (29) 藤井駿・水野恭一郎編『岡山県古文書集』第二輯（思文閣出版、一九八一年）所収。以下「金山寺文書」は全て同じ。
- (30) 「晴豊記紙背文書」（『岡山県史』第十九巻編年史料、岡山県、一九八八年所収、二二九六〜二三〇二号）。一連史料にて池田（津島）秀範と共に鳥取庄公用の取次事務を担当する「対馬治部丞」も、「青江文次氏旧蔵文書」七月二十七日浦上宗景書状（『研究報告』第三十五号、岡山県立博物館、二〇一五年所収）にみえる津島治部と同一人物であろう。
- (31) 「龍大夫文書」九月十五日宇喜多秀家書状（『三重県史』資料編中世」（下）、三重県、一九九九年所収）。
- (32) 奈良国立文化財研究所編『岡山市の近世寺社建築』（一九九六年）所収。
- (33) 「諸系譜」第二十八冊（国立国会図書館所蔵）。
- (34) 『備陽記』（日本文教出版、一九六五年）。以下、「備陽記」は全て同書に拠る。
- (35) 「納所中村系図」（『倉敷市史』第六冊、名著出版、一九七三年所収）による。
- (36) 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』（校倉書房、二〇〇〇年）。明秀法名の典拠は「長寿開祖雜実録」円光国師送文公蔵主（『大日本史料』第七編之五）。
- (37) 『言国卿記』明応二年十二月六日条。
- (38) 注（36）榎原氏論文を参照。
- (39) 「平井家文書」永正十三年七月十三日金光朝勝・国富重幸連署判物（『長船町史』史料編（上）考古・古代・中世、一九九八年）。
- (40) 『岡山市史』第二（岡山市、一九三八年）による。
- (41) 永山卯三郎「岡山市史資料」（倉敷市立中央図書館玄石文庫所蔵）所収。
- (42) 「建内記」嘉吉元年九月二十四日、同月二十七日条など。
- (43) 「備前国中神社記」（藤井駿・藤井学編『神道大系』神社編三十八 美作・備前・備中・備後國、神道大系編纂会、一九八六年所収）。
- (44) 「吉備群書集成」第壹輯（吉備群書集成刊行会、一九三三年）所収。
- (45) 三宅克広「黄薇古簡集」収載の浦上宗景判物等について「青江文次氏旧蔵文書」『研究報告』第三十五号、岡山県立博物館、二〇一五年）所収。
- (46) 文化元年十月十一日北山亭臆語（『北林遺稿』／『和氣郡史』資料編上巻、和氣郡史刊行会、一九八一年）。
- (47) 『倉敷市史』第六冊（名著出版、一九七三年）所収。
- (48) 森俊弘「岡山城とその城下町の形成過程」（『岡山地方史研究』第一一八号、二〇〇九年）。根拠史料は『大田区史』資料編寺社2（大田区史編さん委員会、一九八三年）所収。
- (49) 畑和良「本太城主「能勢修理」のこと」（『倉敷の歴史』第二十六号、二〇一六年）。
- (50) 「平井家文書」（『改訂邑久郡史』上巻、邑久郡史刊行会、一九五三年所収）。
- (51) 「備前古簡集所収文書」（拙稿A所収）。
- (52) 「閔閔録」巻五十二兼重五郎兵衛所持文書某書状写（『萩藩閔閔録』第二巻）柏原及也『鴨重兵衛と鴨庄―宇喜多直家公の判物をめぐって―』（私家版、一九六四年）所収。同書に文書の写真も掲載。
- (53) 「閔閔録遺漏」巻五ノ二・小川権左衛門（『萩藩閔閔録』遺漏）。
- (54) 横山定「宇喜多直家発給文書編年化への一試案」（『論集戦国大名と国衆11 備前宇喜多氏』岩田書院、二〇一二年所収。初出は二〇〇三年）。
- (55) 畑和良「浦上氏の歴史」（浦上玉堂関係叢書『浦上家の歴史』浦上家史編纂委員会、二〇二一年）。
- (56) 「御国中神社縁起棟札之写」（岡山大学附属図書館池田家文庫P1・506）。
- (57) 「岡山県立記録資料館所蔵平井右兵衛尉関係資料」年未詳戊三月二十九日平井一道置文（拙稿A所載）。

◆翻刻文

【備前国禅光寺仁王堂造立奉加人交名】

(第一紙上半部) ※軸装本と屏風装本とで異同のある箇所は傍線を付加した。判読困難箇所は■としている。

備前州上道郡宇治郷瓶井山禅光寺如法経中懸之、右旨趣者、当山為二王堂造営扣十方檀門欲勸奉加、而披志之人々注法名尽未来際

近藤方

道珍禅定門

鹿田二日市

源阿禅門

鹿田二日市

智泉禅尼

重阿禅定門

足翁充公

善仏禅定門

妙光禅定尼

藤原秀経

道侃禅定門

高山大秀

法智禅定門

道珍禅定門

安惠禅定門

現法大姉

道充禅定門

願西禅定門

妙阿禅尼

善阿禅門

道高禅門

道金禅門

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

妙阿禅尼

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

道善禅門

<

(第一紙下半部)

同 妙金禪尼	同 道金禪尼	同 道祐禪門	同 妙金禪尼	同 理阿弥	同 明鏡禪尼	同 明了禪尼	同 道心禪門	同 妙叶禪尼
同 智空禪尼	同 道仲禪門	同 妙祐禪尼	同 善阿禪尼	同 道秀禪門	同 妙幸禪尼	同 妙心禪尼	同 妙阿禪尼	同 見鉢禪尼
同 妙性禪尼	同 道明禪門	同 妙底禪尼	同 國富左衛門進若子 藏六ノ童子	同 慈生禪尼	同 增順	同 逆修枚石郷 明泉禪尼	同 本秀禪門	同 妙泉禪尼
同 道性禪門	同 妙珍禪尼	同 妙胎禪尼	同 妙秀禪尼	同 妙祐禪尼	同 道參禪門	同 妙性禪尼	同 妙金禪尼	同 淨阿禪門
同 龜女	同 永昌禪尼	同 証隆禪尼	同 同松本方志 本性禪門	同 道永禪門	同 道一禪門	同 倉福方志 妙順禪門	同 道空禪尼	同 滿基之
同 善莊禪定門	同 善春禪定尼	同 集普都寺	同 同 本性禪門	同 本意禪尼	同 妙重志	同 妙瑞禪尼	同 道阿禪門	同 西阿禪門
同 妙心禪尼	同 道法禪門	同 見明禪尼	同 同 道薫禪門	同 道金禪門	同 明德禪尼	同 道清禪門	同 道明禪門	同 妙法禪尼
同 妙心禪尼	同 貞氏志	同 道觀禪門	同 妙勢禪尼	同 道心禪門	同 妙守禪尼	同 道祐禪門	同 道清禪門	同 円明禪尼
同 乘貞禪門	同 実阿禪門	同 長阿禪門	同 妙榮禪尼	同 全性禪尼	同 見明禪尼	同 見清禪尼	同 妙秀禪尼	同 宗永禪尼
同 納所小二郎方 明意禪定門	同 野田 西阿禪門	同 道訓禪門	同 永寿禪尼	同 道久禪門	同 倉淵村 小五郎志	同 見性禪尼	同 成岡殿上様より 志童女	同 妙本禪尼
同 見用禪尼	同 見言禪定尼	同 本恵禪定門	同 納所之内姉 助三郎	同 妙高禪尼	同 明幸禪尼	同 妙聖禪尼	同 妙心禪尼	同 妹童子
同 慈永禪定尼	同 明春禪尼	同 性榮禪門	同 妙同禪尼	同 道万禪門	同 道法禪門	同 道性禪門	同 道阿禪門	同 道西禪門
同 道忠禪門	同 妙勒禪尼	同 妙德禪尼	同 道妙禪門	同 妙教禪尼	同 常久禪門	同 本性禪門	同 道久禪門	同 妙全禪尼
同 妙性禪尼	同 明賢禪門	同 明全禪門	同 道法禪門	同 妙性禪尼	同 妙心禪尼	同 道意禪門	同 性因禪尼	同 同逆修 癸性禪尼
同 道妙禪門	同 妙法禪尼	同 道充禪門	同 道性禪門	同 道法禪門	同 性阿禪門	同 見優禪尼	同 妙阿禪尼	同 如聖禪尼
同 見喜禪尼	同 妙心禪尼	同 道滿禪門	同 道性禪門	同 妙智禪尼	同 道泉禪門	同 道心禪門	同 道阿禪門	同 妙詮禪尼
同 永春禪門	同 蓮阿禪門	同 妙本禪門	同 西阿禪門	同 見性禪尼	同 妙阿禪尼	同 道光禪門	同 妙阿禪尼	同 幸善禪門
同 道德禪門	同 顯底禪尼	同 見戒禪尼	同 明心禪門	同 觀性禪門	同 妙戒禪尼	同 道妙禪門	同 照円禪門	同 妙心禪尼
同 道円禪門	同 法阿禪門	同 妙心禪尼	同 定俊禪尼	同 妙金禪尼	同 妙音禪尼	同 見妙禪尼	同 知見禪尼	同 道善禪門
同 本侃禪門	同 妙心禪尼	同 妙性禪尼	同 淨貞禪尼	同 妙林禪尼	同 妙永禪尼	同 妙法禪尼	同 道滿禪門	同 妙玄禪門

勸進沙門当山住 増真 寛春 兌尊

康正二季 丙子六月十八日始之

中崎殿志	妙	為八藏菩提	為二郎助	為貴意	為宗三郎	為長三郎	為道秋菩提	妙清菩提	妙貞逆修	妙有逆修	御長菩提	上臈菩提	長松菩提	於大工菩提	月空道円	都大工喜兵衛	道継菩提	妙泉菩提	法印長勢	道勢菩提
如意坊志	門田理兵衛志	内田一右衛門志	寺波作左衛門志	門田村小二郎志	原村新吉志	又右衛門尉志	七郎三郎志	智本志	七管内志	丸山五郎左衛門志	弥右衛門志	岡新五兵衛志	多主坊志	増勢逆修	増長菩提	与一郎志	門田宗右衛門尉志	日笠ノ	少将逆修	妙勢菩提

(点線より下は追筆)

(第二紙上半部) ※最上部に日月あり。

朝賢大德	諱州牟礼之二位公	隆円律師	逆修 地藏坊	增珍大德	二日市西坊	良遵大德	本性禪門	逆修 瓦之大工	道観禪門	網浜	道見禪門	同	浄仙禪門	同	道法禪門	同	明覚禪尼	同	道心禪門	同
信仙大德		隆尊大德	增範大德	東光坊	智文禪師	門田	道秀禪門	門田村	道法禪門	同	道蓮禪門	同	妙性禪尼	同	道仲禪門	同	妙金禪尼	同	妙義禪尼	同
増兌律師	逆修 当阿弥陀寺	有泉大德	増観律師	逆修 大德坊	玄法禪師	網浜	道忻禪門	門田村	善西禪尼	同	善明禪門	同	道清禪門	同	妙善禪尼	同	本明禪門	同	道法禪門	同
増覚法印	逆修 当阿弥陀寺	実俊律師	有盛大德	前 珠力寺	隆範大德	宝樹坊	明秀禪尼	得吉村逆修	道巧禪門	同	道銀禪門	同逆修	妙円禪尼	同	道性禪門	同	本妙禪尼	同	道法禪門	同
聖有僧都	増長院 当山学頭	増明大德	定慶阿闍梨	実相坊	津公侍者	三野新庄	慈父悲母	安養院志	空阿	同	弘海	同	三万靈	同	道性禪門	同	本妙禪尼	同	道性禪門	同
増快僧都	悉地院	実尊大德	増祐大德	逆修 高善坊	見秀禪尼	三野新庄	円了侍者	三野新庄分松林庵	道万禪門	同	道秀禪門	同	玄峰俊公	同	栄室	同	祐心禪尼	同	古峰秀公	同
増勢僧都	故阿弥陀寺	寛喜大德	栄秀法師	妙拾寺高德坊	高院禪門	松本房志	道音禪門	三野新庄今村方逆修	見充禪尼	同	明心禪尼	同	道珎禪門	同	正賢	同	妙秀禪尼	同	道清禪門	同
増智法印	故安養院	良実大德	権少僧都寛乗	故浄光院	本性禪尼	同志	道珎禪門	網浜村	源阿禪門	同	善祐禪尼	同	妙林禪尼	同	正瑞禪尼	同	道宗禪門	同	浄心禪尼	同
有智僧都	普門院前住	性慶大德	慈泉禪定尼	国富西方女中涅槃施主	岩本坊志	同	善阿禪門	網浜村	道秀禪門	網浜志	妙法禪尼	同	妙善禪尼	同	道珎禪門	同	本得禪門	同	道宗禪門	同
増恵法印	前摩尼珠院	増憲法印	性具大禪定門	赤松大徳大夫殿重職志	吉備津宮左楽頭伶人	同	受阿禪門	寺中門前志	真阿禪尼	同	道散禪門	同	見伯禪尼	同	散阿禪門	同	明德禪尼	同	見順禪尼	同
増伴僧正	前虚空蔵院	増円法師	権律師祐快	故安住院	武元禪定門	同	妙永禪門	同	道幸禪門	同	栄嘉禪尼	同	妙珎禪尼	同	見心禪尼	同	明孝禪門	同	自幸禪尼	同
超円阿闍梨	故円福院	増崇律師	権少僧都賢俊	普門院	妙西禪尼	岩本坊志	本鉄禪門	同	道祐禪尼	同	妙金禪尼	同	妙祐禪尼	同	理秀禪尼	同	道妙禪門	同	妙心禪尼	同
寛増律師	故奥泉坊	勢尊律師	劫外道春居士	能州太守	妙西禪尼	納所七郎兵衛方息女	道観禪門	同	妙因禪尼	同	道性禪門	同	真正禪尼	同	道観禪門	同	道善禪門	同	道秀禪門	同
実乗律師	故蓮台坊	増賀法印	日田禪定門	豊州大守	赤子童男	同	道金禪門	同	妙一禪尼	同	妙幸禪尼	同	法智禪門	同	見明禪尼	同	道善禪門	同	道薫禪門	同
良祐律師	故安住院	性尊阿闍梨	増詮大德	助公	道高禪定門	納所勘解由左衛門尉	正泉禪定門	児島	宗泉禪門	同	宗春禪門	同	如仙禪尼	同	道幸禪門	同	妙蓮禪尼	同	道香禪門	同
明尊阿闍梨	故松本坊	信尊律師	増慶	讃岐	妙心禪尼	目黒方	道祐禪門	同	妙法禪尼	児島	性善禪尼	同	如仙禪尼	同	如金禪尼	同	正春禪尼	同	智覚禪門	同
寛長律師	故奥蔵坊	寛尊僧都	増超大德	太勝公	明信禪定尼	同	道春禪門	門前	本幸禪門	同	祐永禪尼	同	道法禪門	同	妙玖禪尼	同	道慶禪門	同	道善禪門	同
盛範律師	逆修 岩本坊	円乗僧都	円有大德	薩摩公	妙姐禪尼	倉瀨村	道珎禪門	倉瀨村	妙金禪尼	同	祐善禪門	同	見徳禪尼	同	道願禪門	同	妙迎禪尼	同	南阿弥	同
前 一乗坊		円秀大德	円海阿闍梨	倉瀨村	道印禪門	同	道了禪門	倉瀨村	見秀禪尼	同	道妙禪門	同	聖貞禪尼	同	法界聖靈	同	道乗禪門	同	明春禪尼	同
故大坊		盛尊大德	円信阿闍梨	故円満坊	浄心禪尼	同	妙金禪尼	倉瀨村	明心禪尼	同	現智禪尼	同	法智禪門	同	善有禪尼	同	本意禪門	同	見経禪尼	同
栄尊大德																				

(第二紙下半部)

見徳禪尼	同	成阿禪門	同	妙阿禪尼	同	宗祐禪尼	同	本無禪尼	同	道泉禪門	同	妙琬禪尼	同	妙秀禪尼	同	力万上座	同	妙金禪尼	同	明存禪門	同	道法禪門	同	妙善禪尼	同	子季他重	同	本明禪尼	同	遷阿禪尼	同	妙性禪尼	同	道空禪門	同	萬阿禪門	同	善性禪尼	同
永春禪尼	同	妙戒禪尼	同	妙心禪尼	同	道明禪門	同	淨俊禪門	同	見智禪尼	同	妙教禪尼	同	妙德禪尼	同	妙阿禪尼	同	蓮阿禪門	同	善阿禪門	同	道泉禪門	同	道心禪門	同	志之	同	善秀禪門	同	道音禪門	同	道全禪門	同	道善禪門	同	妙琬禪尼	同		
妙性禪尼	同	道祐禪門	同	法心禪尼	同	道性禪門	同	道覺禪門	同	法心禪尼	同	妙阿禪尼	同	妙琬禪尼	同	得住法師	同	妙林禪尼	同	妙西禪尼	同	妙琬禪尼	同	正言禪尼	同	明心禪尼	同	聖滿禪門	同	見阿禪尼	同	妙金禪尼	同	祐清禪尼	同	道空禪門	同		
善心禪尼	同	妙心禪尼	同	本幸禪門	同	妙蓮禪尼	同	祐長禪尼	同	道善禪門	同	道善禪門	同	道門禪門	同	道門禪門	同	妙心禪尼	同	妙遲禪尼	同	玄伯禪尼	同	道門禪門	同	本等禪尼	同	性祐禪尼	同	妙林禪尼	同	道西禪門	同	妙泉禪尼	同	法阿禪尼	同		
妙性禪尼	同	道法禪門	同	妙法禪尼	同	道金禪門	同	道明禪門	同	自幸禪尼	同	道妙禪門	同	道性禪尼	同	妙智禪尼	同	本熱禪尼	同	見明禪尼	同	道祐禪門	同	明金禪尼	同	了証禪尼	同	妙阿禪尼	同	道通禪門	同	妙心禪尼	同	道宗禪門	同	法降禪尼	同		
妙性禪尼	同	宗瑞禪門	同	見性禪尼	同	願阿禪門	同	西阿禪門	同	明秀禪尼	同	妙西禪尼	同	法橋禪門	同	法念禪尼	同	本寒禪門	同	道法禪門	同	妙充禪尼	同	法妙禪尼	同	法昌禪尼	同	淨心禪尼	同	妙一禪尼	同	道本禪門	同	祐純禪尼	同	善性禪門	同		
妙空禪門	同	道一禪門	同	見妙禪尼	同	妙性禪尼	同	妙阿禪尼	同	道空禪門	同	法心禪尼	同	妙性禪尼	同	妙阿禪尼	同	見性禪尼	同	妙充禪尼	同	道清禪門	同	妙泉禪尼	同	妙西禪尼	同	道順禪門	同	祥真禪尼	同	祐息禪尼	同	道法禪門	同	道泉禪門	同		
道阿禪門	同	見正禪尼	同	道念禪門	同	妙貞禪尼	同	道金禪門	同	妙範禪尼	同	道慶禪門	同	妙祐禪門	同	道善禪門	同	道阿禪門	同	妙金禪尼	同	宗阿禪門	同	道金禪門	同	見周禪尼	同	道心禪門	同	性光禪尼	同	祐珙禪尼	同	妙海禪尼	同	本周禪尼	同		
妙貞禪尼	同	道法禪門	同	妙胎禪尼	同	妙仙禪尼	同	道阿禪門	同	淨仙禪門	同	妙阿禪尼	同	妙性禪尼	同	妙祐禪門	同	妙智禪尼	同	道善禪門	同	妙阿禪尼	同	妙性禪尼	同	道鑑禪門	同	妙戒禪尼	同	道金禪門	同	道明禪門	同	道性禪門	同	妙円禪尼	同		

(点線より下は追筆)

為明幸	同	為増祐	同	為明西菩提	同	妙幸菩提	同	道門志	同	道金禪門志	同	道心禪門	同	妙智禪尼	同	妙祐禪門	同	妙性禪尼	同	妙阿禪尼	同	妙善禪門	同	千熊童子	同	千代松童子	同	千代松童子	同	鶴松童子	同	道秀禪門	同	經俊禪門	同	照月經秋	同	御模童女	同
為一蔵童子菩提	同	為弟童子菩提	同	為五郎左衛門	同	為道清菩提	同	為妙西菩提	同	為禪門菩提	同	為正念禪門	同	為伊羅菩提	同	為申歳逆修	同	為於伊羅菩提	同	為於伊羅菩提	同	為於伊羅菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同
為一蔵童子菩提	同	為弟童子菩提	同	為五郎左衛門	同	為道清菩提	同	為妙西菩提	同	為禪門菩提	同	為正念禪門	同	為伊羅菩提	同	為申歳逆修	同	為於伊羅菩提	同	為於伊羅菩提	同	為於伊羅菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同	為勢菩提	同		

【屏風装本の付随文書】 全十二点のうち本稿に関連する二点を抄出

1 宇喜多秀家黒印状

瓶井寺寺領之事

一 高八拾石也
上道郡 国富内

右内 貳石ハ
屋敷定米

右如書付之、田畠之上中下を引合、瓶井寺本願江可相渡、然間代官高内を引ク
相残以高辻、可遂算用者也

文祿四年
拾二月吉日（黒印「豊臣秀家」）

※写真4は『黄薇古簡集』所収の写本によって紹介されてきた文書の原本。

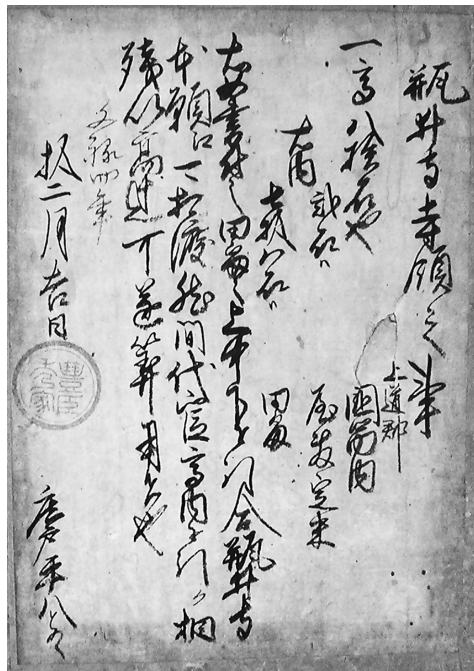


写真4 宇喜多秀家黒印状

2 国富村年貢免状

上道郡之内国富村定遣土免之事

一、高九百九拾石四升貳合

内壹石五斗

御花畠二入

百五拾四石三斗九升 瓶井寺領
壹石五斗貳升八合 分溝代寛九分
拾壹石貳斗四升 梁山慶雲寺・三官寺
光明寺屋敷二入寛九分

高八百貳拾壹石三斗八升四合
此物成五百拾六石四斗四升

内六拾四石六斗七升九合 麦相
内四拾七石三斗六升一合者川成内荒相砂入高 拾三石六斗五升^(破損)

外ニ夫米有之、又拾五石地百性高三百石ハ
六ツ分引 かそん二遣

又八斗貳升三合 土米
一、麦成三百八拾八石七升貳合

右、相定上者、田畠遠近善悪庄屋小百姓寄合、無甲乙令割符、来ル十月中ニ
急度皆済可仕候、若罷失人於有之ハ相残百姓として弁納度可仕候、於油断ハ
可為曲事者也

寛拾壹
五月十一日 岩田勝兵衛（花押）
西脇九郎右衛門（花押・黒印）
庄や「」

※国富村名主を務めた吉田家の伝来文書か。「寛拾壹」は寛永十一年（一六三四）。

【追記】貴重な寺宝の拝観・調査・撮影を御許可いただいた安住院住職生駒琢一氏に深甚の御礼を申し上げます。公表に至るまで十五年もの歳月が経過してしまいましたが、自分なりに成果をまとめることで御恩に報いたしたいと思います。

（はた かずよし 倉敷市総務課歴史資料整備室）

明治期の水害対応に関する基礎的考察

— 明治二十五年水害を通して —

久野 洋

はじめに

本稿では、岡山県に甚大な被害をもたらした明治二十五年（一八九二）七月水害における、県行政を中心とする災害対応のあり方を考察する。これを通して、明治期における災害と地域社会・地方行政の関係を考えるための基礎作業を行いたい。

歴史学における災害研究は近年大きく進展しているものの、明治期日本を対象とした研究は立ち後れている。最近までの研究動向を整理した論文でも、関東大震災などを対象とした一部の研究を除き、近代の災害に対応する人びとの動きは必ずしも明らかにしていないと指摘されている^①。また、日本近世史研究に比して研究蓄積は少なく、例えば、倉地克直『江戸の災害史』で、明治維新以降「民間や地域が主体的に復興に取り組む力は、むしろ弱まっていったのではないか」と展望されるに止まっているように、近世史側が参照できるイメージを近代史側は示せていない。

日本近代史研究において災害研究が手薄なのは、地方行政に関する研究蓄積が不十分であることと関連する^②。明治期において、発災後に被害状況の把握、救済策の実施、復旧・復興事業を主導していくのは、県知事や県土木吏員などの地方行政の担い手たちである。しかし、当時の県庁機構の特質も踏まえて、彼らによる災害対応のあり方を具体的に検証したものは少ない^④。災害を契機に顕在化する明治期の地方行政の特徴について、事例研究を積み重ねていくことが求められている。

本稿では『明治廿五年水災関係書類』（岡山県立記録資料館所蔵明治期岡山県公文書C39-15、以下『二十五年水災書類』と略記）を主たる史料として考察を進めていく。『二十五年水災書類』には各郡市からの被害状況の報告、県庁の通牒、恩賜金・義捐金に関する書類などが編綴されており、県行政を中心とする水害対応のあり方を考察する上で有益である。

一 明治二十五年七月暴風雨による被害状況

まず、明治二十五年（一八九二）七月二十二～二十三日の暴風雨による被害の概略を確認しておこう。

二十二日午後から降り始めた雨は夕方から強まっていき、夜には暴風雨と化した。翌二十三日の午前八時には秒速三〇メートルの突風を記録し、猛烈な雨が県下に降り注いだ。県内の主要河川は一気に増水し、この日の午後には旭川と吉井川の水位は六～七メートル、高梁川の水位は四～五メートル上昇した。各地で堤防が決壊し、道路・橋梁は破壊され、山崩れも多発した。風雨がようやく収まってきたのは二十三日の夕方頃であった^⑤。

被害の概要は表1に示した通りである。県内全体の広範囲で被害が出ており、死者七四人、流潰・半潰家屋合計五五四三戸、浸水家屋合計四万六二三戸、山崩れ四五七九カ所を記録している。とりわけ岡山市、御野郡、上道郡など県南部で大きな被害が出ている。浸水地や山崩れの箇所を色塗りした「新撰岡山県全図」（デジタル岡山大百科）を見ると、児島湾に接

表 1 明治25年 7 月水害の被害概要

郡市名	溺死者 (人)	負傷者 (人)	溺死牛馬 (匹)	船舶流失 (艘)	流潰家屋 (戸)	半潰家屋 (戸)	浸水家屋 (戸)			浸水地反別 (町)	山崩 (カ所)
							床上	床下	計		
岡山		54		6	95	140	6,048	2,045	8,093	339	
御野	19	5		19	155	203	4,372	415	4,787	3,191	
津高	6	20	4	31	253	27	1,440	360	1,800	1,500	631
赤坂	2	1		6	143	150	180	380	560	703	159
磐梨		17	1	12	206	95	510	185	695	880	85
和気	3	5		14	250	307	622	510	1,132	403	23
邑久	2	111		22	175	174	1,981	350	2,331	3,197	
上道	11	2		60	206	280	4,151	1,672	5,823	5,907	14
児島	3	3		73	157	100	762	1,000	1,762	2,890	6
都宇					114	33	1,120	2,026	3,146	3,010	12
窪屋					127	67	179	638	817	1,653	7
浅口		4		5	59	1	294	330	624	2,061	2
小田	1	4		17	61	120	140	429	569	550	87
後月		1			5					3	10
下道		1			47	19	127	139	266	1,047	76
賀陽	12	89			146	200	800	1,150	1,950	1,590	790
上房	1	2	1		15	11	8	36	44	34	171
川上										14	6
阿賀							10	48	58	4	
哲多					4						
真島	2	2		3	54	30	498	180	678	458	609
大庭				3	101	27	423	290	713	818	429
西西条	6	8	1	5	209	38	432	176	608	649	875
西北条		1			48	30	846	620	1,466	133	28
東南条					8		600	192	792	167	22
東北条	1	2			15	20	20	20	40	25	89
勝北	2				20			4	4	8	10
吉野					15	3	4	33	37	70	12
英田		2			81	33	67	155	222	110	191
勝南					95	13	110	78	188	263	2
久米北条	2			3	151	151	495	297	792	280	173
久米南条	1	5		5	171	85	334	292	626	605	60
合計	74	339	7	284	3,186	2,357	26,573	14,050	40,623	32,562	4,579

(注 1) 「明治二十五年七月岡山県下非常災害一覧表」(『二十五年水災書類』) より作成。

(注 2) 上記の典拠史料には「九月一日調」とある。

する地域で大きな浸水被害が生じていることも確認される。県南部に広がる岡山平野は河川の堆積作用と干拓によってつくられた低平地となっており、明治二十五年七月水害の状況からも、この土地が水害に脆弱な土地であることがはっきりと分かる。

各地の具体的な状況について、例えば、上道郡長の草加廉男は次のように県庁に報告している。^⑦

各地トモニ全ク通路ヲ遮断セラレ罹災ノ人民非嘆号叫ノ声四方ニ起ル、此変ニ際シ郡吏、警官又ハ有志ノ壮丁ハ船筏ヲ以テ救護ニ尽力セシモ非常農事ニ使用スル小船ニシテ運用甚タ便ナラス、殊ニ漕手ノ不熟ナルト水勢之激烈ナルトニ依リ進退意ノ如クナラス、加之降雨盆ヲ傾ケ暗夜咫尺ヲ弁セス、救援号叫ノ声ハ激浪ニ和シ、泥水ノ膨漲ヲ凌テ難所ニ至レハ、老幼ノ僅ニ屋上ニ取付キ又ハ木片其他品物等ニ縋テ濁浪ノ中ニ浮沈シ、親ハ子ヲ救ハントシテ俱ニ溺レ、夫ハ妻ヲ扶ケントシテ遂ニ其身ヲ失フ、其惨状実ニ看ルニ忍ヒス

上道郡は、東と西にそれぞれ吉井川と旭川が流れ、南は児島湾に接しており、近代以前から水害常襲地であった。この時も死者一人、浸水家屋五八二三戸、浸水地五九〇七町という、県下最大規模の被害を出した。^⑧草加郡長の報告は、二十二日深夜から大混乱に陥り、凄惨な状況を呈したことをリアルに伝えている。

暴風雨が収まってからも、罹災民は厳しい状況に置かれた。津高郡長水野漸は、同郡では四八九カ所で橋梁が流潰し、破壊された道路は二〇二五カ所に及んだため、「二十三日ヨリ二十五・六日頃ニ至ルノ間ハ全ク交通ノ道ヲ遮断セラレ飢餓ニ迫ルノ惨状ヲ呈セリ」と報告している。^⑨山陽新報も水害発生後のリアルな状況を伝えており、例えば七月二十七日の記事では、御野郡内の一〇カ村について「今尚ほ浸水檐に及び、人民は何れも屋根又は二階に上りて漸やく性命を全ふし居れど、二十三日以来飲食を為さ

るを以て今は飢餓に迫りて救ひを呼ぶ声憐れに悲しくして聞くに堪へず、若し此俟打捨て置く時は見殺しにするより外なしと云ふ」^⑩と記す。この日の紙面には、「岡山市栄町の惨状」や「備中の人民鉄道破壊の図」と題した挿絵も掲載しており、これらも被害実態を知る上で貴重である。さらに、浸水地域では衛生状態の悪化から水系伝染病も広がっていた。邑久郡では、浸水した家では水が引いた後も飲用水や火を焚く竈もなく、浸水・腐敗したものを飲食して下痢病となり、壮丁のなかにも衰弱し動けない者が多いという。^⑪「憂慮」に堪えない罹災窮民の状況は九月以降も報じられている。^⑫では、こうした状況のなかで県行政はいかなる対応をとっていたのか、『二十五年水災書類』を中心に検討していきたい。

二 県行政の対応

二十三日に水害が発生すると、県知事千坂高雅はすぐに県庁に出頭して指揮にあたり、各部署の吏員たちは実地での対応に奔走することになる。県庁は二十四日から二十七日にかけて内務大臣、宮内大臣、総理大臣に被害の様子を上申する一方、事態の推移にあわせて協議を重ねていき、被災地に向けて各種の通達を行っていった。以下、水害発生後の県行政の対応を具体的に跡づけてみよう。

県庁は七月二十五日、岡山警察署と岡山市役所に対して欠乏する米・麦・日用品を高価で販売しようとする者を警戒すべきことを命じ、さらに各郡市役所に対して浸水家屋での悪疫発生に注意すべきことを通牒した。^⑬このようにまずは県下の混乱状況を抑えることに注力していたが、七月二十八日に内務省より内務書記官大塚謙三郎が岡山県に出張するとの電報が届いた。さらに同日、内務省県治局と宮内省から死傷者をはじめとする被害状況を速やかに報告すべき旨の通知があった。^⑭これを受けて、県内務部長の河野忠三は各郡長に次のような通牒を発している。^⑮

天災ニ係ル事項報告方ニ付テハ予テ成規モ有之処、今般ノ水災ハ実ニ
県下未曾有ノ大害ニシテ其被害ノ詳細ニ至テハ到底数日間ニ能ク調査
シ得ル所ニ無之、然ルニ近日其筋ヨリ実況視察ノ為メ派出員来着可相
成趣ニ有之、就テハ差向別紙ノ通其概数調最モ緊急ニ候間、本書着次
第早々御取調折返シ御急報相成度、此段急キ及照会候也

県庁は、政府の視察官の来県を受け、各郡の被害状況の概要把握に動き出すのである。「別紙」として添付された「水災概略取調書」では、出水河川の最高水位、溺死者数に加えて、溺死牛馬、負傷者、焚出救助を受けた者、飢餓に迫る者、流失及潰家屋、半潰家屋、浸水家屋、浸水反別、荒地反別、道路・堤防・橋梁破壊の箇所などの「凡」の数字について報告を求めている。

大塚内務書記官は七月三十日に岡山に到着し、すぐに視察を開始した。大塚内務書記官の指示があったかは定かでないが、¹⁸県庁は同日から町村レベルの被害状況の調査も始め、河野忠三内務部長は各郡市に「暴風雨及洪水損害表」の雛形を配付し、各町村における里道・橋梁・堤防・家屋・米・麦・家具などの損害額を取りまとめ、報告するよう求めた。¹⁹ここで河野は「暴風雨及洪水ニテ損害ヲ受ケタル金額至急調査上用之儀有之候条、別表ニ依リ大至急御調出来次第直チニ御差出相成度」として、遅くとも八月七日までに記入した表を提出すべきとしている。ただし、注意しておきたいのは、配付した表の雛形の備考欄に「本表ハ可成確實ヲ要スルモ総テ概計見込ヲ以テ調査スヘシ」と記され、あくまで概数でいいとしていることである。先の二十八日の通牒でも「凡」の数字を求めており、七月末時点で県庁はおおよその被害状況を知るところを重視し、町村末端レベルの正確な被害実態の把握にはまだ乗り出していないのである。

これは各地からの早急な調査を求める声に対応したものであった。七月二十九日に県庁に宛てた西三条郡長小沢泰の「内議」によれば、同郡内の村長や惣代は県による「実地臨検」を請願するために県庁に出頭したい

旨を続々と申し出ており、「目下各村惨状ヲ極メ悲愴ノ声野ニ満ツルノ場合、小官ニ於テ強テ之ヲ抑留スルハ事情ノ許サル処ニ付其意ニ任セ居候」状態にあるという。そのため小沢郡長は、村長や惣代たちが県庁に出頭しないよう訓示の発出を求めている。²⁰また、津山地方の西苦田村長橋本嘉一郎ら三人の村長が、速やかな被害調査の実施を請願するため県庁に出向いたことも報じられている。²¹こうした状況を受けて県庁は、すぐに県土木吏員が出張するので、村長、議員、村内重立ちなる者は他出を見合わせるよう命じている。²²水害発生から約一週間が経って、各地で県行政が被害状況を速やかに把握して対策を講じることを求める声が高まっており、県庁はこうした声に迅速に対応する必要があるためである。

一方、県会常置委員の河田繁穂、中山寛、大森馬之、星島謹一郎、土居通信、守安亀太郎、辻英一は、七月二十八日から県内各地の巡視を開始していた。彼らは被害の大きかった上道郡や御野郡を中心に被害地を視察し、臨時の復旧工事費の算出を進めた。²³八月五日には巡視を終え、常置委員会で緊急工事のための地方税追加予算案を議決していく。²⁴また、内務省土木局第五区土木監督署技師の関谷鈴吉も七月三十一日に来岡し、被害状況の視察を始めた。²⁵三十日に内務書記官大塚謙三郎も県下の巡視を開始していたが、政府高官や内務省土木局の専門技師もまた、被災地の状況把握に向けて動き始めていた。

こうしたなか、県庁が各地の被害状況の正確な実態調査に乗り出したのは、恩賜金の連絡を受けてからである。八月四日に天皇・皇后から恩賜金二五〇〇円が与えられるという連絡が入り、五日には侍従子爵東園愛基が視察に来県するという電報もあった。²⁶これを受けて県庁は各郡に宛てて、県知事が近いうちに上京し、被害状況を上奏することになるので、被害の具体的な景況を報告するよう命じている。²⁷そしてこの「景況書」は「最モ差急」ぐものと強調し、速やかな提出を求めている。²⁸実際に郡長たちは八月五〜十一日の間に県庁に「景況書」を提出しており、先に引用した上道郡長草加廉男や津高郡長水野漸による報告はこれにあたる。

表2 恩賜金・義捐金配付の基準率

等級	罹災状況	恩賜金配付基準率	義捐金配付基準率		
			第1回	第2回	第3回
1等	死亡者	1人に付 1.00円	1人に付 1.70円	1人に付 2.11円	1人に付 1.56円
2等	重傷者	1人に付 0.80円	1人に付 1.50円	1人に付 1.68円	
3等	家屋流失埋没せし者	1戸に付 0.65円	1戸に付 1.10円	1戸に付 1.44円	
4等	家屋倒壊せし者	1戸に付 0.55円	1戸に付 0.80円	1戸に付 1.11円	
5等	家財蕩尽せし者	1戸に付 0.35円	1戸に付 0.60円	1戸に付 0.67円	

(注1)「明治二十五年七月二十三日水災 救恤義捐金配付仕訳書」、「明治二十五年七月二十三日水災 救恤恩賜金配付仕訳書」(『二十五年水災書類』)より作成。

(注2)金額のうち厘以下は四捨五入。

このように、恩賜金の受給を契機として県庁は実態調査に動き出すのだが、さらに八月七日、千坂知事は義捐金に關して次のように通知している。²⁹⁾

恩賜金ヲ始メ県庁へ纏リ候金員ハ追々配付ノ手順ニ可及候得共、之ヲ実施スルハ今尚数日ヲ要スヘク、仍テ差向其郡内ノ救助ヲ指定シテ義捐セシ金員郡役所ニ纏リ居候ハ、適宜ノ見込ヲ立、各被害者ヘ配付給与取計ハルヘシ、而シテ其金額及人員并配付ノ方法及給与セシ人員共時々県庁ヘ報告致サルヘシ、又タ幸ニ被害多カラシテ特ニ郡内救助ヲ指定スル迄ニ無之郡ニ在リテ募集セラレタル捐金ハ例之通其金額人名等列記早々県庁へ差出サルヘシ

水害発生直後から各郡では有志者による義捐金の募集・配付が始まっており、それらも含めた義捐金のとりまとめを県庁が一律で主導するとしているのである。県庁が恩賜金・義捐金の統一した配付方法を定める姿勢を示していることが分かる。

恩賜金の配付にあたっては、同時期

に被災した徳島県のやり方を踏襲し、一等「死亡者」、二等「重傷者」、三等「家屋流失埋没せし者」、四等「家屋倒潰せし者」、五等「家屋半潰せし者」の五等に区分し、各等級の分配率を定め、配付額を決定することとした。³⁰⁾これにあわせて義捐金の配付額も定めており、最終的な基準率は表2のようになった。その上で岡山県書記官河野忠三は八月十一日、各郡市長に宛てて、一〇五等の区分に該当する人数および戸数を報告するよう求めた。³¹⁾注目すべきは、ここでそれまでのような概数ではなく、正確な人数・戸数の報告を求めていることである。しかも死亡者の場合は遺族の「情況書」の提出も課している。県庁は恩賜金に關して、郡役所や町村役場の掲示板にその「告示」を掲げて「広く聖恩ノ辱キヲ感戴セシメ」ることを命じているように、災害は天皇の慈悲が具体的な形で国民に届く重要な機会であった。³²⁾恩賜金さらには義捐金の配付に際しては、罹災者の間で不平等や不信感が生まれることは避けなくてはならず、県庁は被害状況の正確な情報を掴むことが求められることになったのである。このように、県庁が被害状況の実態把握に乗り出していったのは、恩賜金という外在的な契機が大きい。

恩賜金の連絡が入った頃から、県庁は復旧工事に向けた具体的な動きも見せ始めている。千坂知事は八月六日、市町村の復旧土木費のうちの地方税補助額を確定させるために、各町村役場において「水災破損土木修繕費」を取り調べ、県庁に提出するよう求めた。³⁴⁾ここでさらに注目したいのは、こうした調査が県の土木吏員のみによって行われていたわけではないことである。八月十一日には県治局長大森鐘一が来県し、翌十二日には第五土木監督署長日下部弁二郎も岡山で実地調査を開始して復旧工事費の協議を進めている。さらに代議士たちも来県しており、十一日には倉田準五郎(広島選出)、内藤利八(兵庫選出)が岡山県会副議長岩岸堂保平、常置委員大森馬之を同伴して視察を行い、十三〇十五日には湯本義憲(埼玉選出)が常置委員中山寛、星島謹一郎を同伴して県内をまわった。³⁵⁾こうしたなかで県庁は、次のように、来県した代議士が確実な調査を行えるよう町村長

たちに協力を求めている。³⁶⁾

被害地郡長へ通牒之件

衆議院議員等追々本県下水害地巡視トシテ来県致候者可有之、然ルニ各地被害ノ浅深又ハ地理不案内ニテ順路之如何等不相分爲メニ差支迷惑可致、仍テ懇切ニ可被指示ハ勿論臨機相当之便宜ヲ与候様可被致、被害地町村長共ヘモ右ノ旨趣貴官ノ御示置相成候方可然、此段爲念及通牒候也

先に水害発生直後に常置委員や政府高官が被害状況の調査を進めていたことに触れたが、災害後の調査や復旧に向けた取り組みは、県土木吏員のみならず、政府高官や代議士、町村長や常置委員などの地方名望家層を巻き込む形で進められているのである。

以上のように見てくると、水害発生後の県行政の対応はやや主体性に欠けている印象である。各地からの実態調査を求める切実な声を受けつつも、地域末端レベルの調査に乗り出したのは恩賜金の受給が契機となっているように、被害状況や復旧工事の調査について確かな方法が定まっていたようには見えない。市制町村制の施行から三年ほどしか経っておらず、行政町村の運営も安定していない時点にあって、³⁷⁾ 県―郡―町村ラインを通じた迅速な災害対応はなされていないのである。

この背景には、人員面などでの県庁機構の弱さもあったと考えられる。一般に明治期の府県行政、とりわけ土木行政は、土木吏員の人的構成の少なさから、旧庄屋層など地方名望家の行政的力量に依存しなければ遂行しえなかった。³⁸⁾ 明治二十七年（一八九四）時点における岡山県内務部第二課（土木係・地理係）の吏員・雇員の数を確認すると、属二十六人・技手二人・雇〇人であり、他府県に比べても少ない。³⁹⁾ 水害発生後に県庁が十分な主体性を発揮しきれていないのは、こうした県庁機構の脆弱性があったことも指摘できるだろう。

そうしたなかであって、県庁は八月中旬には各町村の被害状況を郡単位で集約し、県全体の具体的状況を把握するに至る。表1はこうして出来上がったデータであり、典拠史料にも「九月一日調」とある。こうしたデータを前提に、県行政は救済事業や復旧事業を進めていくことになる。

三 救済事業

県庁が恩賜金と義捐金の配付を開始したのは、水害発生から約一カ月経った八月下旬である。

恩賜金は八月二十七日に配付された。配付基準は表2の通りであり、その基準にもとづいて各郡に配付した金額を示したのが表3である。表3をみてすぐに気づくのは、配付総額が三一五一円余で、天皇・皇后から下賜された二五〇〇円を上回っていることである。しかし、明治三十六年（一九〇三）に県庁が発行した『岡山県水害史』上巻には、配付された恩賜金は二五〇〇円と記されている。あくまで県は二五〇〇円で公式発表を行っており、そこでは一等七二人、二等二十四人、三等六六戸、四等一三四〇戸、五等三五四九戸と明記されている。⁴⁰⁾ この数値は表3の数値と大きく異なり、とりわけ、五等の「家財蕩尽せし者」が一七三六戸も少ない。

ただし、実際の恩賜金は表3の通りに配付されたと考えられる。というのは、恩賜金の配付完了後、御野郡・上房郡・邑久郡・賀陽郡が県庁に「最前書出シタル人員ニ調違」があったことを申し出ているからである。⁴¹⁾ こうして新たに明らかになった罹災民に対しては、追加で恩賜金が配付されることになり、「御巡幸費残金」が充当されている。⁴²⁾ ここから想定されるのは、県庁にとって、天皇・皇后から与えられた恩賜金に関し配付ミスという失態を表明することは憚れ、公式発表で伏せられることになったことである。つまり、被害状況の把握が不十分なままに恩賜金の配付が開始されたのであり、ここからも県庁の調査が体系化されずに進められている状況が看取される。

表3 恩賜金・義捐金・備荒儲蓄金の配付状況

郡市名	死亡者 (人)	重傷者 (人)	家屋流失埋 没せし者 (戸)	家屋倒壊 せし者 (戸)	家財蕩尽 せし者 (戸)	恩賜金		義捐金		備荒儲蓄金	
						配付額 (円)	配付率	配付額 (円)	配付率	配付額 (円)	配付率
岡山			1	10	57	26	0.8%	149	1.2%	373	0.9%
御野	19		81	26	1,104	472	15.0%	2,032	16.0%	5,340	13.5%
津高	6	1	55	92	376	225	7.1%	957	7.5%	2,977	7.5%
赤坂	2		24	60	86	81	2.6%	296	2.3%	1,153	2.9%
磐梨		1	17	125	147	132	4.2%	557	4.4%	1,533	3.9%
和気	3		22	204	243	215	6.8%	770	6.0%	2,809	7.1%
邑久	2	3	20	113	637	303	9.6%	1,126	8.8%	4,893	12.3%
上道	11	5	62	202	1,030	527	16.7%	1,927	15.1%	6,702	16.9%
児島	3	3	4	99	5	64	2.0%	231	1.8%	641	1.6%
都宇				60	66	56	1.8%	229	1.8%	615	1.6%
窪屋				65		36	1.1%	124	1.0%	330	0.8%
浅口										254	0.6%
小田	1	1		37		22	0.7%	79	0.6%	221	0.6%
後月										32	0.1%
下道		1	1	39	2	24	0.7%	83	0.6%	259	0.7%
賀陽	12	3	56	44	300	180	5.7%	785	6.2%	2,852	7.2%
上房	1	2	3	5	9	10	0.3%	40	0.3%	147	0.4%
川上											
哲多											
阿賀				2		1	0.0%	4	0.0%	11	0.0%
真島	2	1	20	6	208	92	2.9%	393	3.1%	732	1.8%
大庭			56	6	213	113	3.6%	490	3.9%	2,054	5.2%
西西条	6	2	62	33	219	143	4.5%	620	4.9%	1,622	4.1%
西北条			17	11	262	109	3.5%	460	3.6%	494	1.2%
東南条										300	0.8%
東北条	1	2		8	2	8	0.2%	34	0.3%	55	0.1%
勝北	2			20		13	0.4%	56	0.4%	126	0.3%
吉野				12		7	0.2%	26	0.2%	75	0.2%
英田		1	2	47	7	30	1.0%	124	1.0%	312	0.8%
勝南			15	41	22	40	1.3%	167	1.3%	503	1.3%
久米北条	2		51	26	151	102	3.2%	441	3.5%	894	2.3%
久米南条	1		81	35	139	122	3.9%	526	4.1%	1,363	3.4%
総計	74	26	650	1,428	5,285	3,151	100.0%	12,727	100.0%	39,670	100.0%

(注1) 「明治二十五年七月二十三日水災 救恤義捐金配付仕訳書」、「明治二十五年七月二十三日水災 救恤恩賜金配付仕訳書」、「明治二十五年七月岡山県下非常災害一覧表」(『二十五年水災書類』)より作成。

(注2) 義捐金の配付額は第1～3回配付金、指定義捐金の合計金額である。

(注3) 備荒儲蓄金の配付額は焚出米、食料、小屋掛料、農具料、種穀料の合計金額であるが、典拠史料「明治二十五年七月岡山県下非常災害一覧表」の備考欄に「十一月一日調」「地租補助及貸与ヲ受クヘキ土地ハ目下調査中ニ付本表ニ掲載セス」とある。

(注4) 円未満は四捨五入。明らかな間違いの数値は訂正した。

こうした状況にもあり、義捐金は八月二十五日の第一回目の配付がなされた後、さらに大きく二回に分けて配付された。その総額は約一万三〇〇〇円である。⁴³⁾『二十五年水災書類』には「水災義捐金収支原簿」という簿冊が編綴されているが、この簿冊には募集に応じた者について「他々名」などと記されているため、その全国的分布や属性などの正確なデータは得られない。とはいえ、旧岡山藩主池田家の池田章政（一〇〇〇円）や、県内の大資産家である野崎武吉郎（五〇〇円）、大原孝四郎（二五〇円）が精力的に募集に応じていることに加えて、北海道や朝鮮といった遠隔地からも義捐金を送られてきたことが判明する。また、当時の新聞は社会事業として災害救援活動を行っていたが、山陽新報もすぐに全国に向けて義捐金募集を呼びかけ、⁴⁴⁾納付者の氏名・住所・金額を紙面掲載しており、最終的に計二五五五円余を県庁に送付している。⁴⁵⁾

ただし、こうした恩賜金・義捐金によって、罹災窮民が急場を凌ぐことはできたかもしれないが、彼・彼女らの生活再建への道のりは険しかった。例えば、三等「家屋流失埋没せし者」が受け取った恩賜金・義捐金の合計額は表2によれば三円一九銭に過ぎず、この額では流失した家屋を建て直すことは不可能だったであろう。

さらに、災害に際して支給される救済金としては、備荒儲蓄金があった。明治十三年に制定された備荒儲蓄法は、政府からの配付金と府県会で議決された率で徴収された公儲金を財源に、罹災窮民に食料・小屋掛料・農具代・種肥料などを給与することを定めており、制度運用は各府県に任されていた。実際の配付にあたっては、救済額が府県備荒儲蓄金の百分の五を超過する場合、政府の中央儲蓄金から補助されることになっていた。⁴⁶⁾

岡山県の場合、明治二十五年二月三日の県令第五号で備荒儲蓄施行規則が定められ、食料三〇日（一日あたり一五〜七〇歳男性五合、それ以外の男性および女性三合）、小屋掛料一戸一〇円以内、農具料一戸五円以内、種穀料一戸五円以内、焚出米一〇日以内と規定された。⁴⁷⁾この規定にもとづき、この水害で配付された備荒儲蓄金の総額は三万九六七〇円余である

（表3）。当時、岡山県の備荒儲蓄金は六七万八三九二円余の積み立てがあったため、⁴⁸⁾この水害で支出された県備荒儲蓄金は三万三九一九円余、中央儲蓄金は五七五一円余となる。

備荒儲蓄金の配付に関しては『二十五年水災書類』に関連史料が少なく、罹災窮民にとってどれほど有益なものであったかはさらなる検証が必要である。ただし、それはおそらく限定的だったと思われる、罹災した細民たちが、視察中の政府高官や常置委員、県庁吏員に救済を求めて「哀訴」している事実も確認できる。⁴⁹⁾

しかし、このような救済事業に対する不満は生じていたが、岡山県の場合、それが大きな政治問題に発展することはなかった。⁵⁰⁾表3を見ると、多少の差異はあるものの、恩賜金・義捐金・備荒儲蓄金の各郡の配付率はほぼ同じであり、おおよそ各郡の被害状況に比例した救済金が配付されている。それは三つの救済金がほぼ同一の基準率で配付されているからである。先述の通り、恩賜金・義捐金を受け取る者については一〜五等の区分が行われたが、このうち三〜五等は「備荒儲蓄法ニ拠り救助ヲ受クヘキモノ」とされていたのである。⁵¹⁾その際、焚出米を給与された者のうち生計を立て直した者に恩賜金・義捐金の配付はなされなかったため、⁵²⁾各郡における各救済金の配付率の若干のばらつきは主にこれによるものと思われる。また各郡長は、恩賜金の追加配付の要請だけでなく、義捐金の配付額の誤りを県庁にたびたび報告しており、十二月まで県庁はこれらに対応している。⁵³⁾県庁は可能な限り各地の被害実態に沿った形で救済金を配付しようとしていたのであり、これが可能になったのは被害状況の実態調査をほぼ終えた九月時点のことであった。

さらに、岡山県で救済事業をめぐって大きな政治的混乱が起きなかった要因として、挙県一致の態勢で復旧に向けた取り組みがなされていたことも指摘できる。次にこの点を国庫補助金獲得の過程から見てみたい。

四 復旧に向けて―国庫補助金の獲得―

先述のように、恩賜金の受給が決定してからは、県土木吏員のみならず、県会議員などの名望家層や内務省の専門技師たちの協力のもと、復旧に向けた取り組みが始動していた。そうしたなかで県庁による被害状況の実態調査も進められていたことを改めて確認しておきたい。八月十九日に県内務部長河野忠三は各郡長に次のように照会している。⁵⁴

先般洪水ニ付荒地々価取調方及照会夫々御差出相成候処、右ハ被害當時之見込ニシテ普通荒地ト潮入其他共彼是相混候儀モ可有之、最早今日ニ至リ候テハ稍確實ノ調査可相成、就テハ至急要用之儀有之候条、更ニ別表ニ依リ至急御取調、来ル三十日迄ニ県庁へ御差出相成度、此段及照会候也

ここでは、なお確実な調査を行うために「洪水ニ係ル取調表」という雛形が添付されており、各町村の大字単位で荒地・潮入地・浸水地・七分以上損毛地の反別・地価を集計し、県庁に報告するように求めている。さらに二十四日にも各郡市長に、明治二十五年度の市町村税歳入予算額と徴税期限について取り調べ、九月十日までに県庁に提出するよう通牒を発している。⁵⁵

このように県庁は八月中旬以降、町村末端レベルの被害状況や税負担額について詳細な調査を進めているのである。その背景には、恩賜金・義捐金の配付に加え、この時点で、復旧工事に多額の国庫補助金を要することが明白となった点があるだろう。⁵⁶国庫補助要求額を確定し、その妥当性を示すためにも、地域末端レベルの被害状況の把握が必須であった。

千坂高雅知事は八月十六日に国庫補助金獲得に向けて上京し、⁵⁷内務省の関係者を中心に働きかけを行っていた。さらに千坂知事は常置委員にも協力を呼びかけ、八月二十三日に県会副議長岩堂保平、常置委員中山寛・河

田繁穂は上京の途に就いている。⁵⁸水害発生直後から常置委員らは被害地の巡視を精力的に進めており、国庫補助金を確実に獲得する上で、彼らの協力もまた不可欠であった。こうして岡山県では「官民一致」⁵⁹で国庫補助金獲得に向けた運動が展開されていくことになる。

常置委員らが上京した直後、政府は暴風雨で被害を受けた県への災害土木費国庫補助金を国庫剰余金で補填することとし、十一月末から開かれる帝国議会に追加予算として提出する方針を固めた。また当時、国庫補助額については、府県会で議決された国庫補助請求額と、内務省直轄の土木監督署によって査定された金額とを突き合わせて確定する手順となっていた。⁶⁰そのため千坂知事や常置委員らは、臨時県会を開催して復旧工事費ならびに国庫補助請求額を確定させた上で、中央で運動を行うという方針を改めて定めた。⁶¹そしてその方針のもと、復旧工事費算定のための詳細な調査が行われていくことになるのである。

調査は九月以降、急ピッチで進められた。九月五日には、第四区土木監督署長沖野忠雄、第五区土木監督署長日下部弁二郎、第六区土木監督署長岡胤信といった内務省の専門技師たちが来県し、県土木吏員を従えて実地調査を開始した。⁶²調査の具体的な様子は、以下のようであった。⁶³

第六区土木監督署技手夏井正心氏は復旧工事設計監査として岡山県に來り且下巡視中なるが、去二十日備中国下道郡に入り岡山県属木村保、高橋静治、雇藤村将輔、原田和太郎諸氏も同行して予て設計せる処を説明し、郡書記・村長は破損所に付き説明し、同夜は岡田村の梅の江に投宿し、翌二十一日は国道筋を西へ順次巡視し小田郡に入りしが、同氏等は去十四日賀陽郡を始とし順次上房、阿賀、哲多、川上を経て下道、小田に入りたるにて尚ほ後月、浅口、児島、都宇、窪屋をも検査する筈なり

土木監督署の技師・技手は、県土木吏員の設計案や、郡吏員や町村長の

説明を参照しながら、各地の調査を進めていた。右の引用からも窺えるように、各地の復旧土木費は、各町村からの調査報告を受けた県土木吏員が見積額を算出した上で、土木監督署技師との協議により確定させていくという運びであった。⁶⁴この点について山陽新報は、「岡山県庁は他県に比し精密の上にも精査し軽々敷事を書せざりし故、監督省の感情もよく被害調査の上申書も確実なりと信ぜられしよしなり」と記している。こうした評価の真偽は判断しかねるが、いずれにしても、調査にあたって県土木吏員たちは文字通り奔走していた。人的資源に乏しい県庁にあって、土木係だけでは破損所の取り調べの手が回らず、他の課・係から人員を補充してもらう状況にあった。⁶⁵

調査は十一月初めまで行われ、最終的に復旧土木費について、地方税（県税）負担が二六万一九八二円六六銭一厘、市町村税負担が七八万二三七八円六七銭五厘、地方税負担の市町村土木補助費が七〇万四四五円四七銭一厘と確定した。こうして十一月十五日開会の臨時岡山県会に提出された地方税負担の被害復旧土木費は、総額一九六万二四二八円一三銭一厘となった。⁶⁷当時内務省は、府県に地租割の課税制限（府県制施行の県は四分の一）まで、戸数割一戸あたり一円までを負担させ、なお不足する額について国庫補助を行うという基準を設けていた。⁶⁸これにもとづくと、岡山県の負担は地租割七万四五八八円七九銭三厘、戸数割一五万八五一一三円九二銭九厘となり、これらを右の総額から引いた一七二万九三二五円四一銭が国庫補助要求額となった。⁶⁹

千坂知事は臨時県会の開会にあたり、「日数を経過するに随ひ其調査の精実にして緻密なることは之を帝國議會に提出し天下に示して少しも恥ることなきを信ず」と述べ、速やかな議決を求めた。⁷⁰実際、県会では満場一致で原案通り可決される。これを受けて千坂知事や県会議長林醇平らは再び上京し、代議士や大蔵省・内務省の関係者への働きかけを行った。とりわけ千坂知事の「奔走」ぶりについては、「代議士を歴訪して水害の実況、復旧工事の目論見厳正確実なる理由、岡山県会議員の熱心、人民の輿望等

を詳陳したるに、孰れも大に了解する所ありしと云ふ」と報じられている。⁷¹県会開会時の発言とあわせたと、千坂知事が、国庫補助要求を正当化する上で、岡山県の復旧計画が確実な調査にもとづいていることを強調している点に注目したい。初期議会期、国庫補助要求の主導権を握っていたのは府県知事であったが、⁷²その主導性は県土木吏員を中心とした県下の実態調査に担保されていたのである。

そしてそうした調査は、ここまで見てきたように、郡吏員や町村長、常置委員・県会議員などの名望家層の協力があって遂行されたといつてよい。事実、山陽新報は、そもそも「今回の復旧再築工事に就ては、各町村をして聯合商量して以て各々直接に着手せしめ、各郡長をして親ら之を監督せしめ、技師、技手、属官をして傍らより之を補佐助言せしめ、更に常置委員をして常に之を巡検せしめ、人夫を督し、技術者を役し、職工を配する等」の厳密の方法を設ける必要がある、その場合には「心得ある士民、例へば町村長、町村会議員、名望家等の任務に待たざるべからざる」として、彼らの働きに期待を寄せている。こうした「心得ある士民」の具体的関与のあり方はさらに分析を深める必要があるが、少なくとも名望家層の近世以来の行政的力量が、復旧事業を推し進める上で重要な役割を担っていたことは指摘できるだろう。

政府は、岡山県の要求通り、明治二十五年追加予算として国庫補助金一七二万九三二五円余を帝國議會に提出し、十二月二十日に衆議院を、二十二日に貴族院をそれぞれ通過した。⁷⁴ここに国庫補助金の下付が決定し、岡山県で復旧工事がただちに着手されることになる。

おわりに

最後に本稿で述べてきたことをまとめる。

第一に、明治二十五年（一八九二）七月水害の時点において、大規模災害に対する県行政の対応のあり方は定まっていなかったことを明らかにした。

被害状況の調査に関して、体系的な方法が確立していたわけではなく、内務省や被災地域からの要請を受けつつ、恩賜金の受給を契機としてなし崩し的に進められていった。そしてそれは、県土木吏員のみならず、中央の政府高官や専門技師、県会常置委員や町村長などを巻き込む形で進められていた。県行政が主体性を発揮しきれない要因としては、県庁機構の脆弱性もあった。県庁が県内全体の具体的な被害状況を把握したのは、水害発生から一ヶ月以上経ってからであった。

第二に、こうした被害状況の把握があつてはじめて、恩賜金・義捐金などの救済策が講じられ、復旧に向けた取り組みが進められていったことを指摘した。県庁は八月末以降、各地の被害実態に即して救済金の配付を進めるとともに、復旧工事のための国庫補助金獲得に力を注いでいた。その際、各地からさらなる救済策を求める声もあったものの、そうした声が大きな政治争点として顕在化することはなかった。⁽¹⁵⁾ その背景として、岡山県の救済事業や復旧事業が「官民一致」の挙県態勢で進められたことがあった。とりわけ国庫補助金の獲得に向けては、中央で県知事と常置委員らが連携し、岡山県内では県土木吏員、郡吏員、町村長らが土木監督署の専門技師の実地調査にに応じていた。こうした態勢がとられたのは、当時の県行政が、旧庄屋層など地方名望家の近世以来の行政的力量に依拠して遂行されていた現実にも根づいていた。

さて、明治二十六年十月、またも暴風雨が岡山県を襲い、前年以上の甚大な被害をもたらした。では、ここでの水害対応は、前年の経験がいかに活かされ、どう進められていったのか。そして、明治期を通して官民の災害対応のあり方はどのように変容していったのか。これらについては、稿を改めて論じたいと思う。⁽¹⁷⁾

〈注〉

(1) 吉田律人「災害と歴史学」『史学雑誌』一二七―六、二〇一八年）二頁。

(2) 倉地克直『江戸の災害史』（中央公論新社、二〇一六年）一三四頁。

(3) 久野洋「明治期の水害史料と地域社会・地方行政」『資料学の方法を探る』二〇、二〇二一年）一五頁。

(4) このような研究状況にあつて、重松正史「初期議会期における地方政治状況」『歴史学研究』五七七、一九八八年）、同「日清戦後期の地方政治」『日本史研究』三一四、一九八八年）、長妻廣至『補助金の社会史』（人文書院、二〇〇一年）第二章、大川啓「明治期の都市火災と地域社会」『史苑』一八九、二〇一三年）は貴重な成果である。

(5) 岡山県編『岡山県水害史』上巻（岡山県庁、一九〇一年）九一―九三頁。各地の具体的な気象状況や被害規模については、岡山県立測候所編『明治二十五年七月岡山県下暴風雨并水害一班』（同所、一八九三年）を参照。

(6) 岡山県立図書館・電子図書システム（<http://digioaka.libnet.pref.okayama.jp/detail.jp/id/Kyo/M2004093016423742308>）二〇一二年十一月二十一日最終閲覧。

(7) 明治二十五年八月十日知事官房宛上道郡長草加廉男「明治二十五年七月二十三日上道郡暴風雨洪水被害ノ景況」『二十五年水災書類』。

(8) 上道郡の被害の実態を分析したものとして、矢田俊文「明治二十五年台風と岡山県上道郡の被害」『災害・復興と資料』一一、二〇二〇年）がある。

(9) 明治二十五年八月六日岡山県知事千坂高雅宛津高郡長水野漸「水災景況報告」『二十五年水災書類』。

(10) 『山陽新報』明治二十五年七月二十七日「十ヶ村の罹災者飢餓に迫る」。

(11) 『山陽新報』明治二十七年八月十六日「随見随報（二）長池偉八」。

(12) 『山陽新報』明治二十五年九月十八日「村民の憂慮」など。

(13) 前掲『岡山県水害史』上巻、一〇五頁。

(14) 明治二十五年七月二五日岡山警察署・岡山市役所宛知事「訓令」（二十五年水災書類）。

(15) 前掲『岡山県水害史』上巻、一〇七頁。

(16) 前掲『岡山県水害史』上巻、一〇五頁。

(17) 明治二十五年七月二十八日郡長宛内務部長河野忠三「照会」(『二十五年水災書類』)。

(18) 焚出米の給与人数・石数については、内務省の指示を受けたとして、すぐに各郡役所に照会している(明治二十五年七月三十日各郡役所宛岡山県知事官房「照会」『二十五年水災書類』)。

(19) 明治二十五年七月三十日岡山県内務部長河野忠三「照会」(『二十五年水災書類』)。

(20) 明治二十五年七月二十九日岡山県書記官河野忠三宛西条郡長小沢泰「内議」(『二十五年水災書類』)。

(21) 『山陽新報』明治二十五年八月二日「村長の出庁」。

(22) 明治二十五年七月三十一日岡山県書記官「西々条郡町へ照会案」(『二十五年水災書類』)。

(23) 「水害ノ節巡視ノ概略」(『二十五年水災書類』)、『山陽新報』明治二十五年七月二十七日「常置委員招集」、同三十日「常置委員巡回」、同八月六日「常置委員会」。

(24) こうして八月中に合計六万七九六二円余の追加非常土木費が決定し、緊急の仮工事が進められていくことになる(明治二十五年八月三十一日「岡山県令第三〇号」『岡山県報』第六〇号、一八九二年九月)。

(25) 「覚書」(『二十五年水災書類』)。

(26) 前掲『岡山県水害史』上巻、一〇五〜一〇六頁。東園侍従は八月二十六日〜九月六日の期間で岡山県下の巡視を行った。

(27) 明治二十五年八月五日岡山県知事官房「申達」(『二十五年水災書類』)。

(28) 明治二十五年八月六日岡山県知事官房「申達」(『二十五年水災書類』)。

(29) 明治二十五年八月七日各郡長宛岡山県知事千坂高雅「内訓」(『二十五年水災書類』)。

(30) 「徳島県之見込書 恩賜金配付法」(『二十五年水災書類』)、前掲『岡山県水害史』上巻、一一〇〜一一一頁。

(31) 明治二十五年八月十一日各郡市長宛岡山県書記官河野忠三「照会」。このう

ち「家屋半壊せし者」は、その後「家財蕩尽せし者」に名称が変更になった。

(32) 明治二十五年八月十七日各郡市長宛岡山県書記官河野忠三「通牒」(『二十五年水災書類』)。

(33) 北原糸子編『日本災害史』(吉川弘文館、二〇〇六年)二九四頁。

(34) 明治二十五年八月六日郡市役所・町村役場宛岡山県知事千坂高雅「訓令乙第三二号」(『岡山県報』第六〇号、一八九二年九月)。

(35) 前掲『岡山県水害史』上巻、一〇六頁。代議士たちの巡視地については、『二十五年水災書類』にも覚書が編綴されている。

(36) 明治二十五年八月十二日被害地郡長宛書記官「被害地郡長へ通牒之件」(『二十五年水災書類』)。

(37) 大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』(日本経済評論社、一九九一年)第一章など参照。

(38) 飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』(吉川弘文館、二〇一七年)第一部第四章。

(39) 『改正岡山県職員録』(細謹舎、一八九四年)。飯塚前掲『明治期の地方制度と名望家』が事例とした京都府の場合、明治二十八年で属三六人・技師一人・雇三人である(京都府知事官房編『京都府職員録』一八九五年)。

(40) 前掲『岡山県水害史』上巻、一一六頁。

(41) 明治二十五年八月三十一日「伺」(『二十五年水災書類』)。

(42) 明治二十五年十一月九日「恩賜金配付残追給方御通牒案」(『二十五年水災書類』)。

(43) 民間からの義捐金は継続して県庁に送られ、明治二十六年六月一日までの最終的な納付総額は一万三四九九円余に達している(「水災義捐金収支原簿」『二十五年水災書類』)。したがって、表3に掲げた義捐金の配付額は途中経過のものだが、各郡の配付率などのおおよその状況は判明する。

(44) 『山陽新報』明治二十五年七月二十六日「水害義捐金募集」。

(45) 「水災義捐金収支原簿」(明治二十五年水災書類)。

(46) 備荒儲蓄法については、さしあたり、北原編前掲『日本災害史』二九一〜二

九二頁を参照。

(47) 明治二十五年二月三日「岡山県令第五号」(『岡山県報』第五四号、一八九二年三月)。

(48) 『山陽新報』明治二十五年八月十一日「備荒儲蓄金」。なお前掲『岡山県水害史』上巻には、明治二十五年度の岡山県の備荒儲蓄金は六八万六八九四円余とある(一二九頁)。

(49) 『山陽新報』明治二十五年八月十三日「細民の哀訴」。

(50) 同じ時期、岐阜県では備荒儲蓄金の配分をめぐって県会が紛糾していた(重松前掲「初期議会期における地方政治状況」)。

(51) 明治二十五年八月十一日各郡市長宛岡山県書記官河野忠三「照会」(『二十五年水災書類』)。

(52) 明治二十五年八月十三日各郡役所宛岡山県知事官房「申達」(『二十五年水災書類』)。

(53) 明治二十五年十二月二十六日「上房郡長へ御回答案」(『二十五年水災書類』などを参照)。

(54) 明治二十五年八月十九日各郡長宛岡山県内務部長河野忠三「照会」(『二十五年水災書類』)。

(55) 明治二十五年八月二十四日各郡市長宛岡山県内務部長河野忠三「照会」(『二十五年水災書類』)。

(56) 『山陽新報』明治二十五年八月十八日「国庫補助に就て」。

(57) 『山陽新報』明治二十五年八月十六日「千坂知事」。

(58) 明治二十五年八月二十二日岡山県知事千坂高雅宛岡山県会常置委員会議長辻栄一書簡(『二十五年水災書類』)。

(59) 『山陽新報』明治二十五年八月三十一日「千坂岡山県知事の尽力」。

(60) 『山陽新報』明治二十五年八月二十一日「臨時の処分」、同二十八日「水害処分に關する内閣の決議」、飯塚一幸「濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題」(『日本史研究』四二二、一九九六年)七九・八九頁。

(61) 『山陽新報』明治二十五年八月三十一日「岩堂外二氏の動靜」。

(62) (『覚書』(『二十五年水災書類』)、『山陽新報』明治二十五年九月七日「技師来岡」)。

(63) 『山陽新報』明治二十五年九月二十五日「復旧工事設計監査」。

(64) 前掲『岡山県水害史』上巻、一三七頁。

(65) 『山陽新報』明治二十五年九月二十四日「調査確実」。

(66) 『山陽新報』明治二十五年九月二十八日「総員四拾余名」、同十一月一日「土木係の多忙」。

(67) 『山陽新報』明治二十五年十一月十三日「臨時岡山県会議案」、「明治二十五年七月岡山県下非常災害一覧表」(『二十五年水災書類』)、『前掲『岡山県水害史』上巻、一三七～一三八頁。なおこれらの額は、土木監督署技師の査定によって、県土木吏員の見積額から約一割削減されている。

(68) 飯塚前掲「濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題」八八～八九頁、長妻前掲『補助金の社会史』八五頁。

(69) 前掲『岡山県水害史』上巻、一四〇～一四一頁。

(70) 『山陽新報』明治二十五年十一月十六日「臨時岡山県会」。

(71) 『山陽新報』明治二十五年十二月十四日「千坂岡山県知事の奔走」。

(72) 長妻前掲『補助金の社会史』八三頁。

(73) 『山陽新報』明治二十五年九月十四日「受負師^(判読不能)□□」。この論説は、復旧工事を進めるにあたり、「受負師」が土木吏員と結託する状況を回避するための方策について論じたものである。そのため、本文に引用した部分が実態を示しているかは検証を要するが、地域の復旧・復興過程で名望家層が少なからぬ役割を担っていたことは明らかだろう。

(74) 『第四回帝国議會衆議院議事速記録第一七号』(明治二十五年十二月二十日)一一～一二頁、『第四回帝国議會貴族院議事速記録第一〇号』(明治二十五年十二月二十二日)一一〇頁。

(75) 罹災窮民の救済を求める声が抑圧されていく構造に迫ることも、今後の課題である。

(76) 飯塚前掲『明治期の地方制度と名望家』第一部第四章。また災害と地方名望

家の関係については、大川啓の一連の研究が注目される。さしあたり、大川前掲「明治期の都市火災と地域社会」参照。

(77) その一端については、久野前掲「明治期の水害史料と地域社会・地方行政」参照。

(ひさの よう ノートルダム清心女子大学)

【展示紹介】

犬養毅没後九〇年連携展示によせて

石川 由 希

犬養毅（号 木堂）は、明治から昭和にかけて活躍した政治家で、昭和六年（一九三一）十二月に岡山県初の内閣総理大臣となったが、翌年五月十五日に起こった五・一五事件で、首相官邸において海軍青年将校等の襲撃を受け亡くなった郷土の偉人である。令和四年（二〇二二）は、木堂が亡くなってから九〇年であり、木堂が生まれた場所（岡山市北区川入）に岡山県が整備した犬養木堂記念館では、五月から没後九〇年プロローグ企画、七月から没後九〇年記念の遺墨展を開催した。このうち、岡山県立記録資料館と連携することになったのは、九〇年プロローグ企画である。

5/15⑩
▼
6/19⑩
記念展示

木堂没後90年
プロローグ企画

「犬養毅における外交と戦争観」
時任英人氏
倉敷芸術科学大学名誉教授
大衆の講師としておなじみの木堂研究の第一人者！

・会場 木堂生家（旧大沢家住宅）
・定員 40名（先着順）
※観覧料なし。定員に達した場合は、お断りすることがあります。

「木堂最期の五ヶ月」
昭和六年十二月に内閣総理大臣となった木堂……翌年、五・一五事件で亡くなるまでの五ヶ月を紹介！

・開館時間 9:00～17:00（入館は16:30まで）
・休館日 毎週火曜日
・入館料 無料

岡山県立記録資料館と連携展示
2022年 5/15(金)～7/23(土)
岡山県立記録資料館（岡山県立歴史博物館2F）
でも木堂に関する資料展示を開催！！

岡山県立記録資料館と連携展示
2022年 5/15(金)～7/23(土)
岡山県立記録資料館（岡山県立歴史博物館2F）
でも木堂に関する資料展示を開催！！

犬養木堂記念館
〒701-0141 岡山市北区川入2-1 TEL. 086-292-1820

写真1 没後90年プロローグ企画のチラシ
右下部に連携展示であることを掲載

企画開始日の五月十五日は、奇しくも事件と同じ日曜日で、木堂生家（旧犬養家住宅）において時任英人倉敷芸術科学大学名誉教授の記念講話を行い、同日から六月十九日まで「木堂最期の五ヶ月」と題した記念展示を行った。岡山県立記録資料館では、当館の開催より先に、「犬養木堂―没後九〇年に思う―」と題した所蔵資料展を五月十日から七月二十七日まで開催されていた。

当館では、毎年五月十五日に、記念講話や生け花の展示、お茶の接待、箏の演奏を行い、木堂をしのぶ「木堂祭」を開催してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ここ二年は中止、令和二年（二〇一九）は、「木堂をしのぶ展示」として、デスマスクや亡くなった直後に制作されたニュース映画の上映などを行い、令和三年も「木堂をしのぶ展示」を行う予定であったが臨時休館となったため、展示予定の資料画像をウェブ公開した。令和四年度の計画を決める段階では、節目の年ということもあり、地域の人も参加する「木堂祭」の開催も考えたが、感染者数は三月中旬になっても四、五〇〇人程あり、ギリギリまで検討して、記念講話と記念展示をプロローグ企画として行うこととした。

岡山県立記録資料館からは、令和三年中に連携の話をいただいていたが、年度末まで決まらず、近々で連携をお願いすることになった。

さて、連携展示となった「木堂最期の五ヶ月」は、昭和六年（一九三一）十二月に木堂が内閣総理大臣に就任してから、五月十五日の五・一五事件で亡くなるまでの約五カ月を紹介したものである。

当館では、木堂の生涯を常設展で展示・紹介しているが、スペースの関係で、晩年は立憲政友会総裁就任、内閣総理大臣・犬養内閣組閣、最後の総選挙、五・一五事件で亡くなったこと、とポイントの展示となっている。年に数回企画展を開催しており、今までに昭和期を焦点にしたものもあるが、内閣総理大臣就任や木堂最後の選挙となる第十八回衆議院議員選挙、ラジオ放送聴衆者百万人突破記念として首相官邸から生放送されたラジオ演説、それに五・一五事件関連であった。当館では、内閣総理大臣時の資料はあまり所蔵しておらず、展示に反映できていないのが現状である。

木堂が内閣総理大臣を務めていた時期、社会情勢では、桜田門事件、上海事変、血盟団事件、満州国建国宣言など諸般あるが、木堂による大きな成果は特にない。選挙において所属政党が歴史的な大勝したぐらいであるが、もともと木堂のグループは、党内では弱小で、党や内閣を容易く動かせる状況ではなかった。そんな中、桜田門事件では責任を取ろうとしたが、天皇の要請により留任し、一月末に衆議院を解散、総選挙を行い、年度末までに予算を決定させねばならず、必要な事のみしたようになったのは、ある意味仕方がないと思われる。出来なかったという事を、敢えて没後九〇年を掲げて、反対に知っていただく機会にしようと発想を変え、木堂の行動調査の展示とした。

ただ、展示するに当たり、活版・活字資料が多くなるため、単に展示するのでは見学には厳しいと判断し、木堂の行動調査という点を出すために時系列とし、飽きずに見ていただくためにカレンダーのイラストを使用し、文字ばかりの印象から変化を加えるなど工夫をした。なおアンケートでは、概ね良い評価をいただいた。

連携展示、また木堂の展示ということで、岡山県立記録資料館の展示も拝見した。二五点の

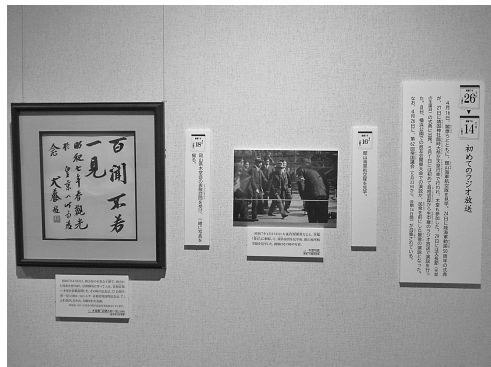


写真2 日めくりカレンダーを使用した説明と関係資料



写真3 展示会場にポスターを掲示



写真4 ホームページ「職員のつづやき」

収蔵資料で木堂の生涯の展示をされていたが、限られたスペースで、解説などもしっかりされており、苦労されたことと思う。展示資料に、組閣後手伝いに行った人の手紙や犬養家（兄の家系）が所蔵していた西郷隆盛の画など、初見のものがあり、興味深く拝見した。また、当館開館の展示もあり、驚きと感謝の気持ちがあった。他館の展示はいつも勉強になるが、同じ題材だとアプローチの仕方なども違い、とてもためになった。他にも、当館のチラシや犬養木堂紹介映像の上映もあり、木堂を顕彰する当館としては大変ありがたく感じた。

連携展示として当館では、チラシに連携展示であることを掲載、また館内で岡山県立記録資料館のポスターを掲示して連携を告知、当館ホームページにある「職員のつづやき」でアピールするという形の協力となった。連携展示と銘打った展示は、初めてのことで、当館の都合であるが、開催までの期間が少なく、もう少し何か出来ることがあったのではと執筆しながら反省する次第である。

（いしかわ ゆき 犬養木堂記念館学芸員）

【研究ノート】

近世の村方文書作成における文章表現

——「腐っても鯛」をめぐる——

山下 香 織

はじめに

岡山県立記録資料館は、岡山藩領上道郡海面村（現岡山市中区海吉）の小西家資料を約八八〇点所蔵している。小西家は同村の名主と周辺地域の太庄屋を勤めており、本資料群は岡山城下周辺農村の様相を示す村方文書を豊富に含んでいる。本稿では、海面村名主の小西甚三郎が作成した安政三年（一八五六）の「御用留」にある拾い雉子に関する資料をとりあげ、村から領主へ差し出す文書の作成過程について検討したい。^②

一 事件の概要

この事件は、安政三年三月に海面村の虎吉倅の新蔵（一九歳）が、耕作中に雉子の死骸を拾って料理したことが藩の鳥見に露見したというものである。村役人は新蔵を吟味の上、内済願を鳥見に提出し、十一月に到着した。この一件に関する資料は「御用留」に、以下の順に五点書き写されている。

- ①海面村名主宛岡山藩鳥見の御用状（安政三年三月）…資料1
- ②鳥見宛海面村村役人の内済願と新蔵の口上（同年九月）…資料2
- ③鳥見宛海面村村役人の内済願と虎吉の口上（同）^③
- ④鳥見宛海面村村役人の内済願と新蔵の口上（同）…資料3
- ⑤鳥見宛海面村村役人の内済聞済につき口上（同年十一月）^④

まず資料1は、七月二十二日に岡山藩の鳥見の黒崎和平次が海面村名主の幾太郎と甚三郎に送った御用状である。^⑤鳥見は留場を管理する下級役人で、留場の作物を荒らす鳥を打ち払う御用や留場内での自由な鳥獣の捕獲を取り締まっていた。^⑥

【資料1】

海面村名主	
〃 幾太郎様	御鳥見
〃 甚三郎様	黒崎和平次
御用急	

以手紙得御意候、然者其村寅吉与申者外ニ壹人、三月下旬之頃字塚脇辺ニ而雉子壹羽拾ひ揚致料理、村方之者壹両人給台居申趣相聞申候間、其節之始末急々御糺之上、来ル廿六日四ツ時過ヨリ八ツ時迄之内御鳥見屋敷へ御申出可被成候、右得御意度如是御座候、已上

七月廿二日

黒崎和平次

幾太郎様
甚三郎様

ここでは三月下旬に寅吉^⑦ほか一人（倅の新蔵）が雉子を拾って料理をし、村人と食べたことについて始末を糺し、二十六日までに鳥見屋敷へ子細を報告するように命じられている。

資料2は、九月に甚三郎ら村役人が新蔵の話を上としてまとめた上で、奥書に内済の願を書き添えて鳥見宛に提出したものである。

【資料2】 「」は朱書。傍線は筆者。

乍恐口上

上道郡海面村 虎吉倅 新蔵

「此分差出し」^A

歳十九

私・親虎吉義、当三月下旬之頃字塚脇辺ニ而、雉子壺羽拾ひ揚料理いたし給合候段御聞上、御村方江御移り合ニ相成候ニ付、口上為御吟味御呼出被成、始末有姿之趣申出候様被仰聞、乍恐左ニ奉申上候

一当三月下旬之頃字渡川江耕作ニ罷出候処、野狐之仕業ニ而も候哉、田地之中江雉子壺羽埋り居申ヲ田鋤ニ掛り掘出し申ニ付取帰り、親虎吉ニ隠シ同夕無何心料理仕候、親父義小船所持仕居申ニ付、村方周介・岩吉心願御座候而木鍋宮江参詣仕度由ニ而船借りニ参候へ共、親父義出違居申候間、罷帰り候ハ、相談仕用立可申、今少シ相待呉与申、料理之雉子給掛ケ居申折から、兩人江も給せ申候得共、周介・岩吉義者用事有之不斗罷出候者ニ而雉子之訳柄一向存候義ニ而ハ無御座候段申上候処

被仰聞候ハ、其方義雉子堀出シ候ハ、早速村役人江可申出筈無其義、親虎吉ニ隠シ料理いたし候段甚心得違之至、御法相之義ハ兼而嚴敷申聞有之処、御大法相背重々不埒千万と

嚴敷御叱被成、何と一言御断申上方も無御座、恐入奉誤候、以後急度相慎可申候間、此上御憐愍之程偏奉願上候、御糺ニ付乍恐口書奉指上候、已上

辰九月

新蔵 指判

右之通、口上承糺候処、前文之通申出相違無御座、御役介差上候段於私共も恐多奉存候、尤同人義地向情相宜者ニ御座候間、御憐愍ヲ以此

度者御内済被仰付候様御歎申上度奉存候、已上

海面村五人組頭 安五郎

同村 名主 滝之介

同 甚三郎

同 幾太郎

御鳥見中様 但、此分ハ豎ニ而壺通

まず「私・親虎吉義」の前書部分で、雉子を拾い料理して食べたと鳥見が聞いた件について、村内で問いただされた。この口上でその顛末を申し上げるとしている。

次の一ツ書の部分は新蔵の供述を村役人たちがまとめた口上である。新蔵は耕作中に雉子を掘り出し家に持ち帰った。父に隠して夕方にその雉子は何も考えずに料理した。ちょうどその時、父の船を借りに村の周介と岩吉が家へやって来た。父は不在だったので、帰宅を待つ間に彼らと雉子を食べた。しかし、周介・岩吉は詳しい事情は何も知らなかったとしている。続く「被仰聞候ハ」の部分は、新蔵のこの供述に対して、村役人が新蔵を叱責した内容である。雉子を掘り出したならば早速村役人に届けるはずのところを、親にも隠して料理したとは心得違いも甚だしいとしている。

村役人による吟味をうけて新蔵は深く反省し詫びを入れ、署名し指判を押している。最後の「右之通」の部分では、以上の経緯を鑑みて新蔵の処分を免じてくれるよう、同村の名主三名と五人組頭が鳥見に内済を願い出ている。

そして資料3は、資料2と同じ体裁をとっているが、いくらか内容が異なっている。

【資料3】

乍恐口上

上道郡海面村 虎吉倅 新蔵

「此分ハ御用ひ不被成候」^A

歳十九

私・親虎吉義、当三月下旬之頃字塚脇辺ニ而、雉子壱羽拾ひ揚料理致給合候段御聞上、御村方江御移合ニ相成候ニ付、口上為御吟味御呼出被成、始末有姿之趣申出候様被仰聞、乍恐左ニ奉申上候

一当三月下旬之頃、字渡川江耕作ニ罷出、田鍬打仕居申処、野狐之仕業ニ而も御座候哉、雉子壱羽葬居申を堀出申ニ付取帰り、親虎吉ニ隠シ置候処、同夕虎吉義、隣家江参候留守ヲ幸ひ料理仕候処、臭氣強被給がたく与ハ奉存候得共、腐而も鯛と申事も御座候与存、殊ニ是迄給候義無御座、初而之事故、押而煮焚仕居申処江、村方周介・岩吉兩人参り、御無心ニ候得共、当家之小船壱艘貸呉候様申ニ付、何ニ遣候哉与申処、心願御座候而木鍋宮江老人参詣致せ度与申候得共、只今親父義出違ひ居申候間、罷帰り候ハ、相談仕用立可申、今少シ相待呉与申内、右鳥兩人江も出候処、是ハ日持之鳥歟与申、兩人ハ素り私共迄一向得給不申、其儘川江流シ申候、右周介・岩吉義ハ用事有之不斗罷出候者ニ而、訳柄一向存候義ニ而者無御座候段、申上候処

被仰聞候者、其方義雉子堀出候ハ、早速役人江可申出筈無其義、親虎吉ニ隠被給がたく与ハ乍申料理致候段、甚心得違之至、御法相之義者兼而厳敷申聞有之処、御大法相背重々不埒千万与

厳敷御叱被成、何与一言御断申上方も無御座、恐入奉誤候、以後急度相慎可申候間、此上御憐愍之程偏奉願上候、御糺ニ付乍恐口書奉指上候、已上

辰九月

新蔵 指判

右之通、口上承糺之処、前文之通可申出、相違無御座候、御役介差上候段、於私共も恐多奉存候、尤周介・岩吉義者用事有之、不斗罷出候者ニ而実以訳柄存不申、新蔵義も地向情相宜実貞成者ニ御座候間、御

表 口上書の文言比較

	相違点	資料 2	資料 3
A	文書の扱い	差出し	御用ひ不被成候
B	父不在について	—	留守ヲ幸ひ
C	料理中の様子	無何心料理仕候	臭氣強被給がたく与ハ奉存候得共、腐而も鯛と申事も御座候与存、殊ニ是迄給候義無御座、初而之事故、押而煮焚仕居申
D	食べたか 食べていないか	雉子給掛ケ居申折から、 兩人江も給せ申	兩人ハ素り私共迄一向得給不申、 其儘川江流シ
E	居合わせた村人の 反応	雉子之訳柄一向存義ニ 而ハ無御座	是ハ日持之鳥歟与申

御鳥見中様 豎壱通

憐愍ヲ以此度者御内済被仰付候様、達之御敷申上度奉存候、已上

海面村五人組頭 安五郎
同 名主 滝之介
同 甚三郎
同 幾太郎

資料 2 と 3 の相違点（傍線部）を表にまとめた。まず、A 作成した文書の扱いが異なっている。資料 2 は「此分差出し」で提出分、資料 3 は「此分ハ御用ひ不被成候」ということで採用されなかった願書である。その他の箇所では、B 父の不在について、C 料理中の様子、D 食べたかどうか、E 居合わせた村人の反応の四点について記述内容が異なる。決定的な違いは、資料 2 では食べた、資料 3 では食べなかった、という点である。全体として、資料 2 は事件を淡々と記しているのに対し、資料 3 は臨場感あふれた表現で詳細に状況を伝えているのが印象的である。

同じ事件についてなぜこのように内容の異なる二通の文書が作成されたのだろうか。そのうえ、なぜ採り上げられなかった文書を書き留めておく必要があったのだろうか。資料 3 は書きぶりが詳細すぎたため、敬遠されて「御

用ひ不被成候」となったのだろうか。このような注記を付けてまで書き写した文書はこの帳面中では他にはない。あえて記録しておく必要があったのではないか。

二 内済の作成過程

上道郡は貞享二年（一六八五）九月から領主の御留場となったため、百姓が鳥を取ることは禁じられていた。^⑦ 前述の資料によれば、たとえ死んだ鳥といえども、殺生してはいけないことを証明するために、届出が必要であったようだ。例えば、嘉永四年（一八五二）の上道郡中川村での拾い鶴の届を例にすると、いつ誰がどこで、どんな状態の鶴を見つけたかを、発見者が村の名主宛に報告し、大庄屋の奥書を添えて、鶴の死骸も合わせて郡奉行へ届け出ている。^⑧

また、資料3では関係者の行動だけでなく、「留守ヲ幸ひ」や「腐而も鯛」などと心情も書き留められている。このようなことわざ表現は「乍恐口上」のような公式な文書に使用されることはあまりないが、当時の百姓の意識を的確にあらわしている。特に「腐而も鯛」という文言には、慣用表現としての意味はもちろんのこと、多少傷んでいても食べる価値があるという雉に対する特別な意識があったのではないだろうか。また同席した周介と岩吉の「日持之鳥か」（腐っていない鳥か）という会話からは、鳥を食用とすることに疑問をもっていなかったことがうかがえる。

雉肉は古くをたどれば『徒然草』の第一一八段に「鳥には雉、さうなきものなり」として賞されている。江戸時代になると、鶴が幕府へ献上する別格の鳥として珍重されるようになる。^⑨ しかし一般的に雉は江戸時代は食用として人気のある鳥だった。例えば、江戸時代初期に刊行された代表的な料理本の『料理物語』に紹介されている鳥料理の中で、雉は「二品あり、鶴（六品）、雁（二品）、鴨（二品）」等よりも多い。^⑩ また『当流料理献立抄』の中では「春のとりハ鶴・きじ」として、味の上では鶴と並んだ存

在と紹介されている。^⑪ その一方で百姓にとって雉は作物を荒らす害鳥とされていた。^⑫

ここで拾い雉子の一件に類似する鳥見に詮議をかけられた事例を紹介する。文政十一年（一八二八）十月十一日に、岡山藩の家老池田出雲の殺生場であった津高郡横井上村の減水した用水池で百姓が魚を捕った事件である。^⑬ これも鳥見が村役人に詳細な報告を求めた。しかし村役人は池の魚を捕ることに届が必要とは認識しておらず、今まで鳥見に報告したことはないと言っている。しかしながらこのような件は前例がないため、池田出雲の側でも郡代へ問い合わせ、郡代は鳥見の上役の鷹頭と相談して対応を検討している。結果、村から内済を鳥見へ願ひ出ればよいという取り計らいになった。そして、この内済の書付は大庄屋が作成することとされた。手順としては、同村の名主が作成した下書を大庄屋へ出し、大庄屋が「文言相考添削之上、御郡代御内見ニ入」れるようにと命じられている。大庄屋は下書を添削して草稿を作成し、郡代へ持参して少々の添削を受けて返し、最終的には村役人が鳥見に御断書を提出して落着いている。

横井上村の一件は前例がないためか、かなり念入りに文書が作成されている。単純な援用はできないが、拾い雉子の一件に残る二通の文書も文言を考えて添削を重ねた結果を残そうとしたのではないだろうか。推測の域を出ないが、横井上村の事例と同じく願書の作成後に大庄屋に内見させたか、直接鳥見へ提出したかして、そこで何らかの添削を受けたのではないか。大庄屋または鳥見の判断で不都合が生じ資料3は「御用ひ不被成」という結果になり、最終的に資料2の文面となったと考えることができる。

資料2と3を同時に提出したか、資料3が不裁可となって資料2を新たに提出したのかは分からない。

ところで、新蔵は本当に雉子を食べたのだろうか。資料1を確認すると、鳥見のもとには「給合居申」として食べたという情報が入っていたようである。もし仮に実際は食べるのを思いとどまっていたとしても、食べなかったと鳥見に認めてもらうことは難しかったのではなかったか。そのため、

資料2のように食べたという文言に変更されたのではないだろうか。

一方で資料2には、資料3にある赤裸々な語り口の「留守ヲ幸ひ」や「腐而も鯛」、「初而之事故、押而煮焚」といった、悪いことは重々承知で敢えて料理したという文言が削除され、その代わりに「無何心」という文言が用いられている。鳥見と新蔵の間に立った村役人らは文言を変更して、深く考えずに料理して食べてしまったと表現して事を収めようと判断したのではないだろうか。

拾い雉子の一件の一連の文書は、吟味される側と吟味する側という裁判権の上で作成されたものである。そのうえ、新蔵・名主・鳥見の間には「書字の能力」、「書字への権力」といった文書作成における権力構造も垣間みえる。新蔵は自身の行為を文書に書く能力を持たない。一方で名主は文書を書く能力「書字の能力」をもつ。名主は新蔵の饒舌な語り口を代筆し口上に仕上げる。しかし、鳥見は名主に対して「書字への権力」を行使するため、その文書はややもすれば鳥見の意向が強く反映されたものになる。このような二重の権力に圧された状況では、新蔵は名主の作成した文書に異議を唱えることは難しい。そして「書字への権力」によって改変され変容した文書は記録し保存されることで、横井上村の事例のように先例となり規範ともなる。

おわりに

小西家資料には文政三年（一八二〇）～明治三年（一八七〇）の約六〇点の御用留があり、「豎毫通」「三ツ折」など作成した文書の形態を付記されているのが特徴である。これらの帳面は事件や争論といった村の記録であると同時に、村方文書作成のための名主の実務的な手引書として作成されたと考えられる。本稿で検討した安政三年の「御用留」には、新蔵一件以外にも宗門送り手形や参詣願など海面村で名主小西甚三郎が作成した文書が作成日順に約七〇件が書き留められている。

この「御用留」に残された二通の写は、近世社会のなかで百姓のおかれた状況を生々しく伝えてくれている。内々に解決を図る内済には、「地向情相宜」しい百姓が悪気なく罪を犯してしまったという紋切り型の常套句で決着させる方がより適当だったのだろう。果たしてこの「御用留」にある文書は、宗門送り手形のように定型化されたものが大多数である。資料2と3の間には、形式化された文書に見え隠れする近世百姓の有姿を証言しているように思われる。

〈注〉

(1) 上道郡海面村小西家資料は、岡山県立記録資料館と岡山市立中央図書館が所蔵している。岡山県立記録資料館の小西家資料は現在整理中で、整理が完了した資料から順次公開している。武士に雇われる小人を供出していることを示す資料も多く残り、森下徹『日本近世雇用労働史の研究』（東京大学出版会、一九九五年）等に詳しい。本稿で引用する小西家資料はすべて岡山県立記録資料館蔵である。

(2) 小西家資料「諸御用留帳 海面村」（C19-210）。村方文書の作成過程に関する先行研究は、富善一敏『近世村方文書の管理と筆耕』（校倉書房、二〇一七年）や東昇『近世の村と地域情報』（吉川弘文館、二〇一六年）等がある。

(3) この文書で虎吉は、子の新蔵は親の私に隠して雉子を料理し、村人に振舞ったという認識で、新蔵の口上には間違いはないとして、親としての不行届を詫びている。今回の件は虎吉の不在時のこととして、村役人らも内済を願っている。この資料の全文を以下に翻刻する。

※「」は朱書

乍恐口上

上道郡海面村 虎吉

歳五十一

「此分も差出し」
一 私忝新蔵義、当三月下旬之頃字渡川江耕作ニ参り候処、雉子毫羽田鏹ニ掛り堀出し取帰り、私ニ隠シ料理仕折から、村方之者兩人参り掛り候者共ニも振舞候段御糺ニ付、恐入迷惑仕候、忝申上候通相違無御座候、全私示し方不

行届之処が家内付之者心得違御大法相背御役介差上候段、重々恐入奉存候、御糺ニ付口書奉指上候、已上

辰九月

虎吉 判

右之通、口上承糺候処、前文之通申出相違無御座候、虎吉義実以出違居申始未存不申義と相聞申候、御役介指上候段が私共も恐入奉存候、御慈悲之上御内済被仰付候様御敷申上度奉存候、已上

海面村五人組頭安五郎

同村 名主 滝之介

同 甚三郎

同 幾太郎

御鳥見中様 但、堅耆通

(4) 虎吉・新蔵の内済についての村役人の請書である。事件に居合わせた村人の岩吉と周介の処分は不明だが、今後は村方一統に嚴重に取り締まるとしている。この資料の全文を以下に翻刻する。

口上

一上道郡海面村虎吉忝新吉義、心得違之義御聞込、御移合ニ相成候ニ付相糺候処、重々恐入奉誤、何卒御慈悲之上御内済被為仰付候様、達之御敷申上呉候様、相敷出申候、新吉義地向情相宜者ニ御座候ニ付不得止事、御憐愍之上御内済被為仰付候様、偏御敷申上候処、御聞済被為仰付候ニ付村役人共迄重々難有奉存候、此已後本人ハ素り村方一統之者共心得違無御座様、御締筋之義嚴敷申聞候処、一同恐入相慎可申段申出候ニ付、右之趣申上度書付指上申候、已上

辰十一月

海面村五人組頭安五郎

同村 名主 滝之介

同 甚三郎

同 幾太郎

御鳥見中様 堅耆

(5) 前半の差出人・宛先と「御用急」という記述は、包紙の上書を写したものと考えられる。

(6) 小西家資料「安政三年辰正月 諸切手留 海面村組」(C19-312)

(7) 藩法研究会『藩法集』上巻、(創文社、一九五七年)五七〇頁。岡山藩の留場については、佐藤良子「近世における留場の展開」(『岡山地方史研究』七二

号、一九九三年)に詳しい。

(8) 中川村が作成した「御注進」に当時は大庄屋だった海面村の小西治左衛門が奥書をして届け出ている。管見の限りでは、届出のある拾い鳥は全部鶴で、鶴以外の事例は今回紹介した雉だけだった。岡山県立記録資料館蔵小西家資料「嘉永四亥年分 組合村々役人諸書付并注進類其外品々留 小西控」(C19-301)

(9) 『藩法集』上巻(同)、五七四頁。

(10) 国立公文書館蔵『料理物語』(内閣文庫蔵和書184-0067)。食材ごとの調理法や料理名が記されており、武士や庶民が当時食べていた料理が分かる。鳥料理については菅豊『鷹將軍と鶴の味噌汁』(講談社、二〇二二年)に詳しい。

(11) 「当流料理献立抄」(『翻刻江戸時代料理本集成 第六巻』臨川書店、一九八〇年)一〇頁。

(12) 宝永三(一七〇六)年には上道郡内の村の一部で、雉子が作物を荒らすので期間を限定して捕獲したいとの願が出ている。これについては運上銀を課すことを条件に許可された(『藩法集』下巻、二三六―三三七頁)。

(13) 『藩法集』下巻(同)、九一六―九一九頁。

(14) 大黒俊二「文字のかなたに声を聴く」・岩城卓二「歴史資料としての手紙の可能性」(『歴史学研究』九二四号、二〇一四年)。

(やました かおり 岡山県立記録資料館)

近世・近代転換期岡山地域の「墮胎・圧殺・棄児院」をめぐる議論

沢山美果子

はじめに

捨て子をめぐる近世から近代への転換を巡って重要な問題提起をしたのが、二〇二〇年度歴史学研究会大会「『生きづらさ』の歴史を問う」(二〇二〇年十二月五日)での松沢裕作の報告である。^① 松沢は報告のなかで、捨て子養育を巡る近世から近代への転換をめぐって次の三点を指摘している。一つは、近世段階では、救済の身分集団への依存に対応して、施設収容型の救済、孤児養育が不在であり、^② 近世の捨て子は、町・村で保護された後、養子に出されるのが基本であったこと、^③ 二つには、一九世紀にはロシア漂流民情報に基づく「幼児」の知識が入り、たとえば津山藩では「育子院」が構想されるも実現していないこと、^④ 三つには、近世―近代移行期でも施設収容型救済は定着せず、明治四年(一八七二)の「棄児養育米給与方」も、町・村での保護と、養子先にもらわれてゆくことを想定した法令であり、その際の政府内部の議論では、「幼児」創設は「一朝ノ事」ではないとされたこと。この三点である。

松沢はこのように、近世には捨て子院不在、近世―近代移行期の捨て子養育をめぐる法令も近世から連続する町・村での保護を想定したものであったと指摘した。確かに、近世京都の町触れをもとに捨て子について論じた菅原憲二の先駆的な捨て子研究^⑤、そして菅原の研究によりつつ迷子も射程にいった藤井譲治の研究^⑥でも、近世を通じて捨て子に対する社会的救済施設を欠いた京都では、捨て子養子制度がそれに代わる役割を果たしていた

ことが指摘されている。また京都のみならず近世社会の捨て子救済は、生類憐みの令以来、基本的には町・村による救済という形で解決がはかられ、捨て子が発見された場合は、町や村にその対応が委ねられた。^⑦ その意味では近世には社会的救済施設は不在であったというのはその通りである。

しかし幕末になるにつれ、町・村での処理や対応が困難になるなかで、津山の育子院のような構想も登場してくる。津山の育子院構想は、天保二年(一八三一)に津山藩主となった松平斉民の、妊娠・出産管理政策だけでは墮胎・間引きは防げないとの認識にもとづく諮問に対し、町奉行の馬場簡斎が提出したものである。津山藩では、藩主からこのような諮問がなされるほど、墮胎・間引き、そして捨て子は重要な問題となっていた。この構想は、市中有志の寄付を募る計画であったが、簡斎の転役と資金調達の困難から実現には至らなかった。その後施設収容型の捨て子院が登場するのは、身分制が解体した近代以降のことであり、東京の場合は、明治五年(一八七二)に孤児・病児・生活困窮者を収容する養育院が設立される。

その意味では、近世には捨て子院不在、そして近世―近代移行期にも施設収容型の捨て子養育は不在と言える。しかし、実現には至らなかったにせよ近世末に捨て子院構想が出され、他方で近世―近代移行期の「棄児養育米給与方」は近世と連続する側面を持っていたとすると、近世の町・村での捨て子養育から近代の施設収容型の捨て子養育へといった近世と近代の断絶では整理できない近世・近代転換期の重層的展開の内実を明らかにする必要がある。

本稿の課題は、近世・近代転換期になされた岡山地域の堕胎・間引き、棄児院をめぐる議論を手がかりに、人々は、産育をめぐる困難をどのように認識し、また、その困難をどう打開しようとしたのか、とくに棄児院構想に焦点をあてて探ることにある。なお、「近世―近代移行期」ではなく「近世・近代転換期」とするのは、地域に生きる人々の側から見れば、この時期は「移行期」というよりは「転換期」であったと考えるからである。

一 明治初年の産育政策と「堕胎・圧殺、棄児院」をめぐる議論

明治初年の各地の産育政策は、堕胎・間引き、捨て子の取り締まりと保護から出発する。明治初年の規定に堕胎・間引き禁止や捨て子救済についての項目のある県は、宮城、秋田、岩手、千葉、埼玉、神奈川、山梨、愛知、京都、兵庫、岡山、宮崎、長崎など数多くある。これらは、共同体による取り締まりと救済という点で、近世から連続する性格を持っていた。⁸⁾

例えば明治三年（一八七〇）、仙台、一関の二藩、登米、胆沢、江刺、盛岡の四県所管員会議の際に制定された「育子法」では、「堕胎捨て子の悪事致候者は人を殺すと同罪に付、屹度厳科に処せらるべく候」とする一方で、取り締まりだけでは風俗となった「子を殺し或は堕胎する」状況は防げないとして「知事以下官員」から育子金を集め、「育子」のために「生子」があればまず金二分をあたえ、以後一カ月に金一分ずつを三歳まで与えることとした。岩手県では、明治五年（一八七二）九月に「生児を陰殺堕胎等すべからざるの件」を、翌六年四月には、違反者の訴出を奨励し、生活が苦しく養育不能な者は救済するとともに棄児養育料の件を管内に徹底するよう達している。⁹⁾

こうした「育児規則」による堕胎・間引き、捨て子取り締まりや育児救済は、仙台、岩手などの東北同様、人口減少に悩み、堕胎・間引き禁止政策の一環として妊娠・出産管理政策に取り組んだ北関東でも取り組まれた。明治五年（一八七二）の木更津県（現・千葉県南部）、明治六年（一八七

三）の千葉県などが、その例である。¹⁰⁾ このように村落共同体の動揺が問題となっていた近代初頭の地方の各府県での産育政策は、近世後期の堕胎・間引き禁止政策を継承するものとして取り組まれ、捨て子の保護も堕胎・間引き禁止の一環に位置づけられていた。

本稿で取り上げるのも近代初頭の岡山県の堕胎・間引き、棄児に関わる岡山県立記録資料館所蔵の「堕胎圧殺禁止衆議書」（明治二年九月）と「興文館棄児院衆議書」（明治二年十一月）である。¹¹⁾ これらを含む「明治前期岡山県吏野崎家資料」は野崎万三郎が岡山藩議員議頭となった明治二年の邑久郡議事院関係の資料をはじめ明治二六年に県職を辞するまでの県行政関係資料を主なものとする。¹²⁾ 天保十年（一八三九）邑久郡西幸西村（現・岡山市）に生まれた野崎は、安政五年（一八五八）に名主、明治元年（一八六八）に大庄屋、明治二年（一八六九）には岡山藩議院の議頭となり、廃藩置県後に岡山県庁に入り退官まで勤務した。まさに近世・近代転換期を、近世には村役人、近代以降は県職員として生きた人物である。

さて廃藩置県（明治四年七月四日）前の明治二年に出された「堕胎圧殺禁止衆議書」と「興文館棄児院衆議書」については、既に近藤萌美による詳細な分析がなされている。近藤は、岡山藩議院規則成立前にその下院として運営された邑久郡議事院に人々が寄せた期待と役割、「堕胎圧殺禁止」議案をめぐる議論の具体相を個々の議者たちにも注目しつつ分析している。その結果、邑久郡議事院が、「維新时期」の地域の社会問題に向き合い「貧窮者が子どもを育てることができる制度を地域社会において拡充させようという志向」を持っていたことを指摘するとともに、議事院の議論では郡の学館淳風館の教師たちが主導的な役割を果たしたと結論づける。¹³⁾ さらに近藤は、邑久郡議事院決議の地域での実現を、「郷兵制度」と「興文館棄児院衆議書」の審議過程を通し追うなかで、「教養の場」創設が地域運営の鍵と考えられていったことや、そこには「棄児院」も含まれたことから「教養の場」は「地域の子育て支援をも含む広義のもの」として構想し直され¹⁴⁾ たとの見通しを示している。

本稿では、近藤の指摘にも学びつつ、その後新しく収集できた「墮胎・庄殺、棄児院」考察の手がかりとなる二つの史料群を加えて分析する。新たに収集出来た史料群は二つある。一つは、やはり記録資料館所蔵の「邑久郡西幸西村野崎家資料留帳類」に含まれる邑久郡の幕末の御用留に記された墮胎・間引きをめぐる触れの類である。そこには、慶応元年（一八六五）三月に邑久・和気両郡の郡奉行となり、明治二年正月に岡山藩議院議長となった香川英五郎が郡奉行在任期間中に出した墮胎・間引きをめぐる触れが含まれている。¹⁶これらは、明治初年に邑久郡議事院で問題とされた墮胎・庄殺が幕末から問題視されていたことを示す一方で棄児院への言及はないなど、近世から近代への転換を考える手がかりを与えてくれる。

もう一つは、同時期の備前地域の議事院の議論の記録である。調査をすすめるなかで、岡山市立中央図書館藤原文庫の（育児院関係概論）「禁止墮胎庄殺論」と名付けられた文書のなかに上道郡の墮胎・庄殺、棄児院をめぐる議論の記録が含まれていることが明らかになった。¹⁷さらに岡山城下の明治四年の議論の記録「墮胎庄殺案 議答」（明治四年「一八七二」）を古書店で入手することが出来た。¹⁸これらは、「墮胎・庄殺、棄児院」をめぐる議論が、邑久郡のみならず上道郡、岡山城下でもなされたことを示す。本稿では、幕末の邑久郡の墮胎・間引きをめぐる触れと明治初年の邑久郡議院、上道郡、岡山城下の「墮胎・庄殺、棄児院」をめぐる議論を関連づけ、これらを、近世・近代転換期の地域の産育が直面する課題についての地域の人々の試行錯誤と模索の過程を示すものとして分析する。分析にあたっては、一つには墮胎・間引きと棄児の関係、二つには棄児院の実現に必要な財源、人材や施設といった具体的な条件、三つには棄児院が持つ意味についてどのように考えられていたのかに焦点をあてる。

二 墮胎・間引き、捨て子をめぐる近世から近代へ

まず、邑久・和気両郡の郡奉行となった香川英五郎の触れをもとに、幕

末の邑久・和気郡の墮胎・間引きをめぐる状況を見ておきたい。香川は郡奉行着任後、邑久郡の大庄屋、下笠加村森家の別宅を借りて住み、郡内を巡視した結果、「肝振令」を出した。「自伝稿」¹⁹には次のように記されている。

郡中墮胎拉殺ノ悪習アリ。俗ニ之ヲ間引ト称エ、公言シテ憚ラス。人モ亦タ当然ノ事トシテ異マス。余ハ此悪弊ヲ矯正セント欲シ、郡中ニ肝振令ヲ布ク。

「自伝稿」によれば「肝振令」は、妊娠三カ月に医者「診察証」を添えて届け出、月満ちて分娩した場合は性別、生死を届け出、もし違反する者がいれば罰するという内容であった。「肝振令」を発した年は「人口増殖」したとあるが、それが何年か、また、その内容も「自伝稿」に記された以上のことは不明で、関連する文書も今のところ見つからない。ちなみに人口減少が著しかった奥北の津山藩で天明元年（一七八一）から「赤子間引取締」がなされたことは知られているが、²⁰県南の備前地域で妊娠・出産管理がなされ、和気郡で近世後期に間引き教諭書がつくられていたことは、²¹今まではほとんど知られていない。

ただ「肝振令」の一端は「野崎家資料留帳類」のなかの西幸西村名主野崎万三郎の留帳から見取れる。²²慶応二年（一八六六）八月には藩から郡奉行に対し墮胎庄殺を厳しく吟味するようにとの触れが、それを受けて同年十月十二日には香川から大庄屋、村役人へ、さらに十月二十二日には大庄屋から名主たちに触れが出されている。また十一月には「御用係り医者」たちから藩に対し妊娠・出産管理をめぐる伺いが出され、それを受け慶応三年正月二十八日に香川から触れが出されている。

藩からの触れでは、①貧富にかかわらず二、三人以上の子どもはいらないとして、「此度者間引候之、此度者墮し候うのと」、人々が子ども数制限の手段として間引きや墮胎を選択し、②子どもを多く育てる者を「よき物好」などと「嘲笑」し、家族数を制限することで「渡世」を営もうとしていると指摘したうえで、③「母之胎」を「脱し」たら「人」であり「我子」

に相違ないにもかかわらず「愚夫愚婦」は、その「道理」をわきまえないため堕胎・間引きが「悪風」となっており、このままでは人数も次第に減少すると説く。触れでは「芳烈公」（池田光政）が、堕胎を業とする者がいるため不義をする男女が増すとして堕胎業者の者を国外追放にし、堕胎圧殺を厳しく禁止したことをあげ、村役人たちが堕胎を業とする者は勿論堕胎薬を販売する者も吟味するよう触れを出すことを郡奉行に申し付けている。

一方「堕胎圧殺取調御用」を仰せ付けられた「御用掛り医者」たちからは、慶応二年十一月、藩に対し「伺口上」が出されている。そこからは、村役人、判頭は月々吟味し妊娠した者の名前を「御用掛り医者」へ知らせ、医者は妊娠三カ月から五カ月の間に妊娠改めの診察を行う、①妊娠五カ月になっても村役人に妊娠を申し出ず、そのことが他から露見した場合は、取り調べた役人と妊婦の家の者たちに咎を仰せ付ける、②流産した場合村役人から届け、医者が立合い診察の上、堕胎か否か届ける、③月満ちての出産の際も早々に届け、もし死胎の場合は早速に改め、もし圧殺と見られる場合は、その旨を届ける、④「刺胎術」（堕胎術）を内々に行った者、堕胎薬を販売した者へは咎を申し付ける、といった「妊娠令」の内実が知れる。また「伺口上」で医者たちは、「処女」「^{やもめ}孀」が妊娠した場合、また極貧者で小児養育が難しい者については、どうするかと問うている。それに対し藩は、前者については、これらは天理にも法にも背き堕胎圧殺の罪を減じることが出来ないが「内々養育」ということもある、後者については医者たちが関知することではないと答えている。香川はこれを受け翌慶応三年正月二十八日に上記①から④の四カ条の触れを出している。

ここからも見て取れるように、「妊娠令」は医者たちと連携して取り組まれた。興味深いのは、医者たちが、堕胎圧殺の当事者として、本来妊娠すべきではないとされている「処女」（未婚の娘）や「孀」（後家）、極貧者たちを想定していた点である。

近代以降の「諸御用留帳」では、明治二年二月十八日の条に、産婆が堕

胎薬の販売や堕胎を行うことを禁じる明治元年十二月に行政官から出された布告を、郡宰を通して上道郡、邑久郡、和気郡の大庄屋に伝えたことが記されている。²⁴近代国家を目指す明治政府が、明治元年十二月二十四日に出したこの布告は、人口増加政策のための性・生殖の統制という点で近世の妊娠・出産管理政策と連動していた。²⁵

岡山藩の各郡への通達も、明治政府の意向を受けてなされたが、邑久・和気郡の場合は、幕末の「妊娠令」を引き継ぐものでもあった。注意したいことは、同じ明治二年二月に岡山藩から各郡に議頭・議頭補を選び、議院（議場）の借上をするよう通達がなされていた点である。²⁶藩に先駆けて明治二年八月から開始された邑久郡議事院では、九月の議案を「堕胎圧殺禁止」としたが、そこでの議論の内容を九月十六日にまとめたものが「堕胎圧殺禁止衆議書」、その後になされた議論をまとめたものが、同年十一月の「興文館棄児院衆議書」である。²⁷表1、2は、二つの衆議書のなかから棄児院に関する議論の要点を抽出したものである。

表3に示したのは、上道郡の「禁止堕胎圧殺論」の議論の内容である。この史料は年未詳とあるが、明治三年四月二日から明治五年三月末まで名主の名称に代わって用いられた「里正」の名称が登場することから、この期間中に作成されたと推測できる。²⁸そして表4には、岡山城下の明治四年の議論を記した「堕胎圧殺案 議答」の内容を示した。ではそこでは、どのような議論が展開されていたのだろうか。

三 「堕胎・圧殺、棄児院」に関する議論から見えてくる捨て子への視点

「堕胎圧殺禁止衆議書」での七九カ村の議論は一人の議者の意見のなかに様々な意見が含まれるので厳密な分類は出来ないが、大きくまとめると次のように整理できる。もっとも多い意見は、養育料支給など多子の奨励六二名（貧窮多子への手当四七名、第三子以下への手当六名、全ての子ど

表 1 「墮胎圧殺禁止衆議書」(明治 2 年 [1869] 9 月)

番号	村名	議者 (肩書)	棄児院をめぐる議論の要旨
1	下笠加村	幸太郎	1郡1区の 棄児院 を開く。既に墮胎禁止の令を出しているが人口減少のため。三子以上出生の者には上様から2円支給、また親族からの出生祝をすべて金にし、その合計5両を組合から集め大庄屋に預け結婚までの利息を加え元利を親に渡す。そうすれば一年の出生で2000両で1000人増加、20年後には1年に1万人人口増加となる。
2	向山村	喜代次	1郡に1、2か所 捨子館 を設置し養育困難な者はそこに入れる。捨て子は乳持ちの者に一人扶持で預け6、7歳からは城下、あるいは閑谷学校に引き取る。18、9年後には兵役を務めさせれば強兵富国の一策にもなる。
3	上山田村	議者	郡内に1カ所ずつ 捨子院 を設ければ、院内に捨てることを恥としなくなる。養育料は、捨て子を引き受けた者に一人米3俵ずつ与える。また一年に米1升ずつ5年与えれば、養育を望む者も多く出るのでは。
4	福岡村	与一兵衛(名主)	墮胎圧殺の原因は①貧苦、②姦淫、③安気暮らし。邑久郡中央の場所に 捨子役所 設置。乳入用の際は郡中役人に申し出、貧富に限らず乳があるものを書き出す。法を破る者は国から追放。
5	牛文村	宗一郎	心得違いの者には、村役人はもとより五軒組合から指図し藩の裁許を得る。子生育米として屋敷の租税を減じる。便利の地に 養育院 設置し捨子受取役人が出張。育てられない者が夜中に捨てに来たときは、役人が乳母を手配し育てさせ、成人後は、その才覚に応じ、文武館で諸芸を熟練させ、兵に取り立てるなどする。刺婆と言う墮胎術を行う者や墮胎薬を売る者は厳しく吟味し、見つけ次第厳刑に。墮胎圧殺禁止の絵図を1戸に2枚ずつ配布し教諭。
6	神崎村	鷹次兵衛	極貧民の多くは難渋からやむを得ず墮胎圧殺を行うが、このままだと村に絶家が出来る。寺院や便宜のよい所を 助育所 とし、捨てられた捨子を5、6歳まで養育し、親が望めば親元に返し、どこの者か不明の場合は、散田の耕作人、あるいは絶家の株を継がせる。養育費用は種々の罰金をあてる。富民で金銭を貸して高利をむさぼる者は、貧民で小児養育の手段がないものと入れ替えさす。富民で墮胎圧殺をした者は、集会の節末席とし、罰料を分限に応じ取り上げ貧民の小児養育のために支給。
7	西片岡村	松五郎	やむなく墮胎圧殺する者がいるので、あちこちに 捨子軒 を作り、後家や未婚の娘など父が不明のまま出産した場合遠慮なく捨てるようにし、乳の有無を聞き合わせ小児を預け、相当の養育料を与え、あるいは養子として撫育料をつけて遣わすようにすれば、人口増加の基本に。
8	邑久郷村	久太郎	墮胎圧殺について、身元の良いものは、厳しく吟味をすれば、恐れ入り流産しなくなるが、貧しい者は子どもが次々出来ると税を納めることも出来ず流産する者もいる。そこで組合のうちに1カ所ずつ大きな村であれば村々でも 子供養育場所 を設け、そこに出産の子を差し出させ預かるようにすれば、散田手余り地のある村に行かせ農作させることが出来る。
9	東須恵村	仲太	五軒組合が吟味をし、墮薬を売る者は厳しく扱い、流産難産などで育て難い者については、医師に見届けさせるようにする。また最寄りの良い場所に、 子産館 を造営し乳母を差し向け成長させるようにすれば国も栄える。
10	福里村	猪久右衛門代勤	流産の売薬、陰での手業を禁止し、郡中に 子育館 を設置し、育てることが出来ない者はここに捨て置き、藩で乳母を雇い養育させることを願う。養育後は郷兵などとして軍用に取立てれば、墮胎・圧殺の禁止にもつながるだろう。
11	邑久郷村	久太郎	最寄りの良い場所に 子捨場 を設置し、貧者で子どもを取り上げた後、育てることが出来ない者たちに、姓名書付を添えて捨てさせ、藩が養い、成長後に御用人にすれば、身元相応にも拘らず心得違いする者が恥じ入り、自然に人口増になる。

もへの手当五名、多子褒章四名)、次いで妊娠・出産管理五一名(墮胎圧殺をした者への処罰三九名、妊娠・出産届け出の厳密化一二名)、国政改善一三名、教諭一名(教諭七名、儉約四名)、棄児院等の設置一一名となっている。近世の墮胎・間引き禁止政策は、養育料支給、妊娠・出産管理、教諭を三本柱とするが、全体としてその系譜をひく意見が多く、棄児院設置の意見は全体の七％ほどである。そのことをまず指摘しておきたい。

では、「墮胎圧殺禁止衆議書」、「興文館棄児院衆議書」での棄児院をめぐる議論(表1、2)からは、どのようなことが見えてくるだろうか。まず棄児院に付された名称は、「墮胎圧殺禁止衆議書」では、棄児院、捨子館、捨子院、捨子役所、養育院、助育所、捨子軒、子供養育場所、子産館、子育館、子捨場と様々であるが、「興文館棄児院衆議書」では、棄児院に収斂し、他には「孤艱館」の名称が一つあるのみである。

次に棄児院の場所については、一郡一カ所、あちこち、便利の良い場所とする意見が多数を占める。その理由は、「院内に捨てることを恥としなくなる」(表1の3)、「育てられない者が夜中に捨てに来たとき」(表1の5)のため、「後家や未婚の娘など父が不明のまま出産した場合に遠慮なく捨てるように」(表1の7)、「一村に二〜五カ所ないと赤子を運べず人目を忍ぶのも難しい」(表2の20)など、「恥」であり「人目を忍ぶ」捨て子を捨てやすいことに求められる。

では、どのように棄児院を維持するか。人的資源を巡っては、「乳持ちの者」(表1の2)、「乳がある者」(表1の4)、「乳の有無」(表1の7)、「乳母」(表1の9、10)など、赤子の捨て子のための乳の確保が重視される。棄児院の財源については、「種々の罰金を当てる」(表1の6)、「朝廷から米を下賜」「演

表2 興文館棄児院衆議書（明治2年〔1869〕11月）

番号	村名	議者（肩書）	棄児院をめぐる議論の要旨
1	尾張村	横山謙斎（医師）	棄児院は外国には其例が少なくない。墮胎圧殺する者が多い点については多子の者への手厚い賑救をするか、貧院、病院を設けてはどうか。
2	鶴海村	大月立節（教師） ・嘉平治	棄児院には莫大な費用が必要。朝廷から各郡に毎年米600石下賜し、文館・棄児院の費用に充て民衆教化。他方演戯場、妓楼は益がないので重く課税し費用の一助に。
3	豆田村	杉原駿二（医師）	棄児院は費用が莫大で実現困難。しかし、社寺領、山林の冥加銀を取り立てるか、棄児院・議院手形を銀札で摺り2割8年賦で国中に貸し付けた益銀を手当とすれば可能。
4	福元村	一吉（名主）	猟業を許可し村々から運上を取立て、文館・棄児院の入用に充てれば、農民も自然に冥加金を献納するようになるのでは。
5	山田庄村	栄三郎	西洋には棄児院があるが日本にはない。人々が窮迫の時には大事業は続かない。人口増の方策（仁政など）を考慮する。
6	上笠加村	後一郎	墮胎・圧殺も棄児も父母がすべきことではない。しかし多子で共に窮乏するよりは、出生前に処置しようとし、忍んで墮胎をしても棄児院に入れようとはしないため棄児院を設けても実効なく、どのくらい費用が必要かも予測できない。そのため極貧民で育てかねている者を扶助し、父母自ら養育させるのが良い。
7	乙子村	善左衛門	檀家の布施を児の養育に宛てれば善行に。棄児は3万5890人ほどいるが、一児を育てることが棄児を飢寒にさせないことに繋がること知るべき。
8	小津村	熊右衛門	棄児院を1カ所造営し養育するか、あるいは懐胎中に出産以後の養育料を直接家に渡すか、二つの方法を3年間試みる。
9	大ヶ島村		棄児院は費用がかかりすぎ村々では困難。年貢外の物成を小児養育の手当にしては。
10	飯井島	額田太仲（医師）	棄児があった場合は乳母に扶持を与える。
11	下阿知村	市郎治（名主）	極貧でも棄児を嫌い自宅で養育したい者には養育料を与える。
12	宮下	嘉次郎	他人の子を養育できるか乳母を確保できるか、現状では困難。
13	西須恵村	虎吉	檀家不足の無住寺を棄児院とし、養育料は修行者の米麦をあてる。
14	奥浦村	豊蔵（五人組頭）	院には数多くの棄児があるだろうが、実現の見込みは困難。
15	鹿忍村	泰介	10年間村々で積み立てしなければ棄児院の実現は困難。
16	富岡 （服部村の枝村）	与一平	棄児は1月1人ずつ拾い、1年12人、10年120人。棄児11～15歳までは奉公させ、16～20歳までは給銀の半分を院の費用にする。藩からは子ども1人につき一人扶持下賜、郡からは毎年米20俵助成、郡は乳母等を周旋。棄児成長後、親元が絶家の心配がある時は、親元に返す。この試みが当郡でうまくいけば、諸郡に1カ所ずつ設ける。
17	東須恵村	伸太	檀家不足で無住の寺を孤艱館に。養育費用は乞食の関所に非人番を置き、少しの金銭を取り他国へ追い払ったものをあてる。
18	牛文村	（宗一郎）	群中に1カ所炭薪売捌方を決め冥加銭を取り棄児院の費用にしては。
19	百田村	元次郎	貧民が捨て子をした場合は、その実母を取り調べ召出し乳母扶持を与える。生長後は男子は兵隊に、女子は貧民で妻がいない者に縁付け。乳母扶持は国中の富家から日2割ずつ冥加として取立。
20	虫明村	真五太、角太郎	棄児院は難しいが、まず岡山に大棄児院を作る。棄児院は1郡に2、30カ所必要でいずれば1村に2～5カ所ないと赤子を運べず人目を忍ぶのも難しい。造営の費用は1年に8郡で1万俵ずつ、運営に必要な費用は2万俵ずつ、合計3万俵。村数750村、1村2院として1500院、1院に1年に20俵の見込み。

技場、妓楼に重く課税」（表2の2）、「社寺領、山林の冥加金を取り立てるか、棄児院・議院手形を銀札で摺り二割八年譜で貸し付けた益銀」をあてる（表2の3）、「猟業を許可し村々から運上取立」（表2の4）、「檀家の布施」（表2の7）、「修行者の米麦」（表2の12）、「乞食の関所で金銭取立」（表2の27）、「炭薪売捌方の冥加銭」（表2の18）など、財源確保のための様々な方策が出されている。なかには、十年間村々で積み立てしなければ棄児院の開設は困難（表2の14）、あるいは棄児は一月に一人ずつ拾い、一年で二人、十年で二〇人とし、一から一五歳までは奉公させ、一六から二〇歳までは給銀の半分を出させ院の費用にする（表2の16）といった意見もある。

他方、外国には棄児院の例が少なくないが、日本にはなく、莫大な費用が必要であり、棄児院設置よりは、育てかねる親を援助する方が良いとの意見もある。たとえば上笠加村の後一郎は、「忍んで墮胎をしても棄児院に入れようとはしないため棄児院を設けても実効なく、どのくらい費用が必要かも予測できない。そのため極貧民で育てかねている者を扶助し、父母自ら養育させるのが良い」（表2の6）とし、下阿知村の名主、市郎治は「極貧でも棄児を嫌い自宅で養育したい者には養育料を与える」（表2の11）、西片上村の松五郎は「乳の有無を聞き合わせ小児を預け、相当の養育料を与え、あるいは養子として撫育料をつけて遣わすようにすれば、人口増加の基本に」（表1

の7)、百田村の元次郎は「貧民が捨て子をした場合は、その実母を取り調べ召出し乳母扶持を与える」(表2の19)など、棄児院よりも、親が自ら育て、あるいは里子や養子にする措置を講じるべきとしている。また宮下村の嘉次郎は、「他人の子を養育できるか乳母を確保できるか」という点からも棄児院は現状では困難(表2の12)と、親の感情や乳母の確保の難しさを考慮した場合にも施設養育は困難とする。

これら棄児院開設を否とする意見のなかには、家の外での施設養育と家での養育を対比し、施設養育よりも家での養育を優先させる、あるいは他人の子を育てることに懐疑的な、その後、近代に主流となっていく子ども保護を家族や「実母」に一元化していく動向を窺わせる意見が見られる点が興味深い。また、「忍んで墮胎をしても棄児院に入れようとはしない」という意見の背後には、近世以来の墮胎に許容的な出産をめぐる産育文化があることが窺える。

また成長した捨て子の処置をめぐることは、成長後に「兵役を務めさせれば強兵富国の一策」(表1の2)、「養育後は郷兵などとして軍用に取り立てる」(表1の10)、「成長後に御用人にすれば・心得違いをする者が恥じ入り、自然人口増になる」(表1の11)、「棄児成長後、親元が絶家の心配がある時は、親元に返す」(表2の16)といった意見が出されている。ここには、近世から続く「家」の維持・存続という意見と近代に登場した富国強兵という意見が混在しており、近世・近代転換期の一つの様相を示す。ただ注意すべきことは、全体として棄児院設置の大きな目的は人口増加に置かれていた点である。

次に邑久郡と隣り合う上道郡の「禁止墮胎圧殺論」の議論(表3)について見ていこう。ここには議論のすべてをあげたが、その内容を見ると多子褒賞、養育料支給、妊娠・出産管理、墮胎圧殺の処罰、教諭が、その多くを占める。そのなかで棄児院について述べているのは土田村議者九名、広谷村鹿吉、久保村議者五名、長利村門之次他八名、岩間村元吉他三名、浅越村金平他四名である(表3の1・6・9・11・14・25・28)。棄児院

の名称としてあげられるのは、「棄児院」、「養育院」、「育児院」、「捨子院」、「捨子(育棄)院」である。そこでは、乳母を置き、子ども一人に十苞与える、税金の範囲内で一郡に一カ所設ける、牧牛場を開き牛乳を育児にあて牛肉で商売を始める、捨て子たちには七、八歳から男女とも普通学を学ばせ、その才により用いる、一郡で万人講を開き育児院の費用にする、義倉米麦で育て、乳母一人子ども一人に十苞与えるなど、様々な案が出されている。注目したいのは、牧牛場を開き牛乳を育児にあて牛肉で商売を始める案が、久保村議者五名と浅越村金平他四名から出されている点である。

明治二年(一八六九)二月に築地居留地に土地交渉を開始し創設された築地牛馬商社は、牛乳を搾って売り出したところ順調で牛肉の売れ行きもすこぶる良く、明治三年(一八七〇)十月に「牛馬商社」を「牛馬会社」と改め、福沢諭吉が「肉食之説」という宣伝文を記している。²⁹⁾そこには、「子を育てるに牛の乳を用れば乳母を雇ふに及ばず」とある。牧牛場を開き牛乳で子どもを育てる、牛肉を売って商売をするという案は、東京のこうした情報、岡山地域にもいち早く伝わっていたことを窺わせる。福沢は、牛乳を用いれば乳母を雇う必要がないとしているが、上道郡の議論では、乳母を置く案も出され、近世以来の乳母による授乳と近代以降西欧から入ってきた牛乳を用いる案の両方が出されている点が目を惹く。

そしてもう一つ目を惹くのが、金岡村五郎八、八三郎から「茶汲女」一人に一日二百文ずつ税金を出させ、それを貧者の育児料にあてるという案が出されている点である(表3の26)。「茶汲女」は、おそらく、客の酒食の相手をする名目で実際は性を売っていた女達のことだろう。この意見は、「興文館棄児院衆議書」の「妓楼は益がないので重く課税し費用の一助に」(表2の2)とする案とつながる。

最後に明治四年の岡山城下の議論、「墮胎圧殺案 議答」(表4)について見ておこう。意見を述べているのは一四名。その内訳は、「育児館開願者」が三名、「御扶持御救助者」が三名、「別論」が八名、「無論」は六〇名である。なお、「別論」の内容を見ると、教諭、多子褒章、墮胎圧殺の

表 3 岡山市立図書館藤原文庫「禁止墮胎圧殺論」

番号	村名	郡名	現在地	内容
1	土田村議者9名	上道郡	岡山市土田	弃児院を置き義倉米麦で扶助、乳母1人、子1人に10苞を与え、かつ貧しくて五子以上を育てる者を賞する。
2	土田村組議者22名、雄町村組議者23名	上道郡	岡山市土田	貧しくて三子、五子以上を育てる者は義倉米麦で救い、中以上多子を育てる者は賞賜する。胎婦は五人組合から里正が聞き出し、常々、判頭・五人組合が関わり、かつ毀孕薬（墮胎薬）を販売するなど、すべて墮胎に関わる者は罰する。
3	吉井村組議者21名	上道郡	岡山市吉井	奢侈を禁じ、人倫を正し節儉の道を教諭すれば自ずと止むだろう。
4	檜原村組議者16名	上道郡	岡山市檜原	義のある人を役に付け、胎婦を調べ糺し、もし流胎があれば、事実を問いただし、法を冒した者は門戸と衣装に表して懲らしめる。
5	久保村組議者7名	上道郡	岡山市久保	貧民を賑恤し教授を専らにし、奢る者を罰し制度を整え自ら慎ませる。
6	同組議者広谷村鹿吉	上道郡	岡山市久保	税金の範囲内で養育院を1郡に1カ所造営する。
7	同組議者金岡村五郎八、八三郎	上道郡	岡山市久保	市在の茶汲女と称する抱えの女1人に1日200文ずつ税金を出させ、貧者の育児料にあてる。
8	沖新田東西議者14名	上道郡	岡山市江崎など	あちこちに郷学を起こし人々に道を知らせれば悪習は止む。かつ貧しくて子どもを産んだ者を救い賞する。禁を犯し墮圧する者は罰として20畝とし、墮胎に関わった者を罰する。
9	久保村議者5名	上道郡	岡山市久保	育児院を建てる論。牧牛場を開き牛乳を育児にあて、牛肉で商売を始める。7、8歳から男女とも普通学を学ばせ、その才によって用いる。多子を育てる者は賞し、門閭に示す
10	土田村組議者4名	上道郡	岡山市上田	1郡で万人講を企て育児院の費用にあてる。
11	長利村門之次外8人	上道郡	岡山市長利	捨子院を置き、義倉米麦で扶助し、乳母1人子1人に10苞を与え、かつ貧しくて五子以上を育てる者を賞するには官より200荷の薪を与える。ただし、捨子院は、旦那寺をあてる。
12	雄町村音平	上道郡	岡山市雄町	貧富に拘らず三子を育てる者は賞し、4人育てる者には3カ年の間、義倉米を1苞ずつ、5人は2苞ずつ、6人は3苞ずつ支給する。
13	松崎村佐太郎外2人	上道郡	岡山市西大寺	5人、6人以上を育てる者で中以下の者には米銭、中以上は紋服を賞賜する。
14	岩間村元吉他3人	上道郡	岡山市米田	育児料として万人講をおこし、捨子（育弃）院の費用にする。
15	中田村卯吉他8人	上道郡	岡山市賞田	貧民で三子以上を育てる者には米3苞、五子以上は8苞の義倉米を与え、中以上の者で五子以上を育てる者へは賞賜、身元厚き者へは分家する時に、材木を与える。墮胎圧殺については五人組合で吟味し、毀孕薬（墮胎薬）を販売する者は、軽い刑とする。
16	雄町組議者23人	上道郡	岡山市雄町	産婦の名、人数は、五人組合より里正に届け出、五人組合が監視し扶助出来ない者を救う。多子を育てる者には賞賜。墮胎圧殺に関わる者は厳罰に処す。
17	吉井村組議者21名	上道郡	岡山市吉井	奢侈を禁じ、貧者で三子以上を育てる者は官より扶助し人倫を正し節儉の道を教諭する。
18	吉田村万次郎	上道郡	岡山市西隆寺	費なる商家を止め、墮胎圧殺を厳しく禁じ奢侈を禁じ、背く者へは罰金。
19	百枝月村（ももえづきむら）宇平	上道郡	岡山市百枝月	貧者で育児に難渋している者には米1苞ずつ義倉より7才まで救う。懐胎については里正へ申し出、組判頭が常々吟味する。
20	竹原村下ノ分重吉他2人	上道郡	岡山市竹原	多子の者の怠情を糺した上、貧者は御救。
21	檜原村徳五郎他2人	上道郡	岡山市檜原	義のある人を役に付け、産婦を調べ、もし流胎した場合は、その事情を調べ、法を犯した者は懲らしめ門戸と衣装とで示し、多子の者を賞し、貧しくて育児し難き者は救い、産婆・産医・僧尼・巫覡（みこ）・僧尼など関わった者を重罪とし、育児費の銭米は上下より出す。
22	寺山村今吉他3人	上道郡	岡山市寺山	貧者については出産の日から一子に2,3俵ずつ義倉より救う。
23	矢井村宇太治他3人	上道郡	岡山市矢井	同論
24	原村喜三郎他6人	上道郡	岡山市原	貧民を賑恤し教授を専らにし、多子を育てる者を賞し救い、奢る者を罰し、制度を守り自ら慎ませる
25	広谷村鹿吉	上道郡	岡山市広谷	税金で養育院を1郡に1カ所造営し弊習に関わる者は罰する。
26	金岡村五郎八他1人	上道郡	岡山市金岡	市在の茶汲女と唱して召し抱える女について、1人に1日200匁ずつ税金を出させ、貧者の育児料にあてる。
27	沖新田東西議者14名		岡山市江崎	所々に郷学を起こし、人々に道を知らせれば、悪習が止むのではないか。しかし、その弊習は俄かには改まらないので、貧しくて子を産んだ者については、それぞれの違いに応じて賞賜し、背く者は罰する。禁を犯し墮胎圧殺する者は罰20畝とし、中以上の者は、三年間、他の子を育てるための費用を官に収め、育児を賞賜し、墮胎圧殺に関わった者は罰する。
28	浅越村金平他4人	上道郡	岡山市浅越	育児院を建てる。牧牛場を開き、牛乳を育児にあて、牛肉で商売を始める。男女とも7,8才から普通学を学ばせ、長所に応じて用いる。墮胎が顕かになったときは、産婆は極刑。毀孕薬（墮胎薬）を販売する者、産婆等は罪に処す。多子を育てる者は賞し、門閭に表す。
29	西大寺村多（カ）松	上道郡	岡山市西大寺	貧困で育児ができない者は救い、富豪であっても多子を育てる者は賞す。故あって育児が出来ない者については、近隣の村役人たちが心を配る。墮胎や毀孕薬（墮胎薬）を販売する者は厳しく咎とする。

注：番号1～10は分類番号093.6-170-1、番号11～29は分類番号093.6-170-2

表4 「墮胎圧殺案 議答」(明治4年[1871])

目次		育児院御開眼者3名、御扶持御救助者3名、別論6名（注、実際は8名）、無論60名
育児館御開願者（3名）		
茶屋	又八郎	育児御場所開館で墮胎圧殺の弊習が止む。
笹屋	市郎	墮胎圧殺は厳禁の触れを出してほしい。育児が出来ない者のために市中3カ所に 育児館 を建てる。有志の者たちは救助のためお手伝い献金をする者もあるだろう。
油町木屋	喜太郎	墮胎圧殺禁止の法が必要。特に小児養育の仕法が重要。 捨子所 を設け養育し、厳しく禁じれば、自然と墮胎圧殺は止む。賞罰には軽重をつける。
御扶持御救助願者（3名）		
議者、郡屋	良太	墮胎圧殺は弊習になっているが、貧困のため育児が難しい者を調べ扶助したうえで厳禁すれば人道の重さをわきまえ弊習も追々改まる。
郡屋	勘七郎	貧困で育児が難しい者もいるので出産後取り調べ、7歳から10歳まで一人扶持を与える法を作れば自然に墮胎圧殺も止む。
久見屋	西三郎	墮胎圧殺は人倫の道からも厳禁とされて当然。貧困で多くの子どもを養育している者を救助をすれば自然に墮胎圧殺などは止む。
別論（8名）		
草野屋	吉太郎	墮胎圧殺は不仁の行いなので人民教育の道が行き渡れば自然になくなる。
川崎町湊屋	直太郎	墮胎圧殺禁止は仁政と有難く思う。しかし、世間で弊習がしばしば行われているのは奢侈、貧困、不義による。そこで新たに厳法を作り、貧困で多子を育てられない者には育児料などを扶助。不義、奢侈のため法を犯す者は厳密に調べ、犯人は勿論、もし親子兄弟などが関わっていれば厳しく同罪とし、親類や知り合いの者に至るまで墮胎圧殺に携わった者には料科など出させ育児料に加える。また墮胎・圧殺に関わった産医、産婆、巫覡僧尼及び墮胎薬を販売した者も重科に処せば、弊習も自ずから止む。
加登屋	亨次郎	墮胎圧殺の原因は奢侈貧窮にあり、そのもとは人倫の欠如にあるので道を教えれば自然に人の尊さを知るだろう。決して産婆僧尼に関わる死ではないので孝悌を訓すのみである。
議者茶屋	迂次	従来の弊習なので容易には改まらないが、困苦で多くの子どもを育てる人民へは厚く褒章を与えればよい。厳禁を布令すればかえって逆効果。
阿波屋	宗一	墮胎圧殺については近年布告されたが、墮胎・圧殺は奢侈貧困による。しかし、なかには貧困で子どもが多くても愛情を持って養育している者もあるので賞罰は必要。そのほか出産に関する売薬を販売する者は厳しく禁じられたので、この件は止むだろうが、内々の姻含不意の乱姪については、とても止みそうにない。
議者中原屋	孫太郎	良法を小前一同の者たちに教諭し守るよう感服させたいので、先達て止りやめとなった六会の講を取り立てる儀はいかがか。
福岡屋	吉郎	理由があって育児が出来ない者、貧困で仕方なく捨て子する者、奢侈から不義密通する者については、聞き糺したうえ再嫁又は入夫など、表立って夫婦となるよう仰せ付ける。 捨て子養育所 を開き、国中で1年に何百人ほどあっても、子どもが10余歳になるまで厚く世話しなければ人となっていないか。貧者で多くの子を養う者を賞し、法にそむく者を罰するようにすべきである。
市井議改補	福光三郎、兵衛次郎、榎屋平三郎	墮胎圧殺厳禁の方法を下問なされたのは当然と思う。人は万物の長であり父子は人倫の一つ。撫育は人道。旧習に馴染んだ者は厳禁を犯し罪科に陥る者もままある。貧寒にせまり飢渴を憂い垢面弊衣の者でも、多くの子を撫育する者も少なくない。そこで、まず、このような者は、廉直の官吏に験問をさせ、賞典を与えるのは、育児を重視するためである。里正のなかで道理に明達な者に命じて、村ごとに貴賤貧富に関わらず場を設け呼び集め、妊娠は天命の軽くないこと、脱胎圧殺は天理に背き家道不繁栄の基であることを丁寧に解諭し人道の重さを知らせ、町でも同様にすれば、毀孕の術や流胎の薬を商う者も商売を休むようになり、もしこれらの禁を犯したならば厳科に処せば旧来の弊習も止むだろう。
無論（60名）		
西大寺屋	藤七郎	他は紙面の関係で略す

処罰を組み合わせて論じている者が多い。また「別論」のなかには、福岡屋の吉郎のように「捨子養育所」を開くことを述べている者もあり、棄児院開設の意見を述べたのは、実際には四名である。

棄児院開設に賛成する理由について、茶屋の又八郎は、「育児御場所開館で墮胎圧殺の弊習が止む」とし、笹屋の市郎は墮胎圧殺厳禁の触れを出すとともに「育児が出来ない者のために市中三カ所に育児館を建てる。有志の者たちは救助のためにお手伝い献金をする者もあるだろう」との意見を、そして油町木屋の喜太郎も墮胎圧殺禁止の法が必要としたうえで、「特に小児養育の仕法が重要。捨子所を設け養育」すれば「墮胎圧殺は止む」としている。このように「育児館」「捨子所」は、墮胎圧殺禁止と関連付けて捉えられている。言い換えれば、子どもの養育困難から墮胎圧殺はなされるのであって、養育を保障する「育児館」を設ければ墮胎圧殺も止むとしているのである。

これに対し養育料支給を求める「御扶持御救助者」三名は、貧困のため育児が困難な者に養育料を与えれば墮胎圧殺は止むとする。「育児館御開眼者」と彼らとの違いは、墮胎圧殺を止めさせるため

の方策を育児館開設に求めるか、養育料支給に求めるかにあった。ここにも家の外での施設養育か、家の内での養育かを巡る意見の違いを認めることができる。

では「別論」では、どのような議論が展開されたのだろうか。別論であげられているのは、墮胎圧殺を禁止するための教諭、養育料支給、墮胎圧殺に関わった者の処罰、貧困多子でも子どもを育てている者への褒章といった意見である。なかでも注目したいのは、福岡屋の吉郎、川崎町の湊屋直太郎、阿波屋宗一の意見である。吉郎は、「理由があつて育児が出来ない者、貧困で仕方なく捨て子する者、奢侈から不義密通する者」については「再嫁又は入夫など、表立って夫婦」にさせることを主張し、婚姻関係にない者による墮胎・間引きを問題視している。墮胎・圧殺の原因を「奢侈貧困」に求める阿波屋宗一もまた、禁止により売薬販売は止んだとしても「内々の姻合、不意の乱淫」は、とても止みそうもないとする。二人の意見は、岡山城下では、婚姻関係にない男女の密通が問題となっていたことを物語る。

湊屋直太郎の意見も興味深い。直太郎は、墮胎・圧殺に関わった「産医、産婆、巫覡僧尼」、そして墮胎薬を販売した者を「重科」に処すことを提言している。「産婆」、「巫覡」、「刺婆」による墮胎や「墮薬」の販売が厳しく禁止されていることは邑久郡の「墮胎圧殺禁止衆議書」でも指摘されていた。しかし直太郎の意見には、邑久郡の衆議書には出てこなかった「産医」「僧尼」が登場する。「産医」「僧尼」の関わりは上道郡の「禁止墮胎圧殺論」の榎原村徳五郎らの意見でも指摘されている。この「産医」「僧尼」、特に「産医」が登場するか否かの違いは微細な違いのように見える。しかし、そうではないだろう。幕末から「肝脈令」が実施され医者たちが妊娠・出産管理に組み込まれていた邑久・和気郡に対し、上道郡や岡山城下では、墮胎に手を貸す「産医」がいたことが見て取れるからである。

ところで高橋梵仙に代表される従来の墮胎・間引き研究では、農村では母親の労働力重視から間引きが、他方墮胎は都市に多く、不義密通による

妊娠を隠すためや未婚女性を選び取ったものとされてきた³⁰⁾。しかし、「赤子間引取締」を行った津山藩では、天保期になると正式の婚姻関係にある夫婦の墮胎は未婚の娘や後家の墮胎よりも厳しく罰せられ、津山城下町では墮胎をいましめる町触がたびたび出されるなど、農村、町ともに間引きよりも墮胎が問題となっていた³¹⁾。

近代初頭の邑久郡の「墮胎圧殺禁止衆議書」「興文館棄児院衆議書」、上道郡の「禁止墮胎圧殺論」でも、「墮胎圧殺」のうち問題となっているのは、墮胎の方である。近代初頭には、町ではもちろん村でも、また正式の婚姻関係にある夫婦においても墮胎が行われていた可能性が高い。そこには出生後の間引きより胎内にいるうちの墮胎の方がましとする子どものいのちへの感性の変化があつたのではないだろうか。

さらに育児院を設ければ墮胎圧殺の弊習は止むとの議論からは、子どものいのちを奪う墮胎・間引きではなく、子どものいのちを他者に託す捨て子のほうが良しとする子どものいのちへの感性を見て取れる。その意味で「墮胎・圧殺、棄児院」をめぐる議論は、子どものいのちを誰がどのように守り、人口を増大させていくかをめぐる国、郡、村、家、そして男と女の間のようなせめぎあいと試行錯誤の過程としてのみならず、子どものいのちへの感性の歴史的变化を示すものとしても読み解くことが求められる。

おわりに

最後に、今まで見てきた近世・近代転換期の墮胎・圧殺、棄児院をめぐる議論を、その後に出された岡山県の布令と重ね合わせるとき、どのようなことが見えてくるかにふれておきたい。

岡山県では、明治八年（一八七五）四月二十八日に次のような禁令が出されている。

墮胎之儀ハ兼テ嚴禁之所、間々右ノ所業ニ及候者有之哉ニ相聞、以之外ノ事ニ付、役筋之者差廻嚴重取締為致候条、為心得相達置候事³²⁾

さらに翌九年三月十一日には区戸長に対し、「墮胎ノ儀ハ人生ノ巨害ニシテ」「最も戒メ最モ禁セサル可カラサル」にも拘らず、この禁を犯す者がいること、その多くは貧しくて養育できないか、私生児を生むことを忌むもの（貧窮ニシテ養育スル能ハス、或ハ私和ノ上懷孕ニシテ公然分娩ヲ忌ミ候等ヨリ出る者）だとし、心得違の者がないように普く達するよう指示している。このように明治八年以降になると、墮胎・圧殺ではなく墮胎禁止に変化しており、墮胎が主要な問題となっている。

さらに、「女子は教育ノ母トモ有之、他日人ノ妻トナリテ子を教育スヘキ身分」であり、たとえ不幸にして夫と別れたとしても「他人ノ救助ヲ請ハス、自カラ其業ヲ以テ生計ヲ立テ孤子ヲ養育スルニ足ルヘク、独リ孤子ヲ養育スルニ足ルノミナラス、永ク名譽ヲ得テ世間ノ龜鑑トモ相成ヘシ」と、「他人ノ救助」を頼るのではなく、「独り」で子を養育し「世間ノ龜鑑（模範）」となるべきといった母の役割が強調される。

それと対比されるのが、「娼妓・賄ひノ所業を為ス者」である。これは「畢竟糊口ノ術策ニ窮シ候ヨリ、斯ル汚劣ノ体態ニモ陥ル哉ニ候得共」と、「娼妓」は「汚劣ノ体態」とされる。「墮胎・圧殺、棄児院」をめぐる議論でも、「妓楼」や「茶汲女」に重税を課すとの意見が出されたが、ここでは、さらに「娼妓・賄ひ」の女たちと対比する形で、女は「子を教育スヘキ身分」として、子の「教育」「養育」責任を負うべきことが強調される。また、そこでは、「他人ノ救助ヲ請ハス」と、子どものいのちを公共区間としての「世間」に託す近世の捨て子のあり方を否定する見解が展開される。

近世・近代転換期は、このように、短時日の間に、様々な議論、そして布令などがせめぎ合う時期であった。ここに示したのは、そのごく一端に過ぎないが、地域でなされた様々な議論の様相を追っていくことは、近世から近代への重層的展開の内実を、子どものいのちや養育を誰が保護するかを巡る試行錯誤と模索の過程を通して明らかにすることにつながるだろう。のみならず、近代以降に展開する施設養育か家庭での養育かや、子どもの保護を父の母に一元化する議論の萌芽を探るうえでも、重要な手がかりになるだろう。なお、記録資料館には、山田村（現、岡山県玉野市）の三宅家の山田村議者関係文書のなかに、三宅三郎が記した「禁止墮胎圧殺案」（明治三年閏十月）、「禁止墮胎圧殺案（草稿）」（年未詳）も収蔵されている。これらも含め、さらに分析を進めていきたい。

〈注〉

- (1) 松沢裕作「日本近代形成期の集団と個人―家・村・窮民―」（『歴史学研究』増刊号、一〇〇七号、二〇二一年三月）
- (2) 廣川和花「ハンセン病者の社会史」（秋田茂・脇村考平編『人口と健康の世界史』ミネルヴァ書房、二〇二〇年、二二五～二二六頁）
- (3) 菅原憲二「近世京都の町と捨子」（『歴史評論』四二二号、一九八五年）
- (4) 沢山美果子「江戸の捨て子たち―その肖像」吉川弘文館、二〇〇八年
- (5) 菅原憲二「近世京都の町と捨子」（『歴史評論』四二二号、一九八五年）
- (6) 藤井讓治「京都の町触にあらわれる子供と老人―捨子触・迷子触・尋人触を素材に―」（藤井讓治『近世史小論集―古文書と共に―』思文閣出版、二〇一二年）
- (7) 沢山、前掲4
- (8) 沢山「近代家族と子育て」吉川弘文館、二〇一三年、一三二頁
- (9) 森嘉兵衛「岩手県における明治初年の育子仕方」（『岩手教育』一三卷三号、一九三五、（『岩手近代史の諸問題』法政大学出版局、二〇〇三年）、岩手県「三陸会誌」（『岩手県史 第六巻 近代篇1』一九六二年）
- (10) 吉田久一『日本の救貧制度』勁草書房、一九六〇年、七六頁
- (11) 「墮胎圧殺禁止衆議書」明治二年九月、A60-9、「興文館棄児院衆議書」明治二年十一月、A60-13（岡山県立記録資料館蔵「明治前期岡山県野崎家資料」所収）
- (12) この資料については、近藤萌美「【資料群解題】明治前期岡山県史野崎家資料について」（『岡山県立記録資料館紀要』第一五号、二〇二〇年）を参照されたい。
- (13) 近藤萌美「岡山藩議院開設前における邑久郡議事院について―明治二年「墮胎圧殺禁止衆議書」の分析を中心に―」（『岡山県立記録資料館紀要』第一六号、

二〇二二年)

- (14) 近藤「岡山藩議院開設前に」おける邑久郡議事院について(その二)―「郷学文武観」の設立過程を中心に―」(『岡山県立記録資料館 紀要』第一七号、二〇二二年)

- (15) 香川英五郎の郡奉行就任時期については、谷口澄夫「史料 香川真一遺稿『自伝稿(上)』」(『瀬戸内海研究』第十一号、一九五八年)では文久二年(一八六二)、『邑久町通史編』(瀬戸内市、二〇〇九年、五四五～五四六頁)では慶応二年(一八六六)となっている。香川自身の手になる前者では「文久二年(月日ヲ忘ル) 權デラレテ郡奉行ニ転任ス」とあり、後者の典拠は不明である。しかし、香川が三一歳の元治元年(一八六四)十二月二十九日に藩に提出した奉公書(池田家文庫D3-784)には、文久二年は香川七太夫の長男が病没したため岡家から養子に入った年とある。また明治二十八年(一八九五)五月調の「国事有功者履歴」(池田家文庫D3-337)には、文久二年十二月に香川家の養子になり、慶応元年(一八六五)三月に和氣邑久二郡の郡奉行を申し付けられたとある。ここから香川の郡奉行就任時期は慶応元年と見て間違いないだろう。
- (16) 「諸願留帳」(慶応二年一月) 邑久郡西幸西村野崎家資料留帳類A63-80、「御用御触留カ」慶応卯年「正月」(慶応三年正月) A63-91、「御用御触留帳」(慶応四年一月) A63-100、岡山県立記録資料館所蔵 093.6 169、(育児関係概論) 093.6 170 (岡山市立中央図書館 藤原文庫)
- (17) 「禁止墮胎厭殺論」 093.6 169、(育児関係概論) 093.6 170 (岡山市立中央図書館 藤原文庫)
- (18) 岡山県立記録資料館所蔵沢山氏収集資料「墮胎庄殺案 議答」明治四年、B287-1
- (19) 谷口、前掲15
- (20) 沢山『出産と身体の近世』勁草書房、一九九八年
- (21) 佐藤陶崖『墮胎訓戒(御代の潤(澤)ひ 草の緑り子)』文政九年(一八二六)、『墮胎訓戒(御代の潤(澤)ひ 子もり歌)』天保三年(一八二二)、佐藤朗家文書、備前市立伊部公民館編『備前玉手箱⑤ 佐藤陶崖』(非売品)、二〇〇四年。なお、陶崖の教諭書については沢山「史料紹介 備前の医師佐藤陶崖・陶亭の間引き教諭書」(『岡山地方史研究』一六〇号、二〇二三年刊行予定)を参照されたい。
- (22) 「諸願留帳」慶応二年正月、A63-80、「御用」(御触留帳カ) 慶応卯年「正月」、A63-91

- (23) 光政が城下の墮胎を業とする者を追放したとの記事は『池田光政日記』の万治三年(一六六〇)六月十五日条にある(藤井駿・水野興一郎・谷口澄夫編、国書刊行会、一九八三年、四八七頁)。

- (24) 「諸御用留帳」明治二年正月、A63-111

- (25) 沢山『性からよむ江戸時代―生活の現場から』岩波新書、二〇二〇年、一六三頁

- (26) 近藤、前掲13、三四頁

- (27) 前掲11

- (28) 岡山市立中央図書館所蔵「備前藩大庄屋下役一覽」の「大庄屋の沿革」には、「明治三年四月大庄屋を大里正と改称せしが五年四月又大里正を廃して戸長を置き」とある。また、『岡山県史稿本上』(岡山県地方史研究連絡協議会、一九六七)明治五年四月には「先是、於旧藩既ニ從來郷中大庄屋ヲ大里正、名主ヲ里正、五人組頭ヲ目代、市中総年寄ヲ市井長ト改称ス」とある。これらから「里正」の名称が登場するこの文書は、明治三年四月二日から明治五年四月の間に作成されたと思われる。

- (29) 武田尚子『ミルクと日本人 近代社会の「元気の源」』中公新書、二〇一七年、三〇～三三頁

- (30) 高橋梵仙『墮胎・間引きの研究』第一書房、一九三六年、二〇～二二頁

- (31) 沢山、前掲20、一三二頁

- (32) 竹内利美・谷川健一編「府県史料〈民俗・禁令〉」(『日本庶民生活史料集成 第二一巻 村落共同体』三一書房、一九七九年、三五三～三五四頁)

- (33) 倉地克直『全集 日本歴史 第一巻 徳川社会のゆらぎ』小学館、二〇〇八年、二六五頁

*本稿執筆にあたっては、上村和史さん、内池昭子さん、倉地克直さんのお世話になった。記して感謝したい。なお本稿は前川財団助成金「家庭教育研究及び実践活動助成」による研究成果の一部である。

(さわやま みかこ 岡山大学文明動態学研究所客員研究員)

明治初期備中地域の啓蒙社における教科書の調達について

近 藤 萌 美

はじめに

本紀要が刊行された令和四年度（二〇二二）は明治五年（一八七二）の学制発布からちょうど一五〇年にあたる年であり、岡山県立記録資料館ではそれを記念して企画展「小学校誕生物語―地域でささえる―」（令和四年十月十九日から令和五年一月二十九日まで）を開催した。

本稿は、第一章「地域からうまれる」で展示した高梁市立高梁小学校に保管されている啓蒙社教科書の伝来や歴史的な位置づけについて報告するものである。

啓蒙社とは、人々の出資を仰いで教育の場となる啓蒙所の資金づくりをする組織体であり、備後安耶郡粟根村（現広島県福山市）の医師窪田次郎が提唱し、明治四年（一八七一）一月に福山藩で始まった。開始にあたっては藩校誠之館において会議を開き、集まった地方有志者に周旋方を委任し、実施方法を定めるなど、組織立てて進められている。同年十一月十五日に備中全域と備後六郡（旧福山藩領の沼隈郡・深津郡・安那郡・品治郡・芦田郡・神石郡）が深津県の管轄となり、翌五年六月五日小田県に改称されると、啓蒙所は小田県内に普及した。明治六年三月に啓蒙所は小学校に切り替えられていくが、「啓蒙社及啓蒙所設立の由来」によると、この時点で校数一八八校、貯蓄積立金十萬八〇〇〇円であった。同年八月小田県内の学校視察に訪れた当時の文部大丞長三州は「啓蒙所には文部省も聊か先手を打たれたる感あり」と語ったという。

これまでこの啓蒙社・啓蒙所については、有元正雄・頼祺一らが窪田次郎の生家に残る資料を中心に関連資料を翻刻紹介し、備後地域の取組みを中心に分析した⁴。これにより、広く知られる端緒となり、その後自治体史等で触れられてきたが、備中地域での活動は残された資料的制約から部分的な言及にとどまるが多かった。

本稿では、改めて啓蒙社・啓蒙所活動を捉え直し、その文脈において高梁地域の啓蒙社が調達した教科書に残された蔵書印を分析し、これまで聞き語りを中心に把握されてきた当該地域の啓蒙社の活動を補っていききたい。

一 啓蒙社・啓蒙所の概要

啓蒙社・啓蒙所がそもそものような構想であったか、窪田は「啓蒙社大意」において次のように述べている。

人々が社会を形成し繁栄させていくためには正確に物事を伝えることが最重要であり、その根幹となっているのが「文字」と「算術」であり、それを子どもたちに学ばせることが人間本来の願いであるが、貧民ほどそれを学ぶ機会を逸してきた。しかし、「王政御一新」に際し、上からも人材育成が模索される中、この機会に「御管内ニ啓蒙社ヲ結ヒ、町々村々其地形人家ノ便ニ従ヒ一ヶ所ツ、啓蒙師匠ヲ立テ之ヲ啓蒙所ト名ケ、土農工商貧富ヲ分タス男女七歳以上十歳ニ至ル迄尽ク此ノ啓蒙所ニ入レ、容儀ヲ習ハセ文字算数ヲ教ヘ其才智ヲ実地ニ培養セハ（中略）其中必ス国家有用ノ

材モ之レ有ル可シ」として、貧富を問わない児童教育を自分たちで行い、社会の人材登用を促し、国家の繁栄を期す仕組みを考えている。では、その財源は何か。「此ニ志有ル人々或ハ古衣一枚ヲ売り或ハ寢酒一勺ヲ減シ、或ハ肴一ト切レヲ始末シ又ハ蒔蒔一枚割木一本日々余分ニ働キ互ニ助力ヲ賜ハラハ、之ヲ集メテ民児教育ノ料ト為サン」とあるように、広く有志の人に働きかけ、余力の米や金銭を集めるとされている。

このような主旨のもとに、その後「啓蒙社幹旋方規則」が十則認められており、第一則から第五則は幹旋方の会議について（一月・七月の年二回、必要に応じて臨時会あり、出席に際しての注意事項等）、第六則から第十則までは啓蒙社の資金集めの具体的な方法について定められている。啓蒙所一カ所においての師匠の給料、畳表替・直し代、筆紙墨などの雑費を合わせて一年で五石かかるとし、それを三〇口に分け、大口（一〇～五・中口（四～二口）・小口（一口を一人または何人かで分ける）と三分類し有志を募る。幹旋方はこの助力者の姓名と出来高を二冊にまとめ、福山藩の校務局・戸籍局に届け、集まった米や金銭の出納は庄屋などの村役人が行う。

幹旋方^⑥は藩に誓紙を提出した上、この規則に連印し、この連印を押した規則書を三通作成し、校務局・戸籍局・会議所へ一通ずつ納めた。規則に違反した幹旋方は会議の上除名、校務局・戸籍局から管内に布告され、非を改めたら復職できるとされた。幹旋方自身が有志であるため強制力はないものの、規則としての縛りは確かにあり、彼らの上位に自分たちを構成員とする会議が置かれていることが特徴的である。啓蒙所が「公立」であるか「民立」であるかといった点について、本稿が主として取り扱うものではないが、資金源は広く有志を募るとしても、出納役を村役人が務め、それを藩の部局が管理するといった点において藩の統制を受けており、そういった意味での「半官半民」とするのが妥当かと思われる^⑦。その上位に会議が置かれているところが、明治初期政体の特徴といえよう^⑧。

「啓蒙社幹旋方規則」に続いて「啓蒙所大意並規則」が認められ、啓蒙

所で教えられるカリキュラム（初段・中段・上段のそれぞれに手習・素読・算の教材名を記載）や試験など具体的に定めている。教科書について分析する本稿で、特に注視しておきたいのは、この規則の最後の一つ書である。「二、貧窮ニテ書物算盤相調へ難キ者へハ、学校ヨリ啓蒙所へ御下ケニ相成夫々へ御貸渡シ、盆暮ニハ一応啓蒙所へ取集メ又々御貸渡シ相成ヘシ、若シ損シ候節ハ其由ヲ周旋方へ申出ス可キ事」とあるように、貧窮者への貸出用の書物・算盤は福山藩校から下され、啓蒙所で借りることができるように考えられていた。啓蒙所では師匠の給料や雑費は有志からの募金で賄われたが、子どもたちが学ぶ教材である書物・算盤などは基本的に分で揃えなければならなかった。それができない子どものために藩校から下された貸出用の教科書が啓蒙所に備えられるものとされていたのである。

二 井原地域の啓蒙社・啓蒙所

明治四年（一九七二）一月に福山藩が始まった啓蒙社・啓蒙所^⑨であるが、備中地域にはいつ広まったのか。以下、廃藩置県後の当該地域について概観する。

明治四年十一月備中全域と備後六郡（旧福山藩領）を管轄とする深津県が誕生、県庁は深津郡福山に置かれるが、この時期の備中地域の啓蒙所関連の原資料はまだ発見できていない。『小田県史^⑩』によると、同年十一月十五日に深津県権令と権参事の辞令が出されるが、権参事の森長義が玉島村に着くのが翌五年一月十六日、権令矢野光儀が着任するのが二月十七日、二月から三月にかけてようやく倉敷県から深津県に事務引継ぎがなされるなど、備中地域にとってこの時期はこれまで十県にまたがっていた行政機能を一つに統合していく過渡期であったといえる。

そして、さらに大きな転換点となったのが、五月三日になされた県庁の位置を小田郡笠岡村に移す建議であり、それを受けて六月七日小田県と改称、県庁は笠岡に置かれることとされ^⑪、備中・備後六郡の中心に笠岡が位

置する時代が明治八年十二月まで続く。

小田県改称後の当該時期の資料は井原地域でとまって残存する。『井原市史V 近現代史料編』（井原市、二〇〇三）には西江原村と高屋村の啓蒙社・啓蒙所に関する資料が五点翻刻されているが、高屋村では七月十二日に啓蒙社設立願が出されており、備中地域の啓蒙社活動の最初期の資料として注目される。

【資料1】「啓蒙奉願上候」¹²

乍恐以書付奉申上候

王政御維新之折柄、時勢文明ニ遷り開化日々進ミ候得共、僻郷之人民ニ至而者未タ海外之名称ヲモ請知不仕、頑固ニシテ旧弊ヲ守候而已、誠ニ慨難之至ニ御座候、由テ今、啓蒙社ヲ取立、七歳ヨリ十歳迄之男女悉ク相集メ、年々開版之翻訳書且新聞日誌等ヲ觀読教導シ、追々勸励仕、宇内之事情ニ通シ、開化之沢ニ沐シテ旧習ヲ一洗仕、誰以奉報御国恩度奉存候、何卒此段御採用被為成下度奉願上候、以上、

当県御管轄内

明治五壬申年 後月郡高屋村

七月十二日 農 西村武平治（印）

小田県

御庁

吉川喜七郎

奥印

高木菊蔵

高木ハ差上申候

高屋村の西村武平治が啓蒙社を立て、地域の七歳から一〇歳までの男女に翻訳書や新聞・日誌を学ばせたいとしているが、一でみた窪田の「啓蒙社大意」に比すと「旧習」を一洗して、世界情勢に精通することを主たる目的としているのが特徴的である。この願書に高屋村戸長の吉川と副戸長の高木が奥印、小田県庁には高木が提出している。

次の資料は『井原市史』では紹介されていないが、啓蒙社設立前の地域

と県庁のやり取りがよくわかる興味深い内容である。

【資料2】¹³（傍線は筆者による）

西村武平治義啓蒙所開業之義御許容相成候よし、依而書物許借之義奥書ヲ以願立候趣聞届、別当人江書籍相渡候、右様相成候得者往々外啓蒙同様結社之義注意周旋有之度、且是迄法泉院、岡本胤衛、黒坂山城等三人之者ハ如何被取扱候哉、山城之如き帰村之上候其所江開業可然、其他都而区々之教育ニ不相成様一ヶ所ニ纏め盛教化被相行候様御尽力可被成候、且又武平治啓蒙所之義も結社之方法相立候ハ、早県庁江御届可致営候条可得其意候也

七月廿八日

杉山新十郎

吉川喜七郎殿

小田県学校掛を務める杉山新十郎が【資料1】の願書をうけて、西村の啓蒙所の開業が小田県庁において許可されたことを高屋村戸長の吉川に伝えている。ここで興味深いのが、【資料1】の他に西村は「書物」を借りることも願っており、それに対して杉山が書籍の手配をしている点である。高屋村では西村の他に、法泉院¹⁴、岡本胤衛、黒坂山城¹⁵の三名がすでに同様の願を出したか、すでに何らかの教育活動を行っていたが、大江村出身の黒坂を帰村して開業させ、他の者もそれぞれがまちまちの教育を行うよりも、一カ所にまとめて盛んに教化を行う方がよいと戸長を促している。西村の願っている啓蒙社はまだその仕法が定まっていな段階であり、決まり次第県庁へ届けて許可をうけるようにとあるが、そのような初期段階においても、啓蒙教育の基本となる書物の貸渡の手配がなされていたと考えられる。これに対して、高屋村戸長吉川と副戸長高木の連名で黒坂の出身である大江村戸長に宛てているのが次の資料である。

【資料3】¹⁷

以剪紙得御意申候、秋冷相催候処、弥御勇健可被成御勤役珍重奉存候、然者当村ニ而啓蒙所御許容相成候、区々之教育ニ而茂、盛ニ教化可被相行、同村黒坂氏当村へ出業寺子師匠役被致候故、帰村之上其所江開

業可然与杉山新十郎様御書付ケヲ以被仰聞候間、乍御面倒此段黒坂氏へ御申達可被下奉願上候、先者右申上度如斯御座候、已上

高屋村 高木菊蔵

申八月式日

吉川喜七郎

大江村 谷実一様

高屋村で西村の啓蒙所が許可されたため、黒坂に帰村の上、大江村で開業するようにと杉山から達しがあったので、大江村戸長から黒坂に伝えてもらいたいとしている。ここからうかがえるのは、小田県内に啓蒙所を普及させていく中での県庁の姿勢である。基本的には村々からの有志の願を許可する形で採用していくものの、村の中に乱立させるのではなく、むしろ統制し一元的に「教化」する拠点を決め、資本を集中させていくことを優先し調整している。そう考えると、まだ開業が許可されたばかりの啓蒙所に啓蒙教化のための書籍が県からいち早く準備されるのも首肯されるのではないだろうか。

高屋村啓蒙所はこの後明治六年一月七日に生徒七二人で西村方に開設された。¹⁹この時には資本金八〇〇両を集めており、内訳は仕法金二〇〇両、寄付金六〇〇両であった。その後、二月十七日に周旋人二三名が選出され、三月九日には「当区内小学校」として県へ報告されている。²¹

三 高梁地域の啓蒙社

次にみていく高梁地域では、高梁啓蒙社の蔵書印の押された教科書群が二カ所に残されており、これらは啓蒙所に備え付けられるべき備品として、有志が調達したものと考えられる。以下、その伝来を整理し、蔵書印から調達に関わった人物やネットワークを考察していく。

一カ所目は、高梁市所蔵の有終館文庫・諸家文庫²²であり、ここには九部三六冊の啓蒙社蔵書印教科書がある。もう一カ所は同じ市内の高梁市立高梁小学校であり、校長室に二八部四〇冊が保管されている。²³両者は蔵書印

の種類、印影や押されている位置などが共通しており、ともに高梁啓蒙社で調達された教科書と考えられ、高梁小学の設立後、校地の移転とともに分かれたと推測される。²⁴本稿では目録が刊行されていない高梁市立高梁小学校所蔵の啓蒙社蔵書印教科書の目録を作成し、六〇頁に掲載した。

『高梁市史』（高梁市、一九七九）では近代の教育を述べる第十章第五節冒頭に「明治四年の廃藩置県によって藩校有終館が廃止され、その場所と建物を啓蒙社に引継ぎ、明治五年の学制頒布によって、それが更に新制の小学校に引継がれた」とし、高梁啓蒙社の印（次頁写真1上部印影参照）を掲載している。

『高梁市史追補版』（高梁市、二〇〇四）では、啓蒙社についてほとんど伝えられていないとしながら、明治二年（一八六九）生まれの奥忠彦²⁵の回想を次のように紹介している。「自分は満四歳で啓蒙所に入ったが、この啓蒙所の生徒はいずれも寺子屋式の机を持って来ていた。（中略）また六、七年頃にも、門を入ったその右手の、今の中之町寄り松並木に沿って、一二畳ばかりの長方形の建物があり、それを啓蒙社と呼んでいた」奥が入学したのは明治六年と考えられ、小学校に切り替えられていく時期であるが、啓蒙社はその後も残されていたことがうかがえる。高梁啓蒙社の蔵書印教科書は、刊行年の下限が明治六年四月であり、印が押された下限もそのあたりと考えられ、奥の回想で述べられている時期と重なる。

両市史には当時の「小田県新聞」²⁶として、高梁の有志が三〇〇〇円の積金を行ったことを紹介している。

方今文部省より天下一般の学制会則おせだされ、ついでには当御県庁においても、殊に厚く教育の御世話あらせられ、先般わざわざ御説諭の書御頒行に相成り、伏して反覆拝誦し、末段県庁着々教育に注意し、一日千秋の思いをなす云々の御章に至り覚え落涙潜々、ああ県庁如此のあつきたため、下は又頑冥故株を守り、自ら甘んじ候事有るべからざるの事なり。側聞すれば日ごろ備中高梁有志の面々早く県旨を奉戴し、衆に先立て三千円余の積金をなし、其の他書籍器械を寄付し、小

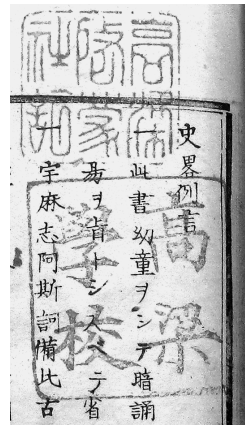


写真1「高梁啓蒙社印」「高梁学校」印
(高梁市立高梁小学校所蔵)

学建設の基礎相創め候

(傍線は筆者)

明治五年十月十五日に小田
県が頒布した「学校設立につ
き告諭」には終わり部分に
「一日千秋ノ思ヒヲナシ」と

あり、ここでの説論の書とはこれを指すと考えられ、有志たちはこれを受けて、積金を行うとともに書籍等を寄付し、小学建設の基礎を創ったことがわかる。

ここで高梁市と高梁市立高梁小学校に保存されている高梁啓蒙社蔵書印教科書に改めて目を転じたい。合わせて三七部七六冊あるが、その内の約半数が「高梁啓蒙社印」「高梁学校」の二つの朱印が押されている。(写真1)。このパターンは明治三年から五年に刊行されたものに押されており、新規に購入されたものが高梁啓蒙社に寄付され、高梁小学に引継がれたと考えられる。

この二つの蔵書印に加え、墨書で「中村源蔵寄付」とあるものが四冊ある(六〇頁表No.14、26、諸家129²⁸)。中村源蔵(一八三二〜一八九五)は、高梁市南町の豪商で、藩の御用達を務めた人物であるが、廃藩後には区長(町長)と小田県会副議長を兼ね、麦稗真田などの殖産興業にも尽力した。寄付者の中でも有力な人物であったと考えられる。

高梁市立高梁小学校に保存されていた『英氏経済論』(小林篤次郎訳、明治四年新刻)には写真1の蔵書印に加え、明治四年七月に閉じられる間際の藩校有終館の蔵書印が押されていた。一冊だけではあるが、藩校の蔵書が啓蒙社を経由して小学校に引き継がれた事例があったことが確認できる。(表No.24)

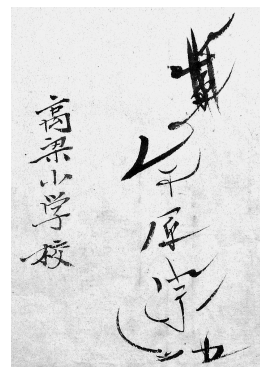
さらに興味深いのは、写真2のパターンである。二部一九冊、全体の約三割にあたる教科書に「松山成章館蔵書之印」「柴原泰次郎蔵書」「啓蒙社蔵書」「高梁学校」の印が押されていた。松山成章館は山田方谷が嘉永五

年(一八五二)に建白し、備

中松山藩領であった総社の八
田部村に安政元年(一八五四)
に開かれた郷校である。藩士
子弟三五、庶民子弟三〇の生
徒数で明治四年の廃藩まで経
営された。蔵書印が押されて
いたのは『日本外史』(文政

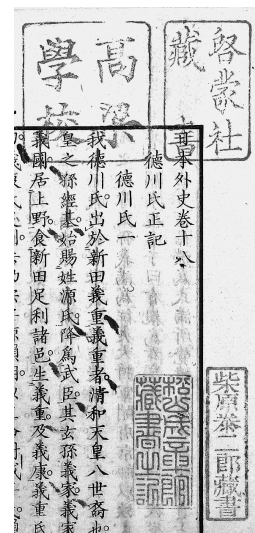
十二年、有国48)、『国史略』
(安政四年再刻、有国46)で
あるが、蔵書印の位置から推
測するにこの成章館で使用さ
れていたものを「柴原泰二郎」が入手、啓蒙所に寄付し、高梁小学に引継

がれたと考えられる。「柴原泰二郎」は右頁に記名があることにより柴原宗助(一八四七〜一九〇九)と考えられ、明治十二年に上房郡から岡山県会議員に選出され、自由民権運動に参画、同時に高梁キリスト教会の設立の中心となった人物である。³¹ 後年は井原町長になったことで著名であるが、青年期である明治初年は家業の酒造業のほか柴原文開堂を開店し、書籍・小間物・薬の販売、書籍の印刷も行っていた。『小田県新聞』第一号(明治六年二月)³²には、奥付売弘所に名前があるとともに、当時筆算急務の時勢において石板が高価で買えないため、安価な木板・紙板を柴原らが発明、柴原文開堂で販売していることも報告されている。明治七年八月に刊行されている教科書『小学綴字書』³³にも「文部省蔵版書籍翻刻所、皇漢欧米書肆備中高梁本町柴原宗助蔵版」とあり、高梁地域において、小田県の文教政策を出版面から支えていた人物であったといえる。幼名は恭二とされているが、蔵書印の「泰二郎」の「泰」と「恭」のくずし字は酷似することがあり、「泰二郎」が幼名の可能性がある。出身は後月郡井原村で柳本甚右衛門の次男として生まれ、興讓館で阪谷朗廬に学び、啓蒙社の提唱者の



(右頁抜粋)

写真2『日本外史』見開き
(高梁市所蔵有終館文庫)



(左頁抜粋)

表 高梁市立高梁小学校所蔵の啓蒙社蔵書印教科書目録

No.	書 名	冊数	蔵 書 印	年 代	表紙記号
1	坤輿図識 二、四	2	7、18、脅田樹山図書	弘化4年11月	一
2	坤輿図識補 一、四	2	7、18、脅田樹山図書	弘化3年11月	一
3	天変地異	1	18	明治元年	
4	首書絵入 世界都路 亜細亜州 二、三	2	7、18	明治5年	雲
5	官版史略 皇国支那、西洋下	4	7、18、裏表紙裏面墨書「高はし校」	明治5年	ロ
6	西洋事情 二編 巻二	1	7、18、裏表紙墨書「高梁学校」		イ
7	泰西勸善訓蒙 一、巻之下	2	7、18奥書墨書「高梁学校」裏表紙墨書「高梁校」		宮
8	習字必用	1	7、18	明治5年	義
9	格物入門第二編 気学之部 上	1	7、18	不明	一
10	府県名 全	1	18		三
11	小学算術書 巻二、三	2	7、18	明治6年4月	算
12	西国立志編 第二冊	1	7、18	明治4年9月	立
13	筆算訓蒙 巻二、一二	2	7、18		千
14	策論 全	1	7、18、裏表紙裏面墨書「寄附中村源蔵」		村
15	訓蒙各国史略 全	1	18、27、裏表紙裏面墨書「益明学校蔵書」	明治5年	共
16	訓蒙窮理問答 第六冊	1	7、18	明治5年	全
17	窮理捷徑十二月帖 下	1	7、18		習
18	博物新編補遺 巻之下	1	7、18、裏表紙墨書「高梁学校」		麟
19	小学読本	1	7、18	明治6年3月	小
20	西洋事情 外篇 巻之一	1	7、18	明治5年再刻	鳴
21	西洋事情 巻之二、三	2	7、12、19		初
22	西洋事情 二編 巻之一	1	7、18	明治3年	福
23	真政大意 巻下	1	7、18	明治3年	黒
24	英氏経済論一編二編三編	1	1、7、18、裏表紙裏面墨書「高梁校」裏表紙墨書「地印」「高梁学校」	明治4年新刻	地
25	官版泰西農学 二篇 上	1	7、18		7
26	英国賦税要覧 一	1	7、18、裏表紙裏面墨書「寄附中村源蔵」	明治4年	蔵
27	太田氏会話篇 巻二	1	7、18、裏表紙墨書「高梁学校」		全
28	訓蒙窮理問答、二、三	3	7、18		三

注：2022年6月16日・11月14日調査により作成。高梁市立高梁小学校校長室書棚には昭和2年（1927）までの教科書183冊が保管されている。その中から啓蒙社蔵書印のあるもので目録を作成した。蔵書印番号は刊行されている児玉亨・長澤孝行三編『高梁市立中央図書館所蔵古書分類目録』（高梁教育委員会、二〇〇九）を踏襲し、1有終館、7高梁学校、12柴原泰二郎蔵書、18高梁啓蒙社、19啓蒙社蔵書、とし、同目録にないものだけ文字で記載した。

窪田次郎と時期は異なるものの同門であった。こういった人物が備中松山藩郷校の旧蔵書を手し、啓蒙社に寄付する仲立ちとなっていたことはこれまで知らなかった点であろう。

柴原は個人で所蔵していた『西洋事情』（慶応二年、表No.21）を啓蒙社に寄付したり、古書として購入した『四書章句集注』（有経60）を啓蒙社を経由せずに高梁小学に寄付したりと、小学校への教科書寄付において多方面から参画していた。

おわりに

備中地域の啓蒙社の活動は、地域差はあるが、小田県成立から一年にも満たない期間で、啓蒙所が小学へ切替えられていくこともあり、資料が少なく断片的である。

本稿では、一において福山藩で窪田次郎が構想した啓蒙社・啓蒙所の概要を紹介し、啓蒙所には教科書を用意できない子どものために藩校から予備の教科書が下されるように規則で定めていた点を確認した。

二では小田県での啓蒙社活動の初期にあたる井原地域の資料において、県が村からの開業を許可するとともに、間を置くことなく、啓蒙教化のための書籍（教科書）を貸している資料を取り上げた。そこでは、県が地域での有志の開業を許可しつつも、乱立することは避け、一元的で盛んな啓蒙教化を戸長に促し、戸長・副戸長が他村と調整している様子が

確認できた。新しく笠岡で始まった小田県庁においては、旧藩における藩校のような公的な教育機関はまだなかったが、福山藩から引き続き学校掛を担当した杉山新十郎³⁶⁾が啓蒙書を調達し、開業予定の啓蒙師匠に率先して貸渡している。小田県では明治五年十月十五日に「学校設立につき告諭」が出され、全県的に小学校設立に向けて動いていくが、これらの資料はそれよりも以前の七月～八月のものであり、小田県の啓蒙教育と地域を考察する上で貴重な資料といえる。県が地域の有志を汲み上げつつ、統制しながら主導した啓蒙教育は「学校につき告諭」で全県的なものとなり、それに即応するように地域では戸長らを中心に啓蒙所設立に向けて準備を進めていった。

三では、高梁地域に伝存する高梁啓蒙社の蔵書印を有する教科書を手がかりに、その調達に関わった人々の具体像を分析した。高梁は前述の「学校につき告諭」をうけて、有志により、多額の積金を行い、書籍などの寄付が集まった地域であるが、その中でも教科書の調達に活躍した二人の人物に注目した。新規調達、個人蔵書の寄付、備中松山藩校有終館・郷校成章館の蔵書寄付があったことがわかったが、それに関わった人物が小田県新聞の発行・伝播に活躍するなど、小田県の文教政策と出版の関係については再度考察する必要性があろう。

今回の企画展では小学校に伝存する資料の調査をきっかけに、それを思想的に遡る形でその歴史的な位置づけが必要であると考えた。それを整理したのが本稿である。限られた資料の中からではあるが、草創期の理念を再現しようと取り組んだ人々の営為に少しでも触れることができていれば幸いである。

〈注〉

(1) 有元正雄・頼祺一・甲斐英雄・青野春水『明治期地方啓蒙思想家の研究』溪水社、一九八一

(2) 『井原市史Ⅱ 近現代通史編』第一章第四節二、高木浩朗執筆（井原市、二

〇〇五

(3) 前掲注1所収。

(4) 前掲注1

(5) 「啓蒙社大意・啓蒙所大意並規則」明治四年一月（前掲注1所収）

(6) 「啓蒙社周旋方」（明治四年一月、前掲注1所収）によると五四名。

(7) 啓蒙所が藩の保護をうけなかったという意味では官学的色彩は薄いとしつつも、藩の統制を多分にうけたとして専制的な公教育の原型と評価したものに久木幸男・山田大平「郷学福山啓蒙所の一考察」（『横浜国立大学紀要』二九、一九八九）がある。

(8) 岡山藩では明治二年（一八六九）正月より岡山藩議院が始動し、その下部組織である邑久郡議事院において、藩より先導する形で同七月から議院が始められるが、村々から集まった議者によって、地域の担い手となる人材登用を主眼とする「興文館・棄児院」の設立の可否、方法などが議論され、結果的に資金を出す有志を募る形で郷学文武館を設立した。（拙稿「岡山藩議院開設前における邑久郡議事院について（その二）——「郷学文武館」の設立過程を中心に——」『岡山県立記録資料館紀要』第一七号、二〇二二）資金を「民」から広く集めるための「規則」を議会にかけて「公」のものにしていくといった点において通底する部分がある。

(9) 詳細は『福山市史』下巻、福山市史編纂会、一九七八

(10) 『岡山県記録資料叢書四 岡山県史料四（小田県史・上）』二〇〇九

(11) はじめは浄心寺を仮庁舎としたが、同年十月二十七日に新県庁が竣工。

(12) 岡山県立記録資料館所蔵後月郡高屋村高木家資料B8-3655（以下、高木家資料と略す）、『井原市史Ⅴ 近現代史料編』（井原市、二〇〇三）所収。

(13) 「啓蒙之義付山成引取方書類控」（明治五年七月廿八日、八月二日、高木家資料B8-5337）

(14) 「学校設立につき告諭」（明治五年十月十五日、『井原市史Ⅴ 近現代史料編』所収）。杉山は福山藩で学校掛を務め、啓蒙社・啓蒙所の担当者として窪田の構想を実務的に進めた人物である。（前掲注1、一七七頁）

(15) 『井原市史Ⅱ 近現代通史編』一五〇頁によると、明治六年七月十二日に高屋村に設立された有源小学は法泉院に置かれている。

(16) 同右、一四七頁によると文久元年（一八六一）から明治五年まで高屋村で寺子屋を経営していた。職業は神職で生徒数は男子七〇、女子三〇とある。

(17) 前掲注13に同じ。

(18) 西村武平治について詳細は不明であるが、明治六年三月十日付で小田県権令矢野光儀宛に師範学校入校願を出している。そこには「第八大区小一区後月郡高屋村啓蒙教師」とある。(高木家資料B8-3659) 資料1の内容とともに、啓蒙意識の強い人物であったことがうかがえる。

(19) 「啓蒙所積金書上帳」(明治六年三月九日、高木家資料B8-636、『井原市史V 近現代史料編』所収。)

(20) 「啓蒙所周旋方人撰御伺」(明治六年二月十七日、高木家資料B8-4596、『井原市史V 近現代史料編』所収。)

(21) 前掲注19

(22) 児玉亨が目録を作成している。(児玉亨・長澤孝行三編『高梁市立中央図書館所蔵古書分類目録』高梁教育委員会、二〇〇九)

(23) 校長室書棚には昭和二年までの教科書一八三冊が保管されている。

(24) 高梁小学校の校地の変遷について概略すると、明治四年(一八七二)七月に藩校有終館(現高梁市中之町)の閉鎖後、同地に高梁啓蒙社ができ、六年三月より高梁小学を設立、十七年尋常高梁小学校・高梁高等小学と改称。明治三十五年男女尋常高等小学校に分離、三十七年柿木町に新校舎が竣工、男子尋常小学校がこれに移り、中之町は女子校となるが、大正三年(一九一四)男女尋常高等小学校が合併すると、中之町校地の有終館蔵書は跡地に置かれた幼稚園に保存された。高梁小学校はその後昭和四十七年(一九七二)落合町近隣の現校地に移転した。幼稚園で保存された蔵書は昭和二十六年に山田方谷子孫や旧門弟が寄贈した諸家文庫を加え、二十八年に高梁町立図書館に移った。現在は高梁市歴史美術館に所蔵されている。『高梁市史追補版』『高梁市立中央図書館所蔵古書分類目録』

(25) 佐藤享『高梁歴史人物事典』増補版、二〇一一

(26) 現在筆者が確認している『小田県新聞』は木版第一号〜第六号(明治六年二月〜九月、岡山県立記録資料館所蔵二〇一八年度収集諸資料A101-73〜79)、活版の第一号(明治六年十一月一日至六日、北根豊・鈴木雄雅監修『日本初期新聞全集補巻二』(ぺりかん社、一九九七)所収、『岡山県史第三十巻教育・文化・宗教』(岡山県、一九八八)で翻刻)、活版の第一、二、四、六、七、八、九、十、十二、十三号(明治七年一月自六日至十一日〜四月自十一日至十五日、岡山県立図書館郷土カウンター保管複製資料)であるが、当該資料を見つけない

とはできなかった。『岡山県史第十巻近代一』(岡山県、一九八五)『笠岡市史』(笠岡市、一九九六)では明治六年一月に活版が創刊、『矢掛町史本編』(矢掛町、一九八二)には明治六年三月創刊とされているがどれも原資料を掲載していない。

(27) 前掲注14

(28) 高梁市所蔵分は『高梁市立中央図書館所蔵古書分類目録』に掲載の請求番号を記載。以下同。

(29) 『高梁市の歴史人物誌』高梁市教育委員会、二〇一三。

(30) 有終館蔵書印については横山定「高梁市所蔵『備中松山藩有終館蔵書』について」(『山田方谷ゼミナルvol.5』吉備人出版、二〇一七)を参考。

(31) 八木橋康広『備中高梁におけるキリスト教会の成立』ミネルヴァ書房、二〇一六

(32) 岡山県立記録資料館所蔵二〇一八年度収集諸資料A101-73

(33) 岡山県立記録資料館所蔵阿賀郡足見村赤木家資料

(34) 幼名については管見では田中誠一『備作人名大辞典』乾巻(備作人名大辞典刊行会、一九三九、一九七四年に臨川書店より復刻)が最も古く、その後『高梁市史』(一九七九)、南智「柴原宗助と女子教育」(井原・後月教育センター『地域の教育遺産を掘る―井原・後月教育に貫かれた史心―』山陽新聞社、一九九六)、柴原毅(宗助のご子孫「柴原宗助小伝」(私家版、二〇〇三)、筆者は八木橋康広氏蔵版を閲覧確認)で「恭二」と記載されている。「小伝」に掲載されている系図には「泰二郎」という近親者は見られなかった。柴原自身の自伝や幼名に関する同時代的な記録はまだ発見できておらず、今後の課題である。

(35) 窪田と阪谷朗廬の師弟関係や思想的交流は天野彰「地方知識人窪田次郎の活動と地域の社会・文化についての一考察」(『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、二〇〇六、所収)を参考。拙稿「明治初期小田県の学習結社―興讓館と一新社の記録から―」(『岡山県立記録資料館紀要』第一号、二〇一六)でも触れたことがある。

(36) 前掲注14。

※調査にご協力くださった高梁市教育委員会の皆さまと高梁市立高梁小学校の皆さま、八木橋康広氏に末筆ながら改めてお礼申し上げます。

(こんどう めぐみ 岡山県立記録資料館)

【随想】

知られざる社会運動家九津見房子の真実

―ソ連のスパイではなかったことなど―

斎藤恵子

九津見房子は私にとって謎の人だった。岡山市出身で日本初の女性社会主義団体赤瀾会の創設者の一人として、また治安維持法初の女性被検挙者でゾルゲ事件に連座した人とは知ってはいたが、文を残しておらずこれという史料も見当たらないので、人物像は全く分からなかった。それなのに令和二年（二〇二〇）に評伝『九津見房子、声だけを残し』（みすず書房）を上梓できたのは、偶然真庭市の墓を見、牧瀬菊枝による聞き『九津見房子の暦』（以下『暦』と記す）や長女大竹一燈子の『母と私』を読み、また神戸大学附属図書館で当時の新聞資料を閲覧できたからである。

墓は真庭市を訪れたとき、勝山郷土資料館で購入した『勝山が生んだ人物略伝』（勝山町教育委員会）の九津見房子の章で安養寺に墓があると知り、近くなので参ったのだった。私は不遇のうちに亡くなったと聞いていたので、山の上の藩主の墓所の隣にある一人墓の立派さに驚いた。「九津見房子之墓」の字は山代巴の書と裏にあり、にわかには九津見房子に現実感をもった。格式高い家柄に生まれ、東京へ行き社会運動を為し、最後は郷里で眠ったのだと判った。波乱の生涯だったことは容易に想像できた。墓は記録資料として多くのことを物語る。

調べて初めて判ったことがいくつもあった。房子は福田英子に憧れ岡山県立岡山高等女学校在学中に東京に出奔する。英子への紹介状を書いたのは同じ高等女学校の霜山楳乃だった。なぜ同級生の紹介状が力をもつのか、これまで英子と楳乃は同じ岡山にいたからと書かれていたが、房子も岡山在住である。楳乃と英子は何かほかの関係があるのではないかと考えた。

調べていくと楳乃は『夜と霧』の訳者霜山徳爾の叔母であることが判った。徳爾の父、霜山精一は楳乃の兄であった。『人事興信録第八版』で確認できた。楳乃や精一の父は早くに亡くなり、伯父の西穀一（旧姓霜山、再興した閑谷巒の初代巒長）により育てられた。穀一の弟で精一や楳乃の父が福田英子に漢学を教えていた。その繋がりを発見できうれしく思った。

房子は英子の家で「世界婦人」の発行の手伝いをしたが、父親の死を契機に帰郷する。英子は社会主義を忘れないようにと、永の別れのようなことばを掛けた。それを岡山と東京は遠いからと、これまでの文献では理由づけていたが、すでに東京岡山間は鉄道があり、その見方に疑問を抱いた。帰郷は英子に石川三四郎との仲を疑われ追われたと『崎人―大正期の求道者たち』（鳥谷部陽之助）にあり、私も同感した。房子は英子に再び会うことはなかった。また房子は口にしなかったが、石川の自流自儘の生き方に影響を受けたと思う。

そのように考えるのは房子が戦後石川の葬儀にもしのぶ会にも出席し、近藤真柄の『わたしの回想（上）』『石川三四郎さんの思い出』に房子の参列の様子が記されているからである。だが『近代日本思想体系16石川三四郎集』（筑摩書房）所収の参考文献「石川三四郎をしのぶ会の記録」に房子の名はない。参加者名簿から抹消されていた。夫の三田村四郎が戦後反共思想とされ避けられたからだろう。夫の思想ゆえに妻の名を「会の記録」から外すのは、どう考えてもおかしい。記録に偏りがあるということを考えて、史料に当たらなければならないと思った。

赤瀾会の名づけ親は房子である。「(名前の) 提案者は九津見房子さんでした」と真柄は『わたしの回想』で記し、房子が会の届け出人になった。

「これが日本で女が初めて参加したメーデーです」「山川菊栄さんには、あとから話をもっていたのです」(『暦』)と房子は語ったが、あとから顧問格として加わった著名な山川菊栄と伊藤野枝を中心として会が結成されたという論を散見する。史料を読み込まず歴史事実を変えてはならない。

藤田農場争議(岡山市)では、大正十二年(一九二三)一月大阪から岡山へ日本労働総同盟のメンバーとして応援に赴いた。そして争議の現地婦人リーダーの一人、重井しげ子(のちの倉敷の重井病院初代院長の母)は大阪の藤田邸での陳情の際、房子に会った。「りっぱな方だという記憶ははっきりございます」(『暦』)としげ子は話す。二人の邂逅が判りうれしく思った。

大正十五年(一九二六)労働組合法、労働争議調整法、暴威取締法の三法案制定に反対するデモが大阪でも行われた。当時の様子を「大阪毎日新聞」の記事で読むことができ、房子の名もあった。「余りですわ、私が何を致しました検束の理由を説明してください」と叫んだとある。リアルな状況も書かれていた。この他にも多く新聞資料を読み、役立てることができ幸いだった。

房子は産児制限運動にも尽力した。大正十四年(一九二五)三月十八日付「神戸又新日報」に総同盟全国大会「産児制限に関する件で」「久津見久子女史が」「婦人団体に委せて置き度い」と述べたとある。同年五月『産児調節評論』に九津見房子の名で「婦人解放問題の上から(略)積極的意義をもつて扱はれるべき」と書いている。山本宣治とともに関西で運動を主導したが、房子の名は忘れられている。

房子は日本労働組合評議会の大阪評議会婦人部長を務め、労働組合の中に婦人部設置を要求した。婦人の低賃金を訴え「のちにはこれが男女の同一労働同一賃金の要求になってくるのです」(『暦』)と述べたが、大正期のこの画期的な要求は忘れられたようだ。今では戦後になって初めて俎上

に上ったかのように書かれてあるのを散見する。

昭和三年(一九二八)三月共産党一斉検挙により、秘密裏に活動中の北海道で四月女性で初の治安維持法違反として検挙される。房子は黨員ではなかった。昭和四年(一九二九)大阪朝日新聞一二月二七日付で「党加入の手続き如何に拘らぬと三・一五事件被告の上告棄却」と、党に未加入の理由で房子らは上告をしたが、棄却される。これまでの文献では入党したとあったが、入党していなかったことが判明した。女性は黨員になれなかったのではと、思想にかかわらず男尊女卑があったと推察される。

その後ゾルゲ事件に連座し敗戦まで獄中に囚われ、これまでソ連のスパイとされてきた。山代巴とは獄中で知り合い、瀕死の危機の中、巴を励ましたりとも生き延びる。房子死後、納骨の儀にまで参列した巴さえ「九津見房子さんのこと」(『母と私』所収)に「ソ連邦のスパイをすることだ」とスパイだと思っていた。だが、『暦』を丁寧に読み込むと房子はソ連の諜報活動にわが身が加わっていたことを知らなかった。「コミンテルンの命令を至上命令と思ってやってきましたが、今日になって思えば、ソ連の国家的エゴイズムがあるとも思えます」と、後になってソ連という国家に踊らされたと認識したのだった。戦後はそれゆえ沈黙を続け、盟友近藤真柄にも何も語らないまま亡くなった。「スパイであるという汚名をきせられ、スパイといわれることは覚悟していましたが」(『暦』)と房子は語っていたが、スパイでなかったと初めて評伝に書くことができ、私は幸いに思う。岡山に果敢に生き闘った女性がいたことを忘れてはならない。

思い込みで、あったことをなかったことにし捏造してはならないと、資料を読み新たな知見を得た喜びとともに戒めたものである。社会運動家九津見房子の懸命に歩んだ嘘偽りのない真実の軌跡を多くの人に知ってほしいと、私は願っている。



(さいとう けいこ 詩人・評伝作家・エッセイスト)

【資料紹介】

江川三郎八と県庁技師が設計した建築の記録について

山崎 真由美



図1 右側の建造物が赤磐郡役所庁舎（絵葉書 個人蔵）

昨年、岡山市東区瀬戸町で、曳き家で移築された、現存する旧赤磐郡役所庁舎が発見された。江川三郎八研究会（以下、研究会と称す）のSNSサイトに載せた図1の絵葉書に写っている建物と似ていることに気が付いた方から、事務局へ連絡があったのだ。これほど大きな木造建築が町に隠れていたことに、研究会一同驚いたのである。

建築技師であった江川三郎八は、元上司からの誘いを受けて、明治三十五年（一九〇二）福島県庁から岡山県庁へと転任した。生涯設計した建造物は、百棟とも二百棟とも言われているが推定に過ぎず、おそらく本人も把握していなかった。

たのではないだろうか。もっとも、彼一人で設計した訳ではない。その多くは、県庁土木課建築宮繕がチームで取り組んだ仕事と考えられており、明治四十二年（一九〇九）に落成したこの庁舎もその一つであろう。それらの建築を含め、構造や意匠に江川独特の様式を持つ建築を総称して、



図2 江川三郎八（個人蔵）

「江川式建築」と呼んでいる。

江川式建築についてわかる記録や資料としては、自伝『生ひ立ちの記』（一九二五）や工事の着工や落成を伝える新聞記事等があるが、時事的な内容に限られる。次の史料は、岡山県立記録資料館の『岡山のアーカイブズ4（記録資料館活動成果資料集）』（二〇一五）に掲載されている高崎勝

一 建築されなかった建物の記録

池田家岡山事務所の高崎勝可から、東京事務所の花房義質へ送られた書状で、年末詳だが明治終わり頃と推定される。岡山事務所の改築（新築）についての相談内容で、設計者が「岡山県工学士江川技師」と紹介している。

【史料1】 高崎勝可書状（A5-1042） 年末詳六月二十六日
「池田家事務所改築の計画について」

謹啓仕候、時下梅雨鬱然之候、益御安泰被為在奉恭賀候、陳ハ本年四

月御来岡之砌粗ホ申上候、当事務所追々大破損ニ付御改築之件、当春予算御相談会之節既ニ御決定、其後閑様モ御来岡親シク御覧、事情モ申上御承認相成居、只御間取図面等出来致不居申ニ付種々取調、岡山県工学士江川技師ニモ再三製図為致、漸く出来候付、過般図面ニ予算書相添伺出候処、(中略)約百坪トシ壹坪ニ付七拾円平均トシ凡七千円位ナレハ出来可致旨申上置候処、帰岡後夫是之御間取等取調候処、百拾坪位ニ致不申候テハ御不便ト存、随テ金額モ八千四百円迄昇り候事ニ相成候故ニ、之レヲ最初申上候七千円位ニ止メ候ヘハ、無止建築之模様変更、間取等手狭ニ致候外無之、斯クテハ折角御出来ニ夫程之効モ無之、(中略)御改築トスレハ僅カ千式千ノ金額ニテ他日ノ不為モ出来不申候、況シテ普通御寄附トハ違ヒ夫丈之御財産ハ永ク相残り候義ニ付、願クハ図面ノ如キ御改築ニ御取計相成候様仕度、(後略)

六月廿六日 高崎勝可

花房子爵閣下

池田家の岡山事務所は、現在の岡山市北区丸の内にある林原美術館、旧対面所跡にあった。【史料1】によれば、「岡山県工学士江川技師」とあるが、残念ながら工学士ではなく、経歴を盛ったのは高崎とみられる。七千円の予算を遥かにオーバーして八千四百円になり、「僅か千二千円の金額で、他日の為にならないことはできない」(傍線部)等と理由を並べ立てたが、この計画は流れた。さぞかし、高崎と江川は悔しがったことだろう。しかし、福島県庁から転任して一〇年、池田家の仕事を依頼される技師となったことは確かである。

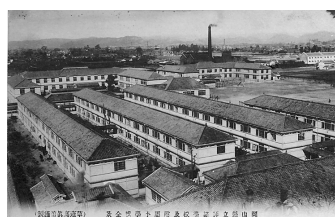
二 江川時代の県庁建築営繕

江川が率いた県庁建築営繕は、どのような組織だったのか。研究会の会長である難波好幸氏によれば、当時の建築営繕は、現在の設計事務所と同じであろうとのことである。置き換えてみると、建築家江川の下にベテラ

ンのチーフ建築士(技手)を置き、さらに下に図面や積算を行う建築士や見習い技師(工手)を配置し、複数の事業をチームで行っていたと考えられ、図3のようなになる。

次に、どのような仕事をしたのか、図4は数ある江川式建築の中から、江川が建築営繕で手がけた建築を抽出した写真である。すべて岡山市内にあり、明治三十八年(一九〇五)から四十四年まで、岡山警察署、岡山旭東尋常小学校、岡山県立師範学校及附属小学校、大日本武徳会岡山支部武徳殿である。これらの建築は、どの建築も意匠に強いこだわりがある。柱間が一間、総二階、左右対称、バツ

テンを多用する外観、頭頂部の五輪塔を模した飾り、軒先の納まり等、独特の様式を守っている。江川の洋風建築はルネサンス風とも呼ばれ、重厚で威厳に満ち、堅固で、尚且つ美しい建築にこだわりの抜いており、その頑固さは筋が通っている。明治四十年、江川は技手から工師へ念願の昇格を果たした。その



岡山県立師範学校及附属小学校(明治43年)



岡山警察署(明治38年)



大日本武徳会岡山支部演武会場(明治44年)



岡山旭東尋常小学校

図4 江川が設計した建築(絵葉書、個人蔵)

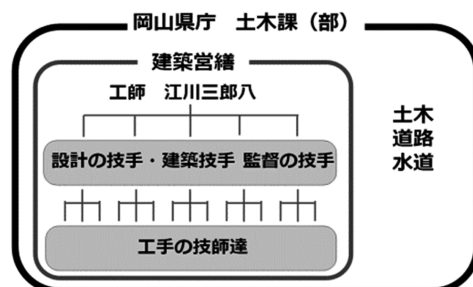
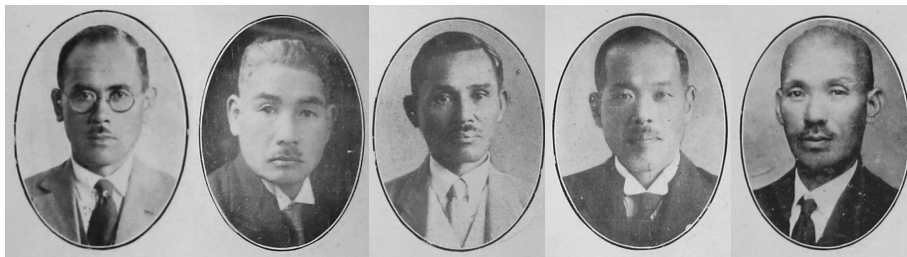
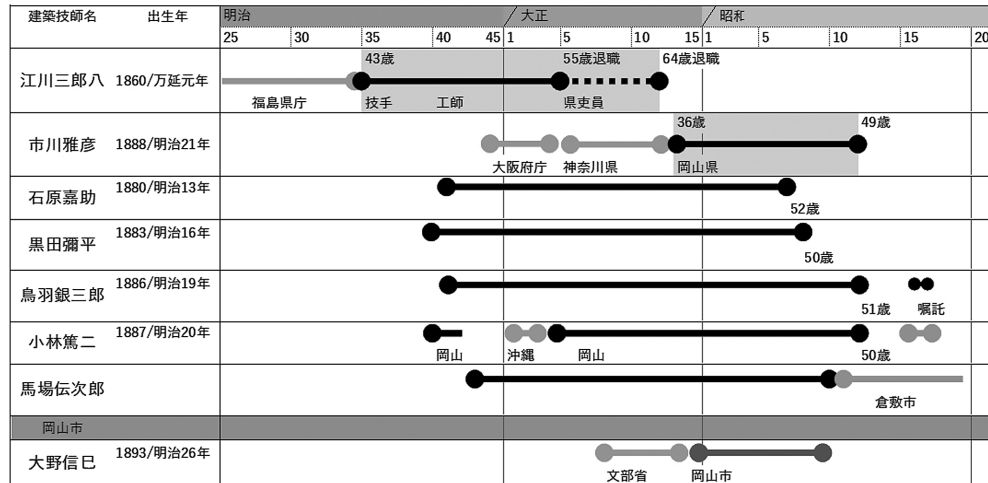


図3 土木課建築営繕組織図(推定)

表 1 江川と市川時代に関係する技師の変遷



石原 嘉助 黒田 彌平 小林 篤二 鳥羽銀三郎 馬場傳次郎

図 5 岡山県庁建築営繕の主な技師

頃、土木課建築営繕へ配属された職員は、息子と同年齢であった二十歳の小林篤二を始め、黒田彌平、次に、石原嘉助、鳥羽銀三郎、後に馬場伝次郎ら加わる（図5）。彼らは、建築設計や現場監督を専門とした技師である。

この五名は、表1のように、江川が退職した大正十二年（一九二三）以

降の建築営繕を支えていくことになるが、それに伴って、江川の下で学んだ江川式の構造や意匠が作風に残り、また、依頼者からの要望があれば、江川式建築をその後も設計している。

三 その後の県建築営繕と技師の活躍

江川が県庁を辞した後、県は募集をかけている。後任の技師は、静岡市出身の市川雅彦であった。

技師 市川 雅彦



図 6 市川雅彦

明治四十四年（一九一）名古屋高等工業学校建築科を卒業した市川雅彦は、大阪府庁建築課、神奈川県土木課に建築技師として務め、大正十三年（一九二四）三十六歳の時、岡山県庁土木課へ入庁、昭和十三年頃まで在籍している。

『岡山県土木建築名鑑』^④に掲載された自身の紹介文には、県庁東新庁舎及県立落合高等学校（現真庭市、県立真庭高校落合校地）について、「我岡山県の建造物中一異彩を放ち恰も氏の全人格を表象するに以て一偉観を呈す」とある。同学校校舎は、屋根に相輪付きの塔を乗せた一風変わった洋風の木造校舎であったようで、自身も変わった人であったようだ。

市川設計の建築として知られているのは、図7の赤磐市にある昭和二年（一九二七）落成の旧仁堀尋常小学校校舎（現赤磐市吉井郷土資料館）で現存し、登録有形文化財に登録されている。市川が得意としたスティックスタイル様式で、一階と二階の間の濃い壁はドイツ壁、その真ん中に六角形の飾りが付く。落成式には鳥羽技手が出席している。

また、図8の高梁市川上町の旧手荘役場庁舎は、落成を伝える山陽新報に「市川本県技手の設計を求めて」とあり、外部は仁堀と同様のドイツ壁、屋根にはトンガリ屋根を乗せている。

用水組合事務所は、沿革誌に「県庁営繕係員ニ設計ヲ委嘱シ」とあるが担当者は不明である。現存する建物で、内外の意匠は市川時代の作風が見えるが、皇太子行啓コースに含まれ、五か月の突貫工事であったため、凝った造りではない。ただし、国指定重要文化財の酒津樋門を構成する施設に含まれ、保全がなされている。尚、後に増築した裏手の文庫には棟札があり、市川技師と石原嘉助ら技師、計四名の氏名が書かれている。



図7 旧仁堀尋常小学校

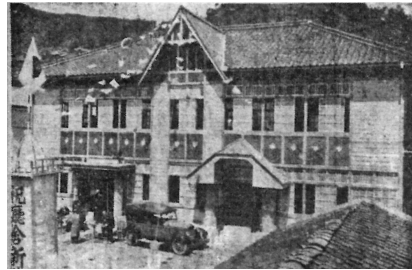


図8 旧手荘町役場



図9 高梁川東西用水組合事務所

このように、市川の時代となっても、建築営繕は県内各地で様々な公共建築を手掛ける。一方、昭和になると、表1の岡山市技師大野信巳のように、文部省から雇い入れるなど、独自の設計を行う市町村もあった。昭和九年（一九三四）、県の馬場技手が倉敷市へと移るが、それは後述する。

江川の時代から所属の五名の技師の中で、設計を担当したのは、小林、石原、馬場技手の三名である。設計も行ったようだが、黒田、鳥羽技手の主な仕事は現場監督であり、江川の時代には県病院を直営工事で完成させるなど、大規模工事を自前で工事することもあった。彼らの献身的な仕事ぶりが建築営繕を支えていたといえる。

技手 小林 篤二

倉敷市美観地区にある図10の倉敷館は、大正六年（一九一七）旧倉敷町役場庁舎で、設計者は技手の小林篤二である。設計料二十円の請求書兼受領証には小林篤二の名が書かれており、設計者の発見に至った。

倉敷川のほとりに建つ洋館は、角地の隅に上げ下げ窓の付いたすらっとした塔を置き、大きな窓には鍋蓋のような飾り乗せ、壁の角に付柱を置かず下見板張の突合せといった、小林の自由なセンスが光っている。基礎は、煉瓦と石を組み合わせた江川式の特徴を見ることが出来る。

図11の岡山市にあった第二岡山中学校校舎は現存しないが、同校の『創立十年史』には、設計者小林の名がある。ご家族の話によれば、長男は父篤二の命により第二岡山中学校に進学したとのことである。

笠岡市に現存する昭和二年（一九二七）旧中備素麺同業組合事務所は、巨大なトンガリ屋根を前面につけていたが、内外改造されて現在は見る影もない。

小林は、昭和十三年（一九三八）頃に県庁を退職、東京工業大学へ務めた後帰郷し、昭和二十一年（一九四六）岡山市内で亡くなっている。

技手 石原 嘉助

島根県出身の石原嘉助は、明治三十八年（一九〇五）神戸市立湊川工業補習学校建築科を卒業、同年土木課へ入り、同四十一年本雇いとなる。建替えのため解体されてしまったが、図12の岡山市南区北浦の児島地域

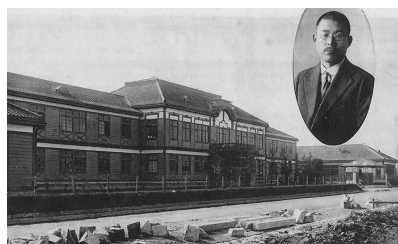


図11 第二岡山中学校



図10 倉敷館、旧倉敷町役場

センター旧庁舎は、昭和六年（一九三一）に建築された旧甲浦町役場で、小屋裏に張り付けた大きな棟札に、「工事設計者 石原嘉助」の墨書きがあった。山陽新報によれば、県の指示の元に、町側は視察に行った事が明らかになっている。カウンターに載った奇抜なエンタシスの化粧柱は、新しい庁舎に移して展示されている。

解体前、研究会で実測を行って図面を作成している。石原は平面構成が実にうまく、明るく良質な空間を造るための中庭の配置、人の動線、ゾーニングまで配慮が行き届き、熟練した技師であったのだろう。

技手 馬場 傳次郎

邑久町出身の馬場傳次郎が地元で設計した、**図13**の瀬戸内市邑久にある大正九年（一九二〇）旧長田医院は、外観に江川式建築の特徴があり、正面の竹飾り等に独自の意匠を見ることができ、建築の記録を書いた書類に名前が残っていた。

経緯は不明だが、県庁を辞し、昭和九年（一九三四）四月一日より倉敷市土木課の市技手となっている。その当時、倉敷市では、倉敷実業学校、倉敷高等小学校、倉敷青年学校の校舎新築工事という大きなプロジェクトを抱えていた。工事報告によれば、敷地一万百十九坪、延床面積二千三百七十二坪の巨大事業で、同年五月に整地着手、十二月建築工事着工、昭和十二年三月一期工事を完了したとある。

【史料2】『倉敷市報』第五〇号 昭和十二年五月二十日
学務

実業学校、高等小学校、青年学校開校記念式工事報告



図13 旧長田医院



図12 旧甲浦村役場

（前略）本工事ノ設計並ニ施工ニ当リ建築ニ就テハ馬場、西本両技手、整地及道路ニ就テハ高原、守屋、小橋ノ各技手、技手補、又水道ニ就テハ戸牧技手等ノ献身的努力ト請負人山室積治 藤本喜平両君ノ熱心ナル作業トニ寄りテ本工事ヲ完了シ得タルハ本職ノ誠ニ感謝ニ堪エザル所ナリ

以上倉敷実業学校、倉敷高等小学校並ニ倉敷青年学校新築第一期工事ノ概要ヲ報告ス

昭和十二年五月十三日

倉敷市土木水道課長 倉敷市技師 栗山巳紀雄

【史料2】にある「馬場と西本両技手」

とは、**図14**の倉敷市役所の技手であった馬場伝次郎と西本準一郎である。馬場の移籍後すぐに、整地を着工しており、この一大事業の為に、馬場が県庁から引き抜かれたとも考えられるが憶測でしかない。

倉敷実業高校校舎は、市立倉敷西中学校に現存し、現役の校舎であり、市指定重要文化財となっている。

結びにかえて

大正十三年（一九二四）、江川から市川へとバトンタッチした岡山県庁土木課（部）建築営繕。江川の時代は、江川式校舎を始めとして江川のおかげを貰き、市川の時代になると、江川色は次第に薄れているが、部下の設計には江川式建築の特徴が残り続けている。

建築営繕設計の建物が県下に広く建築されたことにより、各地の西洋化を推し進め、岡山の近代建築の一つの流れを造ったことは確かである。

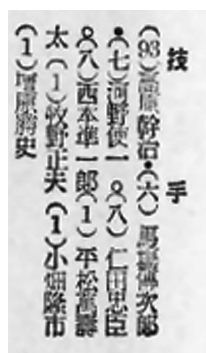


図14 倉敷市技手名

昭和二十年の岡山上空襲により、岡山市内にあった県会議事堂や県立師範学校等、江川の傑作の多くが失われた。また、公共建築を中心に県内に広がり、当時町中にあった江川式並びに建築営繕の建築物は珍しい訳ではなかったため、次第に建て替わられていった。戦後の設計は、民間の設計事務所へと移行し、役所の役割も変わっている。

三〇年前、難波好幸氏が県内に同じような校舎がある事に気が付き、独自研究の結果、県技師江川三郎八に辿り着いた。その後、現存する建築が評価されて文化財指定を受け、故郷福島県と岡山県に、国指定三件、県指定一件、登録有形文化財一三件がある^①。地方の建築技師としては得意な例であり、その研究は現在、地方技師と県庁建築営繕チームが、近代岡山県のまちづくりはどう寄与し、活躍したのかをまとめた地域史研究へと進展している。

本文は、令和四年十一月五日に開催したさろくる岡山ゼミナール、第三回「江川三郎八と県庁技師が設計した建築の記録について」の講座内容をまとめたものである。コロナ禍の中でもデジタルアーカイブが活用でき、約三年間史料ばかり見ていた気がする。今後も史料を活用しながら、新たな発見を伝えていきたい。

〈注〉

- (1) 『瀬戸町誌』瀬戸町、一九八五、四六〇頁。
- (2) 書状の後半に「輝政公御三百年も近寄」とあることから、池田輝政（一五六五―一六一三）死後三百年、大正二年（一九一三）以前の明治末頃と推定される。
- (3) 『山陽新報』昭和二年（一九二七）十月二十六日朝刊に、美作市江見にあった旧江見小学校の新校舎落成式の記事には、「馬場県技師設計に係る堅牢を主とした気持ちのいゝ洋式二棟からなり」とあり、写真は江川式の校舎で、「新築落成式を挙げた英田郡江見小学校舎」と説明がある。
- (4) 『岡山県土木建築名鑑』土木建築新聞社、一九三一。

(5) 『落合町史 通史』落合町、二〇〇四、九二二頁。挿絵「新築なった落合高等女学校」

(6) 『山陽新報』昭和二年（一九二七）十月二十一日付朝刊。「仁堀校落成式 盛大に挙行さる」来賓者の中に鳥羽技手とある。

(7) 「六庶務、2 竣功記念事業、(ト) 事務所建築」『組合沿革誌続編』高梁川東西用水組合、一九二九、二〇四頁。

(8) 旧倉敷町役場文書「大正五年度歳出 臨時部 第一款役場営繕費」。

山崎真由美「研究ノート 旧倉敷町役場の設計者小林篤二について」(『倉敷の歴史 第三〇号』倉敷市、二〇二〇、八四―九二頁)で紹介している。

(9) 山崎真由美「旧甲浦村役場と設計者石原嘉助について」『岡山びと 岡山シテイミュージウム紀要 一五号』岡山デジタルミュージアム、二〇二二、四三―五八頁。

(10) 『倉敷市報 第二三三号』倉敷市、一九三四、四月二十日、七頁。四月一日付、馬場傳次郎「倉敷市技手ニ任ス」の辞令が載っている。

(11) 登録有形文化財は棟数をを用いるが、木山神社、金光地域等、複数登録され受けている物件があるため、件数で表記した。

〈図出典等〉

- 図 5・6 注(4)に同じ
- 図 7 『山陽新報』昭和二年（一九二七）一〇月二一日朝刊
- 図 8 『山陽新報』昭和四年（一九二九）五月二二日朝刊
- 図 9 『組合沿革誌続編』高梁川東西用水組合、一九二九、口絵
- 図 10 山崎真由美が二〇二一年に撮影
- 図 11 『会誌 第一号』岡山県第二岡山中学校二友会、一九二四、口絵
- 図 12 山崎真由美が二〇二一年に撮影
- 図 13 難波好幸が二〇一六年に撮影
- 図 14 『山陽年鑑』山陽新報社、一九三五

(やまさき まゆみ 江川三郎八研究会)

【資料紹介】

岡山県における国際交流事業のはじまり

― 県費留学生と海外技術研修員の受入れ事業 ―

片岡 進

はじめに

岡山県では、国際交流事業を県政における重点事業の一つとして、県民生活部に国際課を置き、多文化共生事業及び国際貢献事業等と共に積極的に実施している。

この国際交流事業が岡山県で始まったのは、三木行治知事が昭和三十三年（一九五八）五・六月に北南米出張をしたとき、ブラジルの岡山県出身移住者子弟の熱い留学希望に接して、翌昭和三十四年度（一九五九）に全国に先駆けて実施した県費留学生の受入れ事業からである。^①

その後、長野士郎知事が昭和五十三年（一九七八）六・七月にブラジル及びアルゼンチン等へ出張をしたとき、ブラジルの在伯岡山県人会及びアルゼンチンの在亜岡山県人会から強い要望を受けて、翌昭和五十四年度（一九七九）に岡山県でも開始した海外技術研修員の受入れ事業が、これに続くものである。^②

本稿では、現在では広範囲に多数実施している国際交流事業が、草創期はどのような状況であったのかを、先鞭をつけた県費留学生受入れ事業と海外技術研修員受入れ事業（以下「二つの受入れ事業」という。）に焦点を当てて、当館所蔵公文書等からその仕組、内容、経緯、背景等について記述する。

なお、以下で引用する公文書の原本に誤字、脱字、誤植がある場合は、

筆者が補って紹介することとする。

一 端緒

平成二十七年（二〇一五）に発行した『岡山県立記録資料館紀要』第十号には、当館元職員の曾田章楷氏が「岡山県における『国際化』について」と題する研究ノートで、国際交流について次のとおり記述している。

県の計画で、行政用語として「国際交流」という言葉が初めて登場するのは昭和五十六年（一九八一）四月一日にスタートした岡山県新総合福祉計画（五カ年計画）です。

（略）

そして、昭和五十九年（一九八四）に県の組織としての「県民生活課」の中に「国際交流班」が生まれ、同年七月四日には各種団体からなる「岡山国際交流プラザ」が岡山商工会議所ビル内に立ち上がります。

県費留学生受入れ事業が始まったのは昭和三十四年度であるが、前記のとおり当時は国際交流という認識はなく、ブラジルに農業移住をした岡山県出身者の支援というものであった。

そのため、岡山県で当時この事業を所掌したのは、海外農業移住を担当していた農林部であった。その後、この事業は変遷を経て県民生活部県民課海外係へ引き継がれ、同課海外係は海外技術研修員受入れ事業も所掌した。それから昭和五十六年度の機構改革により、同課海外係は地域振興部県民生活課海外係へ移行した。そして同課海外係は、前記のとおり昭和五十九年度に同課国際交流班へ格上げされ、二つの受入れ事業は名実ともに国際交流事業として実施されることとなった。

当館所蔵公文書のうち、

二つの受入れ事業に関する直接の公文書で最も古いものは、昭和五十九・六十年度的もので、県費留学生受入れ事業では「県費留学生受入れ」、海外技術研修員受入れ事業では「海外技術研修員（受入前）」⁴、そして外務省の海外技術協力推進団体補助金関係では「海外技術協力推進団体補助金（外務省）」がある。

そこで主にこれらの公文書に基づき、以下記述していく。

二 県費留学生受入れ事業

【資料1】「県費留学生受入」五十九・六十年

所属年度	昭和 60 年度
保存年限	5 年
分類記号	・ ・ ・
題名	県費留学生
備考	
課名	県民生活

所属年度	昭和 60 年度
保存年限	5 年
分類記号	・ ・ ・
題名	海外技術協力 推進団体補助金 (外務省)
備考	
課名	県民生活

公文書「県費留学生受入」（昭和59・60年度）及び「海外技術協力推進団体補助金（外務省）」（昭和60・61年度）表紙

本資料中には「一九八五年度県費留学生受入要項」（以下「受入要項」という。）がある。その内容は次のとおりである。

- 一 受入人員 ブラジル国二名、アルゼンチン国一名
- 二 留学生資格年令 三十才未満（既婚、未婚は問わないが来日の際には単身のこと。）
- 三 学歴 原則として大学卒業者
- 四 留學大学 岡山大学、岡山県立農業大学校
- 五 留學範圍 岡山県内
- 六 国籍 岡山県出身者の子弟を対象としており、国籍は問わない。
- 七 月額生活費（予定） 八八、二五〇円
- 八 支給旅費 原則として往復旅費を支給する。
- 九 その他支給額（予定） 国内旅費・五一、四〇〇円（往復）、支度金・二五、〇〇〇円、書籍費・八二、〇〇〇円、学費・原則として実費を支給する。国内研修旅費・三七、〇〇〇円
- 十 日本における身元引受人 特に必要としない。
- 十一 必要書類等

（略）

これには目的が書かれていないが、岡山県知事が外務大臣へ報告した「昭和六十年海外技術協力推進団体補助事業（地方公共団体補助金）実績報告書」には、「事業の目的」として「ブラジル・アルゼンチン国から留学生を受け入れ、日本の進んだ知識を習得させ、ブラジル・アルゼンチン両国の社会・経済の発展に寄与するとともに、県民との交流を通じ、友好関係の増進を図った。」とある。

県費留学生の受入れは、当初ブラジルからだけであったが、後にアルゼンチンからも認めることとなり、昭和五十七年度（一九八二）にアルゼン

チンから最初の留学生を受け入れた。

この発端については前記のとおりブラジル及びアルゼンチン等へ出張をした長野士郎知事が、アルゼンチンの和田脩吉県人会長から「日本とアルゼンチンの交流促進のために、県費留学生を認めるようにと強く要望された」とその著書で記している。

昭和六十年（一九八五）の受入要項では、県費留学生の受入人員をブラジル国二名、アルゼンチン国一名としていた。

県ではこれらの留学生を受け入れるに当たり、前年の昭和五十九年五月十五日に、ブラジルの尾身倍一ブラジル日本文化協会会長とアルゼンチンの和田脩吉在亜岡山県人会会長へ留学生候補者の推薦を依頼した。

ブラジル日本文化協会とは、ブラジルにある各都道府県県人会を統括する団体で、各都道府県県人会と連繋してブラジル国内の県費留学生希望者を募集・選考し、日本の各都道府県へ留学生を推薦するとともに、受入れ決定後は留学生の日本送出事務等を行っていた。

またブラジルの岡山県人会の代表者である宮原毅ブラジル岡山県文化協会会長にも、ブラジル日本文化協会会長へ留学生の推薦を依頼していることを通知した。

そうしたところ前記両団体から予定数どりの推薦があった。これを受けて県では、同年十一月十二日に留学先の岡山大学長へ、研究生としての入学許可を申請した。これに対し岡山大学



昭和34年7月8日 岡山駅で三木知事の出迎えを受ける
初代県費留学生（岡山県公聴広報課引継写真1107-E4）

長から、同年十二月六日付けで入学予定証明書が送付されてきた。県民生活課では、留学の見通しがたったこの三名の留学生について、同年十二月十一日に知事へ受入れのお伺いを立てて、了承を得た。

これにより、翌十二月十二日にブラジル日本文化協会会長、ブラジル岡山県文化協会会長及び在亜岡山県人会会長へ、推薦があった留学生の受入れが決定したことを通知し、来日のための諸手続を依頼した。留学生は、株式会社ウニベルツール（東京都）が手配した航空便により、他都道府県の留学生と共に六七名そろって昭和六十年四月二日来日した。そして翌四月三日に新幹線で岡山入りし、直ちに岡山大学の留学生専用宿泊施設「岡山大学インターナショナルハウス」に入り、一年間の留学生生活のスタートを切った。

南米の移住者達と親交を持つ長野士郎知事は、県費留学生にとりわけ関心を寄せていたことから、留学生は四月十二日に知事を表敬訪問した。

その後一年が経ち、留学生は留学期間が終了する昭和六十一年（一九八六）三月二十日に、知事へそれぞれ留学終了報告を行うとともに代表者が謝辞を述べ、帰国の途に就いた。



昭和58年4月7日 長野知事を表敬訪問して握手をする昭和58年度県費留学生（岡山県公聴広報課引継写真9787-E3）

三 海外技術研修員受入れ事業

【資料2】「海外技術研修員（受入前）」五十九・六十年

（二〇〇〇／県民生活／一四）

本資料中には「岡山県海外技術研修員受入事業実施要領」（以下「実施要領」という。）がある。その内容は次のとおりである。

- 一 目的 本事業はアジア・中近東・アフリカ・南太平洋・中南米等世界のいわゆる発展途上諸国から中堅技術者を海外技術研修員として受け入れ、それらの国が必要とする技術の習得及び岡山県民との交流を通じてその研修員の属する国の発展に寄与する人材を育成し、岡山県並びに日本国とそれら研修員の出身国との友好関係の増進と経済・文化の交流に寄与することを目的とする。
- 二 資格要件 研修終了後において居住国（応募の際永住している国をいう。以下同じ）の中堅技術指導者となる意志と資質を備えているとともに、次の各号の要件を満たす者
 - （一）心身ともに健全な満十八歳以上四十歳未満の男女（年齢計算は受入れる年の四月一日現在による。既婚・未婚の別は問わない。）
 - （二）居住国の国籍を有する者
 - （三）居住国において中等教育以上の教育課程を終了していること
 - （四）原則として技術研修を受けるに足る程度の日本語が理解できること
- 三 募集人員 七名以内
- 四 推薦機関
 - （一）居住国の政府機関及び公的団体
 - （二）日本国の在外公館、公的団体及び進出企業
 - （三）その他岡山県が適当と認める組織
- 五 応募要領 （略）
- 六 応募期限 別に定める日
- 七 決定及び通知 岡山県が日本国政府と協議のうえ採否を決定し、推薦機関及び本人に通知する。
- 八 研修機関 研修機関は、岡山県が研修員の希望を考慮したうえで指定する。
- 九 研修期間 別に定める日から九カ月以内とする。
- 十 研修の概要
 - 基礎研修 研修を受けるための心得及び一般知識を修得する。
 - 実務研修 専門的技術及び知識を修得する。
- 十一 研修中の義務
 - 報告 研修の状況を一カ月ごとに報告書で提出するとともに、研修終了前一日前までに研修期間全体にわたる最終報告書を提出すること
 - 居住地 岡山県が定めた場所に居住すること
 - 親善事業 岡山県または県関係機関が実施する国際親善事業等に積極的に参加すること
 - その他 研修期間中は妻子等を同伴しないこと。また同期間中の日本からの出国は原則として許可しない。
- 十二 身元引受及び生活指導 研修期間中は岡山県が身元引受人となり、研修及び生活に関して必要な指導助言を行う。
- 十三 支給経費
 - （一）航空賃 研修員の居住地最寄の国際空港と日本の国際空港との間の往復航空券若しくは実費（エコノミークラス）を支給する。
 - （二）滞在費 別に定める金額を県の予算の範囲内において支給する。
 - （三）その他 日本国内研修旅費・支度料・書籍費等を県の予算の範囲内において支給する。
- 十四 受入企業等に対する費用弁償 岡山県は、研修員を受入れる企

業等に対し、受入れに要する費用を予算の範囲内において弁償する。

附則 この要領は、昭和五十四年度の海外技術研修員から適用する。

前記「十三 支給経費」のうち「県の予算の範囲内において支給する」金額は、次のとおりである。

「(一) 滞在費」のうち、日当は日額三、七五〇円、下宿代は実費

「(二) その他」のうち、日本国内研修旅費は実費、支度料は二五、〇

〇〇円、書籍費は一〇、〇〇〇円、さらに資料別送料は南米地域が一五、

〇〇〇円、アジア地域が六、〇〇〇円

また「十四 受入企業等に対する費用弁償」で「予算の範囲内において弁償する」金額は、月額四〇、〇〇〇円である。

なお、前記「十一 研修中の義務」には「親善事業」があり、研修員は積極的に国際親善事業等に参加して、県民との国際交流を図ることを義務づけている。

昭和六十年年度の実施要領では、海外技術研修員の募集人員を七名以内としていた。

県ではこれらの研修員を受け入れるに当たり、前年の昭和五十九年八月十三日に、南米の四カ国にある岡山県人会の代表者、すなわち宮原毅ブラジル岡山県文化協会会長、和田脩吉在亜岡山県人会会長、川上進治ペルー岡山クラブ相談役及び石垣朝清ポリビア岡山県人会会長へ、研修員候補者の推薦を依頼した。またこれとは別に、岡山県出身の青年海外協力隊員が赴任地で活動する中で見出した有為な人物を、国際協力事業団青年海外協力隊事務局を通じて推薦してくる場合もあった。

そうしたところ南米県人会のうちブラジルから四名、アルゼンチンから一名、ペルーから一名の推薦があった。また青年海外協力隊事務局からマレーシア一名の推薦があり、上限の七名に達した。

ところがそこに在モンゴル日本国大使館から、三名の受入れ要請があっ

た。受入れ人員を特例措置として増やすためには、県における増額予算措置のほか、補助金を交付する外務省にも例年を超える増員を認めてもらわなければならなかった。

そこで県民生活課は同年十二月十一日に、モンゴルからの受入れ人数を二名に減らして、総勢九名を受入れることとする案を知事へお伺いして、了承を得た。

研修員の受け入れ先は、県立農業試験場、県工業技術センターの県機関のほか、病院、専門学校、民間の会社とさまざまな機関があった。

県では昭和六十年四月二十三日に、各受入機関の長へ研修員の受入れを正式に依頼するとともに、研修員がビザを取得するために必要な書類の作成をお願いした。

そして必要書類がそろった同年五月十七日に、ブラジル、アルゼンチン、ペルーの各県人会長、青年海外協力隊事務局長及び在モンゴル日本国大使館大使へ、研修員の受入決定通知書を送付するとともに来日のための諸手続を依頼した。

研修員は、同年六月二十八日に全員来日し、翌二十九日に岡山入りした。長野士郎知事は、県費留学生同様、海外技術研修員にもとりわけ関心を寄せていたことから、研修員は七月三日に知事を表敬訪問した。翌七月四日には岡山国際交流プラザで研修開講式が行われ、研修を開始した。



昭和59年7月5日 昭和59年度海外技術研修員の研修開講式 (岡山県公聴広報課引継写真10178-B4)

知事は、その日の夕方、研修員の受入機関の代表者及び留学生の指導教授も招き、海外技術研修員と県費留学生合同の歓迎会を催した。

その後九カ月が経ち、知事は研修が修了する昭和六十一年三月二十日に研修修了式を行い、各研修員それぞれへ修了証書を授与した。これに対し研修員の代表者が謝辞を述べた。

四 国の補助金

都道府県が実施する二つの受入れ事業について、国（外務省）はその積極的推進を図るため、

都道府県に対する補助制度を設けた。

【資料3】「海外技術協力推進団体補助金（外務省）」六十・六十一年度

（二〇〇〇／県民生活／一六）

本資料中には昭和六十年度の「海外技術協力推進団体補助金（地方公共団体補助金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）がある。

交付要綱第二条では「経費の区分」として、補助事業を①「海外技術協力事業」と②「海外移住事業」に区分していた。海外技術研修員受入れ事業は①の項目で、県費留学生受入れ事業は②の項目で取り扱われた。

前記一の端緒で述べたとおり、県費留学生受入れ事業はブラジル移住者を支援する目的で岡山県が始めた。

その後、実施する都道府県が増えていく中で国は補助制度を設けるのであ



昭和59年3月16日 長野知事から修了証書を授与される
昭和58年度海外技術研修員（岡山県公聴広報課引継写真
10064-C2）

るが、昭和六十年度の「県費留学生制度に対する国庫補助実施要領」には、「趣旨」として次のとおり記載されている。

外務省は、都道府県（以下「県」という。）出身の海外移住者の子弟を県内等の大学または研究機関に留学させるいわゆる県費留学生事業が持つ意義を認め、かつ、その形式や内容がまちまちである本事業の定型化、統一化を望む県側の要望に応じ、本事業を実施する都道府県に対し国庫補助を行うものである。

つまり、この補助制度は国が主体的に制定したものではなく、各都道府県からの要望に応じて受動的に制定したものである。したがって補助対象者は各都道府県一名に限定し、補助率は通常の補助金と同水準の二分の一にした。この補助金を担当していたのは外務大臣官房領事移住部移住課で、「県費留学生受入費」を海外移住事業の一環として執行していた。

昭和六十年度における県費留学生受入れ事業は、全国の三七都道府県で実施された。

海外技術研修員受入れ事業は、外務省経済協力局政策課が執行した。国は経済協力とりわけ海外技術協力を強力に推進するため、各都道府県へ海外技術研修員を積極的に受け入れるよう広く呼び掛けた。そのため補助率は、各都道府県が取り組みやすいよう四分の三と合わせて高率なものとした。さらに、予算上の受入れ人数も各都道府県七名とし、県費留学生の一名に比べて大幅に増やした。

国が開始した当初の昭和四十六年度（一九七一）は、実施したのは三県だけで海外技術研修員受入者数は二〇名だった。その後、海外技術研修員を受け入れる道府県は順調に増加し、昭和六十年には四一道府県で三〇七名、累計で二、七九〇名を受け入れるまでに拡大した。

すると国では、政策目的がほぼ達成されたと判断し、昭和六十年度に補助率をそれまでの四分の三から三分の二へ引き下げた。

さらに、外務省経済協力局政策課企画官が道府県海外技術協力事業事務担当課長へ通知した昭和六十一年一月八日付け事務連絡では「技術協力事業補助率は、最近の地方における国際化の進展・定着状況を勘案し、従来の三分の二より二分の一に見直すことといたしました」とし、昭和六十一年度にも二年連続で一層の引き下げを行い、通常の補助金と同水準にした。

おわりに

筆者は、昭和四十九年度（一九七四）から三十八年間、岡山県に奉職したが、その間の昭和五十五年度（一九八〇）に県民生活部県民課海外係へ異動となった。そして昭和六十年までの六年間、地域振興部県民生活課海外係、同課国際交流班と機構改革を経験しながら、連続して初期の国際交流事業に携わってきた。

ただ異動当時の昭和五十五年度の海外係は、正職員数が係長以下五人で、係の総括をする係長、パスポートを発給する職員二人、主に外国人登録事務を行う筆者、それに海外移住事務を行う中で県費留学生と海外技術研修員の受入れも行う職員一人だけだった。そのため係の主な事業が国際交流事業という認識はなかった。

そうしたところ、前記①の端緒で述べたとおり、翌昭和五十六年度にスタートした岡山県新総合福祉計画に「国際交流」が登場し、国際化への対応が県政の重点事業の一つとなった。岡山県立記録資料館所蔵の行政刊行物『地域振興行政の概要』^⑦によると、昭和五十六年度には二つの受入れ事業に加えて「日本語教師の中国派遣事業」が始まっている。また昭和五十七年度になると、それまで「海外交流の強化対策」だった地域振興部重点施策名が「国際交流の促進」となり、「国際交流」が部の重点施策として対外的に発信された。さらに昭和五十九年度には同重点施策名が「国際交流の推進」^⑧と改められ、県民と外国人が気楽に集える場として「岡山国際交流プラザ」が設置された。正職員数も昭和五十九年度に六人、昭和六十

年度には七人へ増員された。^⑨

このように、国際交流事業は昭和五十年代後半から充実していくが、その中でも二つの受入れ事業は常にその中心に位置付けられていた。

筆者は異動して二年目の昭和五十六年度に、二つの受入れ事業の担当者となった。以後五年間にわたり県費留学生と海外技術研修員の受入れを行うとともに彼等と県民との交流事業も数多く手がけた。

そしてこの間に作成したこれらの文書は、自分自身で体系的に編冊し、課内で一年間保存した後、文書保存担当の総務学事課へ毎年度引き継いできた。そのため県立記録資料館には、事業開始後もない公文書が多数所蔵されているものと考えていた。

ところが調べてみると、自分自身で作成した公文書を含め、初期のものはことごとく所蔵されておらず、最も古いものでも昭和五十九・六十年のものであった。県費留学生関係では昭和三十四年度に開始して実に二五年間、海外技術研修員関係でも昭和五十四年度に開始して五年間の記録は、閲覧することがかなわなくなっていた。

思うに、当時は公文書の選別収集が本格的に実施されていなかったため、総務学事課に引き継がれた公文書は、五年間の保存年限が満了すると、整然と廃棄されていたものと考えられる。

現在、公文書の選別収集を担当する筆者としては、県の主要施策・懸案事項等、さまざまな事業の重要性を見極めながら、歴史的・学術的・行政的価値ある公文書を適切に収集・整理していく必要性について、本稿を執筆する中で改めて痛感した。

最後に、受入れ開始年度から昭和六十年までの県費留学生の国別受入者数を表一に、海外技術研修員の国別受入者数を表二にまとめた。

ただ、所蔵公文書にはこれらをまとめた資料はなく、また県庁の国際課にも、この間の記録は残されていなかった。そのため、さまざまな公文書や行政刊行物を調べ、断片的な情報をつなぎ合わせてこの一覧表を作成したものである。

岡山県立記録資料館には、多様な情報を求めて公文書の閲覧請求がある。その場合、正にそのものといった公文書があれば幸いだ、ない場合は、それに関連したいくつかの公文書を紹介することになる。できるだけ請求者の希望が叶えられるよう、公文書の関連情報の在りかについてもより一層把握していきたい。

〈注〉

- (1) 岡山県広報誌『おかやま』昭和三十三年九月一日号には、三木知事が昭和三十三年五月十六日から六月三十日までの間、北南米出張を行ったときの講演録を掲載している。その九頁には、岡山県出身ブラジル移住者について「二世三世の青年の中には、日本へ行って勉強したいという人もあるのですから、そうしたブラジルの子弟は喜んで岡山県に迎えて大学にお世話し、日本の教育を身につけて帰ってもらう。」との考えが述べられている。
- (2) 岡山県立記録資料館所蔵公文書「ブラジル日本移民七十年記念」五十三年度（一九九七／県民／一）編冊の資料「訪

表 1 県費留学生国別受入者数

区分 (昭和 年度)	ブラ ジル	アル ゼン チン	区分 (昭和 年度)	ブラ ジル	アル ゼン チン
34	2		48	2	
35			49	2	
36	2		50	2	
37			51	2	
38	2		52	2	
39	2		53	2	
40			54	2	
41	2		55	3	
42			56	2	
43			57	2	1
44			58	2	
45	2		59	2	
46	2		60	2	1
47	2		計	43	2

表 2 海外技術研修員国別受入者数

区分 (昭和 年度)	ブラ ジル	アル ゼン チン	ポリ ビア	ペル ー	パラ グ アイ	スリ ラ ン カ	フィ リ ピン	バン グ ラ デ シュ	マレー シア	モン ゴル	計
54	2	1	1	1		2					7
55	3		1	1			2				7
56	4		1	1	1			1			8
57	4	1		1					1		7
58	4		1	1					1		7
59	4			2					1		7
60	4	1		1					1	2	9
計	25	3	4	8	1	2	2	1	4	2	52

- 伯・訪垂報告書」には、両県人会から海外技術研修員の受入れ要望があったことを記録している。また同資料「技術研修員受入府県名及び五十三年度受入人員」によると、昭和五十三年度には全国で二八道府県が一九三名の海外技術研修員を受け入れていた。
- (3) 岡山県庁の昭和四十八年度から平成二十五年度までの間における部局及び課室等の名称については、平成二十六年（二〇一四）に岡山県立記録資料館が発行した『岡山のアークイブズ三』記録資料館活動成果資料集』に「資料一 年度別本庁行政組織」として掲載している。
- (4) 本事業に関しては、岡山県立記録資料館所蔵公文書「海外技術研修員（受入後）」六十年度（二〇〇〇／県民生活／一五）も保存している。
- (5) 長野士郎『私の海外ノート』ぎょうせい、一九七九年、二八頁
- (6) 外務省の「海外技術協力推進団体補助金実施要領」によると、「都道府県における移住事業の振興を促進するため」外務省が各都道府県に補助金を交付する事業は、「県費留学生受入事業」の他に「移住者父兄現地派遣事業」、「移住者家族連絡活動事業」、「海外知識普及事業」がある。
- (7) 『地域振興行政の概要』は、岡山県庁に地域振興部が設置された昭和五十六年度から平成九年度までの間に毎年度発行された。部の主要事業とともに各課室のすべての事業の内容等が掲載されている。
- (8) 昭和六十年度の『地域振興行政の概要』では、「国際交流の推進」のねらいを「瀬戸大橋の完成を間近にひかえ、岡山県は本格的な国際化時代を迎えようとしている。このような中であって、さまざまな国の人々と県民との交流活動を推進して豊かな友情をはぐくみ育てることにより相互理解と友好親善の一層の促進を図る。」としている。
- (9) 令和四年度の県民生活部国際課は、正職員数が課長以下一二人で、国際交流貢献班と海外渡航班を置いている。

（かたおか すすむ 岡山県立記録資料館）

編集後記

岡山県立記録資料館紀要第一八号をお届けします。

今号では、紀要の編集方法の見直しを行い、担当間で何度も編集会議を開きました。編集過程で戸惑うことも多々ありましたが、無事刊行できたことを嬉しく思います。今後もアーカイブズに関わる様々な内容を皆様にお届けしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により中止していたイベントも、今年度は無事開催することができました。大勢の方々が御参加くださり、当館も賑わいを取り戻しつつあります。

最後に、お忙しい中、原稿をお寄せくださいました執筆者の方々に厚くお礼申し上げます。

(砂場)



岡山県立記録資料館 紀 要 第18号

発 行 日 令和5（2023）年3月31日

編 集 岡山県立記録資料館
発 行 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1
☎(086)222-7838 / FAX(086)222-7842

印 刷 株式会社 三門印刷所
〒703-8233 岡山県岡山市中区高屋4116-7
☎(086)273-0550 / FAX(086)270-8202

ISSN 1880-8506 Printed in Japan



本紀要は当館紀要編集委員会の審査協議の上発行しておりますが、執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は当館としての見解を示すものではありません。